

第 3 編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

災害応急対策計画は、次の考え方のもとに作成する。

第1 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に展開するため、市その他防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

第2 円滑な災害応急対策活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

- ・ ボランティアの支援の適切な受け入れ
- ・ 住民に対する迅速、適切な情報提供、相談活動
- ・ 災害発生時に災害の拡大を防止し、危険を除去するための消防・水防活動
- ・ 人命救助活動と負傷者等に対する救援・救護活動
- ・ 避難対策、食料・飲料水・緊急物資等の供給、応急仮設住宅の提供、保健・衛生対策、生活救援対策等、被災者に対する救援・救護活動
- ・ 円滑な救助・救急、水防活動等を支え、また、緊急物資等を供給するための交通規制、緊急輸送の確保活動
- ・ 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の復旧活動
- ・ 学校における児童・生徒の安全確保と教育施設等の応急復旧活動
- ・ 二次災害を防止のための活動

なお、災害応急対策の実施にあたっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、主要項目について、概ねの順序を示すと次のとおりである。

	災害応急活動体制	災害応急活動の内容		
発災直後	・ 災害対策要員の確保 (初動体制の確保) ・ 被害情報の収集・伝達 ・ 災害対策本部の設置 ・ 関係機関への応援要請	・ 住民等への情報の提供	・ 人命救助、救急医療 ・ 消火・水防等、被害の拡大の防止 ・ 避難収容 ・ 食料や物資等の供給 ・ 児童・生徒の安全確保	・ 交通規制 ・ 緊急輸送
第2段階	(必要に応じ、各災害応急活動展開のための個別組織を検討)	・ 住民等の相談窓口の開設 ・ ボランティア等の受け入れ	・ 保健・衛生対策 ・ 仮設住宅の確保 ・ 教育機能の回復 ・ 生活救援対策	・ 二次災害対策 ・ ライフライン及び交通施設の回復

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 組織設置計画（総括部本部班）

風水害等による災害が発生し、または発生するおそれがある場合における防災組織の体制について定める。

第1 災害対策本部

1 設置者

市長は、市域に風水害等が発生し又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認めたときは、災害対策本部を設置する。

2 本部長

災害対策に関わる職務に関して、市長が不在のとき、又は市長が欠けたときは、次の順位で職務を代理する。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	政策部長	総務部長

3 設置場所

災害対策本部の設置場所は、原則として、本庁舎4階特別会議室に置く。ただし、本庁舎4階特別会議室に設置することが不可能な場合は、市長が指定する場所（南庁舎2階会議室3など）に置く。また、本庁舎4階401号室を災害対策本部員室とし、災害対策本部事務局室は危機管理室とする。

なお、災害によってガスが使用できなくなった場合は、電気式の南庁舎に災害対策本部を設置する。

4 設置基準

- (1) 高砂市に「大雨警報」「洪水警報」「高潮警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発表され、かつ、市域に中規模の災害が生じるおそれがあるとき
- (2) 加古川の河川水位が避難判断水位に到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれているとき、又は法華山谷川若しくは天川の河川水位が氾濫注意水位に到達し、かつ、引き続きの水位上昇が見込まれているとき
- (3) 風水害等により中規模の災害が生じたとき
- (4) その他、不測の事態が生じ又は生じるおそれがあるため必要があると認められるとき

5 廃止基準

次の場合に災害対策本部を廃止する。

- (1) 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき
- (2) 災害応急対策に備えるため設置した場合で、風水害等の発生のおそれが解消したと認められるとき
- (3) 高砂市に発表されていた「大雨警報」「洪水警報」「高潮警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」が解除されたとき

報」のすべてが解除されたとき

6 業 務

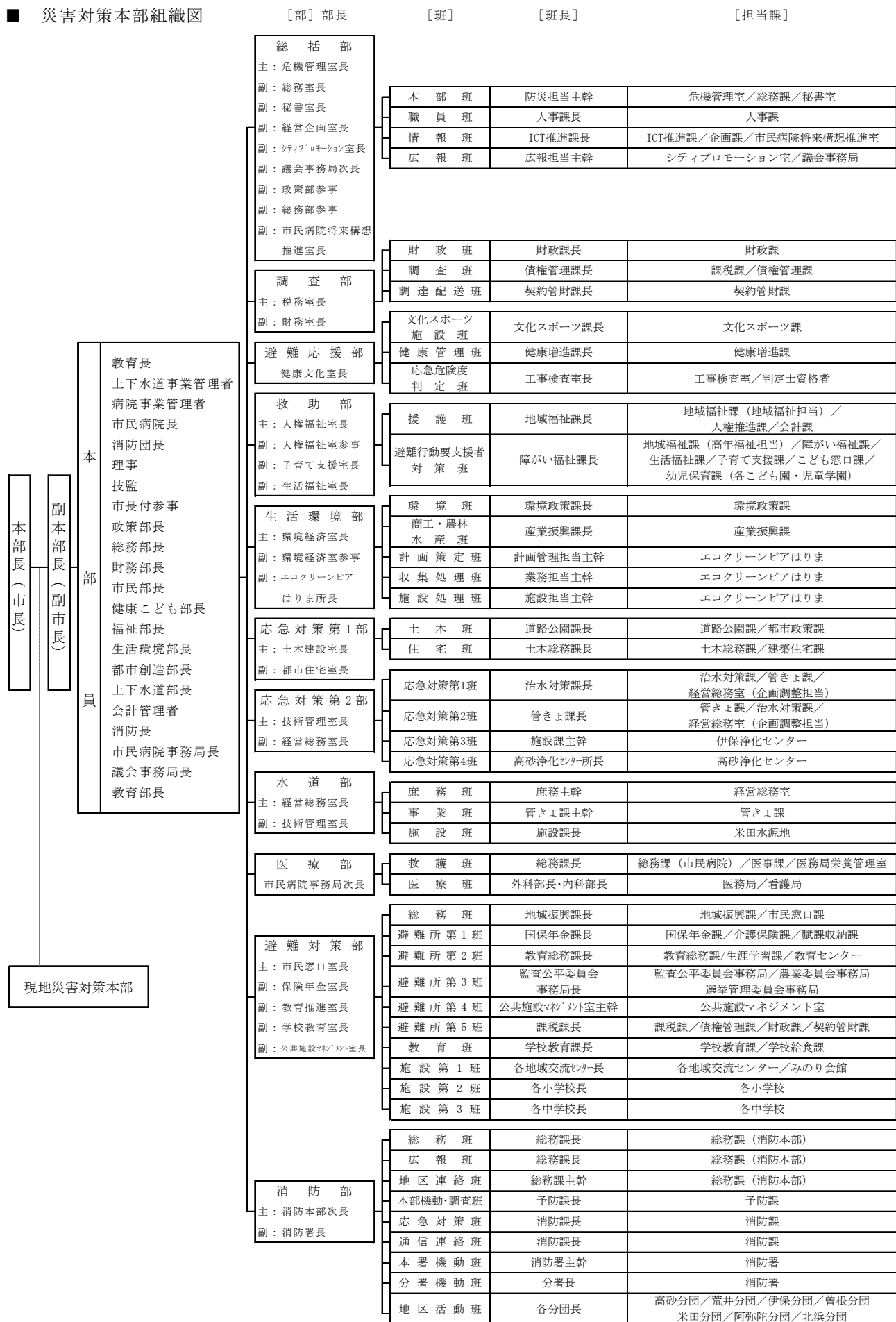
災害対策本部は、高砂市防災会議と緊密な連絡のもとに、市の災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。

特に初動時においては、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務に重点的にあたることとする。

7 組 織

災害対策基本法、高砂市災害対策本部条例及び高砂市災害対策本部設置要綱の定めるところによる。

■ 災害対策本部組織図



高砂市災害対策本部の組織及び分掌事務

別表第1 本部員

本部員となるべき者の職	教育長 上下水道事業管理者 病院事業管理者 市民病院長 消防団長 理事 技監 市長付参事 政策部長 総務部長 財務部長 市民部長 健康子ども部長 福祉部長 生活環境部長 都市創造部長 上下水道部長 会計管理者 消防長 市民病院事務局長 議会事務局長 教育部長
-------------	--

別表第2 部・班等の組織及び分掌事務

部	班	班 長	分 掌 事 務
総括部	本部班	防災担当主幹	1 災害対策本部（災害警戒本部）の設置及び閉鎖に関すること。 2 対策本部会議（警戒本部会議）の招集及び進行に関すること。 3 配備指令その他本部命令の伝達に関すること。 4 各部及び班の連絡調整に関すること。 5 自衛隊派遣要請に関すること。 6 県及びその他防災関係機関への報告、協力及び連絡調整に関すること。 7 災害に関する統計資料等に関すること。 8 被害状況等の記録の整理に関すること。 9 気象、地震及び津波情報並びに被害状況の情報収集に関すること。 10 市民及び関係機関からの災害情報の収集に関すること。 11 応急対策等の調整に関すること。 12 ホームページ及び防災機器による災害対策の情報伝達に関すること。 13 災害に関する文書の收受、発送、浄書及び印刷に関すること。 14 庁内電話等通信施設及び電気施設の確保に関すること。 15 来庁者の安全確保及び避難誘導に関すること。 16 ホームページによる避難者の情報公開に関すること。 17 被害状況及び対策状況等の議会への報告に関すること。 18 業務継続計画に係る非常時優先業務の進捗に関すること。 19 災害時受援業務の調整に関すること。 20 高砂市連合自治会役員と地域における情報の収集及び提供に関すること。 21 災害視察者その他見舞者の応接に関すること。 22 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	職員班	人 事 課 長	1 職員の動員及び各班の配置調整に関すること。 2 人員不足による労働者の確保に関すること。 3 他の公共団体等への応援要請及び応援職員の受入れに関すること。 4 他の公共団体等からの職員派遣要請に関すること。 5 職員の出勤状況の把握及び記録に関すること。 6 災害活動従事職員の被服及び食料並びに公務災害補償等に関すること。 7 職員に対する災害知識の向上に関すること。
	情報班	ICT 推進課長	1 避難所 Wi-Fi 機器設定・タブレット等通信機器の保全に関すること。 2 電子機器等、OA 機器類、情報システム等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 行政ネットワークが使用できない場合の対応に関すること。 4 処理データ等の保全に関すること。 5 災害情報の収集・発出時における本部班の支援に関すること。
	広報班	広報担当主幹	1 被害状況の写真等による記録及び災害応急対策状況の記録に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 3 災害広報活動及び広聴に関すること。 4 市民及び関係機関への災害情報の伝達に関すること。 5 市民への避難指示等の情報伝達に関すること。 6 報道機関及び市民への避難者の情報公開に関すること。 7 被害状況及び対策状況等の報告に関する議会への連絡に関すること。 8 災害に関する議会との連絡に関すること。 9 指定管理者との連絡調整に関すること。 10 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。
調 査 部	財 政 班	財 政 課 長	1 災害予算の編成及び資金の調達に関すること。 2 災害予算の所管調整に関すること。

部	班	班 長	分 掌 事 務
	調 査 班	債権管理課長	1 市民及び一般家屋等の被害に対する必要な調査に関すること。 2 被災者に対する救援物資の配布に関すること。(調査時) 3 災害による市税の減免等に関すること。 4 防災資機材購入による固定資産税等の特例に関すること。 5 応急対策第1部への応援要請に関すること。
	調達配送班	契約管財課長	1 災害対策用物資(薬剤を除く。)の調達、検収等に関すること 2 市有財産(他の所管に属するものを除く。)の災害対策被害調査及び保険請求に関すること。 3 車両の管理及び配属に関すること。 4 災害対策用車両及び避難対策用車両の配置、借入れ、調整等に関すること。 5 応急食料の調達に関すること。 6 避難者及び被災者に対する救援物資の配送に関すること。
避難応援部	文化スポーツ施設班	文化スポーツ課長	1 外国人に対する情報提供及び相談の支援に関すること。 2 姉妹都市からの応援協力等に関すること。 (文化会館について) 3 指定管理者との連絡調整に関すること。 4 所管施設の運営管理に関すること。 5 福祉避難所で活動する避難行動要支援者対策班への応援に関すること。 6 来館(入場)者等の安全対策及び避難誘導に関すること。 7 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 8 避難所を開設するためのスペース確保に関すること。 9 所管施設における避難者の情報に関すること。 10 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 11 被災現地における災害情報の収集及び伝達に関すること。 12 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関すること。 (総合運動公園内体育施設について) 13 指定管理者との連絡調整に関すること。 14 被災者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。 15 避難所の開設及び運営並びに避難者の世話等に関すること。 16 来館(入場)者等の安全対策及び避難誘導に関すること。 17 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 18 避難所、遺体安置所を開設するためのスペース確保に関すること。 19 所管施設における避難者の情報に関すること。 20 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 21 被災現地における災害情報の収集及び伝達に関すること。 22 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関すること。 23 遺体安置所で活動する環境班への応援に関すること。 (市民プールについて) 24 入場者等の安全対策及び避難誘導に関すること。 (向島多目的球場について) 25 向島多目的球場一帯の避難通報及び避難誘導に関すること。 26 津波発生時の避難対策に関すること。 (伊保スポーツ広場について) 27 入場者等の安全対策及び避難誘導に関すること。
	健康管理班	健康増進課長	1 災害に伴う感染症予防対策に関すること。 2 環境班と連携した消毒用薬剤等の調達・配布及び備蓄に関すること。 3 食品衛生及び食中毒の予防対策に関すること。 4 精神医療及び健康対策の実施に関すること。 5 医師会及び健康福祉事務所との連絡調整に関すること。 6 救護所で活動する救護班への応援に関すること。
	応急危険度判定班	工事検査室長	1 応急危険度判定実施本部の設置に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定に関すること。 3 被災宅地危険度判定に関すること。 4 応急危険度判定士の派遣要請に関すること。
救助部	援護班	地域福祉課長	1 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用申請等に関すること。 2 罹災証明書、罹災届出証明書の発行に関すること。 3 災害に係る弔慶金、見舞金、援護資金、各種支援費等の支給に関すること。 4 救援物資及び義援金の募集に関すること。 5 救援物資及び義援金の収受又は配分に関すること。

部	班	班 長	分 掌 事 務
			6 県災害救護専門ボランティアの派遣要請に関すること。 7 災害ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 8 応急救助に要する資金前渡及び支払に(支出事務を除く)関すること。(会計課) 9 人権、ジェンダーなどの相談に関すること。(男女共同参画センター)
	避難行動要 支援者対策 班	障がい福祉 課長	1 避難行動要支援者の把握に関すること。 2 避難行動要支援者の避難誘導及び収容方法に関すること。 3 避難行動要支援者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。 4 福祉避難所の開設・運営に関すること。 5 応急食料の炊き出しの実施に関すること。 6 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 7 認定こども園等での保健衛生に関すること。 8 救護所で活動する救護班への応援に関すること。
生活環境部	環境班	環境政策課長	1 災害に伴う病害虫駆除等に関すること。 2 災害に伴う水質汚濁その他公害に係る調査及び防止対策に関すること。 3 健康管理班と連携した消毒用薬剤等の調達、配分及び備蓄に関すること。 4 遺体安置所の開設及び運営に関すること。 5 遺体の収容及び処置、火葬等に関すること。 6 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。
	商 工・ 農林水産班	産業振興課長	1 災害時における日用品、建築資材等の物価安定及び商工業者等との連絡調整に関すること。 2 災害による生業資金の貸付等に関すること。 3 災害時帰宅困難者の対策に関すること。 4 被災者の雇用の促進要請に関すること。 5 農作物の応急措置の指導に関すること。 6 農林水産施設、山地、田畑及び農作物等の被害に対する必要な調査に関すること。 7 農林水産施設、山地及び田畑の災害対策及び応急復旧に関すること。 8 農林水産資材のあっせん及び供与に関すること。 9 農林水産資金の貸与に関すること。 10 農林水産関係の被災証明に関すること。 (勤労者総合福祉センターについて) 11 指定管理者との連絡調整に関すること。 12 被災者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。 13 避難所の開設及び運営並びに避難者の世話等に関すること。 14 来館(入場)者等の安全対策及び避難誘導に関すること。 15 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 16 避難所の設営及び撤収に関すること。 17 各施設における避難者の情報に関すること。 18 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 19 被災現地における災害情報の収集及び伝達に関すること。 20 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関すること。
	計画策定班	エコクリーンビ アはりま主幹 【計画管理担当】	1 災害時のごみ・し尿及びがれきの処理計画の策定に関すること。 2 曽根港一帯の避難通報及び避難誘導に関すること。
	収集処理班	エコクリーンビ アはりま主幹 【業務担当】	1 災害時のごみ及びがれきの収集実施等に関すること。 2 災害時のし尿の収集実施等に関すること。 3 応急仮設トイレに関すること。
	処理施設班	エコクリーンビ アはりま主幹 【施設担当】	1 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 仮置場の運営に関すること。
応急対策 第1部	土木班	道路公園課長	1 道路、橋梁等の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急の交通対策に関すること。 3 土砂災害警戒地域(イエロー)及び土砂災害特別警戒区域(レッド)内の被災状況の把握に関すること。 4 土砂災害警戒情報に伴う市民への避難指示等の情報伝達に関すること。 5 公園、緑地等の災害対策及び応急復旧に関すること。 6 公園、緑地等の被害状況調査に関すること。 7 向島公園及びあらい浜風公園一帯の避難通報及び避難誘導に関すること。 8 調査部調査班への応援に関すること。

部	班	班 長	分 掌 事 務
応急対策 第 1 部	住宅班	土木総務課長	1 災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。 2 応急仮設住宅の入居者の決定に関すること。 3 市有建物の被害調査に関すること。 4 住宅災害に係る支援費に関すること。 5 被災住宅再建共済制度の事務に関すること。 6 調査部調査班への応援に関すること。
応急対策 第 2 部	応急対策 第 1 班	治水対策課長	1 樋門、水門、ゲート等の開閉等災害対策及び応急復旧に関すること。 2 津波発生時の避難対策に関すること。 3 ため池及び農業用施設の災害対策又は応急復旧に関すること。 4 排水機場の運転に関すること。 5 調査部調査班への応援に関すること。 6 浸水区域の排水活動に関すること。
	応急対策 第 2 班	管きょ課長	1 浸水区域の排水活動に関すること。 2 下水道の災害対策及び応急復旧に関すること。
	応急対策 第 3 班	施設課主幹 (伊保浄化セ ンター)	1 下水道の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 下水道施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 排水施設の運転に関すること。 4 曾根港一帯の避難通報及び避難誘導に関すること。
	応急対策 第 4 班	高砂浄化 センター所長	1 下水道施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 排水施設の運転に関すること。 3 高砂港一帯の避難通報及び避難誘導に関すること。
水道部	庶務班	庶 務 主 幹 (上下水道部)	1 諸資材の調達に関すること。 2 水道事業施設の被害状況調査の取りまとめに関すること。
	事業班	管きょ課主幹	1 送配水管の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 給水広報に関すること。 3 被害地の応急給水に関すること。
	施設班	施設課長	水道事業施設（送配水管を除く。）の災害対策及び応急復旧に関すること。
医療部	救護班	総務課長 (市民病院)	1 被災者の収容及び医事手続に関すること。 2 応急治療所の設営に関すること。 3 医薬品、衛生材料等の調達、配分等に関すること。 4 他の医療機関との連絡調整に関すること。
	医療班	外 科 部 長 内 科 部 長	1 被災現地における応急措置に関すること。 2 傷病者の収容に関すること。 3 被災地、避難所等の感染症対策指導に関すること。 4 死体の検案に関すること。
避難対策部	総務班	地域振興課長	1 被災者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。 2 避難所の開設及び運営並びに避難者の世話等に関すること。 3 在園者、在校者、来館（入場）者等の安全対策及び避難誘導に関すること。 4 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 5 避難所の設営及び撤収に関すること。 6 災害対策事務に係る部内の連絡調整に関すること。 7 応急食料の炊き出しの実施に関すること。 8 班所管施設における避難者の情報に関すること。 9 指定管理者との連絡調整に関すること。 10 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 11 被災現地における災害情報の収集及び伝達に関すること。 12 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関すること。 13 ボランティアの宿泊に関すること。
	避難所 第 1 班 第 2 班 第 3 班 第 4 班	国保年金課長 教育総務課長 監査公平委員 会事務局長 公共施設マネ ジメント室主幹	1 被災者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。 2 避難所の開設及び運営並びに避難者の世話等に関すること。 3 来館（入場）者、在校者等の安全対策及び避難誘導に関すること。 4 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 5 避難所の設営及び撤収に関すること。 6 所管施設における避難者の情報に関すること。 7 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 8 被災現地における災害情報の収集及び伝達に関すること。 9 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関すること。 10 学校施設の保健衛生に関すること。

部	班	班 長	分 掌 事 務
	第 5 班	課税課長	11 教育施設の被害状況及び災害対策状況の収集、報告等に関すること。 12 文化財に係る被害状況の調査報告及び災害応急対策の実施に関すること。 13 小中学校の管理者に対する連絡又は指示に関すること。
避難対策部	教 育 班	学校教育課長	1 災害による応急教育施設及び教育の確保に関すること。 2 児童及び生徒の避難救助に関すること。 3 被災児童及び被災生徒の学用品、教材、教科書等の給付に関すること。
	施設第 1 班	各地域交流センター長	1 被災者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。 2 避難所の開設及び運営並びに避難者の世話等に関すること。 3 来館（入場）者、在校者等の安全対策及び避難誘導に関すること。
	施設第 2 班	各小学校長	4 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 5 避難所の設営及び撤収に関すること。
	施設第 3 班	各中学校長	6 所管施設における避難者の情報に関すること。 7 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 8 被災現地における災害情報の収集及び伝達に関すること。 9 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関すること。
消 防 部	総 務 班	総務課長	1 災害対策事務に係る部内の連絡調整に関すること。 2 資機材の確保に関すること。
	広 報 班	総務課長	1 予報及び各種警報の伝達に関すること。
	地区連絡班	総務課主幹	1 地区活動班の連絡及び調整に関すること。
	本部機動・調査班	予防課長	1 河川周辺地域及び災害要注意箇所における発災危険状況に関すること。 2 河川の氾濫状況、浸水区域及び浸水高の調査並びにそれらの拡大減衰傾向に関すること。 3 がけ崩れ、地すべり及び土砂災害の発生状況並びに内陸滞水高潮による浸水状況に関すること。 4 災害現場における救助活動に関すること。 5 地区活動班の応援に関すること。 6 資機材の配分及び輸送に関すること。 7 作業要員その他必要物資の輸送に関すること。 8 ヘリポートの設置に関すること。
	応急対策班	消防課長	1 河川周辺地域及び災害要注意箇所における発災危険状況に関すること。 2 河川の氾濫状況、浸水区域及び浸水高の調査並びにそれらの拡大減衰傾向に関すること。 3 がけ崩れ、地すべり及び土砂災害の発生状況並びに内陸滞水高潮による浸水状況に関すること。 4 緊急対策の企画に関すること。 5 総合情報及び災害状況報告の調整に関すること。 6 関係機関との通報連絡及び調整に関すること。 7 指揮命令の伝達に関すること。
	通信連絡班	消防課長	1 気象情報の収集及び通報に関すること。 2 災害状況報告の整理に関すること。 3 関係機関との通報連絡及び調整に関すること。
	本署機動班	消防署主幹	1 災害現場における救助活動に関すること。 2 地区活動班の応援に関すること。 3 資機材の配分及び輸送に関すること。 4 作業要員その他必要物資の輸送に関すること。 5 ヘリポートの設置に関すること。
	分署機動班	分署長	1 災害現場における救助活動に関すること。 2 地区活動班の応援に関すること。 3 資機材の配分及び輸送に関すること。 4 作業要員その他必要物資の輸送に関すること。 5 ヘリポートの設置に関すること。
	地区活動班	分団長	1 防災及び復旧作業全般に関すること。 2 堤防及び危険箇所の状況報告に関すること。 3 避難及び救助に関すること。

(1) 組織

- ・本部長 市長
- ・副本部長 副市長
- ・本部員 教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、市民病院長、消防団長、理事、技監、市長付参事、政策部長、総務部長、財務部長、市民部長、健康こども部長、福祉部長、生活環境部長、都市創造部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市民病院事務局長、議会事務局長、教育部長
- ・活動組織 12部45班

(2) 本部会議

本部長、副本部長及び本部員で組織する会議で、本部長の招集により、災害予防及び災害応急対策に関する協議を行い、その基本方針を決定する。

(3) 本部連絡員

各部に本部連絡員1名を置き、各部に常駐するものとする。また、本部連絡員は、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害対策に必要な情報を取りまとめ、本部(総括部本部班)に定期的に連絡するとともに、本部からの指示等を所属の部に伝達する。

また、本部長の命があったときは、本部(総括部本部班)に常駐する。

(4) 本部に常勤する職員

① 常時勤務する職員

本部長、副本部長、本部員、総括部本部班、総括部広報班の職員、その他本部長が必要と認めた職員

② 状況により勤務する職員

各部長、班長、その他本部長が必要と認めた職員及び関係者

(5) 本部の標識等

本部が設置されたときは、市役所正面玄関及び本部設置場所に「高砂市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。また、本部長、副本部長、本部員、班長、班員等は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。

8 運 営

(1) 本部会議の開催

本部長は、災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。

① 報告事項

副本部長、本部員は、直ちに本部へ参集し、各部の配備体制、緊急措置事項を報告する。

② 協議事項

本部会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長若しくは本部員の提議により、概ね次の事項を協議する。

ア 本部の配備体制の切り換えに関すること。

イ 本部の配備体制の解除に関すること。

ウ 各部の基本処理方針に関すること。

エ 災害対策経費の処理等に関すること。

オ 災害救助法の適用の意見に関すること。

カ 自衛隊、県及び他の市町村への応援要請に関すること。

キ その他災害対策の重要事項に関すること。

(2) 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

総括部本部班は、本部が設置されたときは、次の措置を講ずるものとする。

① 本部開設に必要な資機材等の準備

- 高砂市防災地図
- 地域防災計画書
- 被害状況図板、白板等
- 住宅地図
- ラジオ・テレビ
- 職員名簿
- 市内官庁等連絡名簿
- ハンドマイク、懐中電灯
- 必要書類、筆記具

② 通信手段の確保

情報連絡に関する計画に定める通信施設の被害状況を迅速に把握し、下記の機材の準備を行い、通信手段の確保を図る。また、衛星通信ネットワークの非常用発電設備の燃料確保を行う。

- 臨時電話
- 防災行政無線
- マイク付き公用自動車
- 衛星通信（非常時間：24時間）

9 関係機関等への通知

本部を設置又は廃止した場合は、総括部本部班は、直ちに以下の防災関係機関等へ適当な方法により通知するとともに、必要に応じて関係職員の派遣を要請する。

関係機関等		通知手段
兵庫県	県災害対策本部、県災害対策東播磨地方本部、加古川健康福祉事務所、加古川土木事務所、加古川農林水産振興事務所、企業庁利水事務所、北播磨県民局加東農林振興事務所加古川流域土地改良事務所	フェニックス防災システム 電話、FAX、その他
警 察	高砂警察署	電話、FAX、その他
指定地方行政機関等	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所、近畿農政局兵庫農政事務所、加古川海上保安署、陸上自衛隊中部方面特科連隊第1大隊第3中隊	電話、FAX、その他
指定公共機関及び 指定地方公共機関等	JR 西日本(株)加古川駅、西日本電信電話(株)兵庫支店、関西電力送配電(株)姫路本部、大阪ガスネットワーク(株)兵庫事業部、(一社)兵庫県 LP ガス協会、山陽電鉄(株)鉄道事業本部、神姫バス(株)加古川営業所、高砂市医師会	電話、FAX、その他
市議会議長、消防団長		電話、FAX、その他
隣接市町		電話、FAX、その他
報道機関		電話、FAX、その他
市民		報道機関、その他

第2 災害警戒本部

1 設置者

市長は、市域に風水害等が発生し又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案して災害警戒本部を設置する。組織及び設置場所は、災害対策本部に準じる。

2 設置基準

次の場合に災害警戒本部を設置する。

- (1) 高砂市に「大雨警報」「洪水警報」「高潮警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発表され、かつ、市域に小規模の災害が生じるおそれがあるとき
- (2) 加古川の河川水位が避難判断水位に到達すると予想されるとき、又は法華山谷川若しくは天川の河川水位が氾濫注意水位に到達すると予想されるとき
- (3) その他、不測の事態が生じ又は生じるおそれがあるため必要があると認められるとき

3 廃止基準

次の場合に災害警戒本部を廃止する。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき
- (2) 災害応急対策に備えるために設置した場合で、風水害等の発生のおそれが解消したと認められるとき
- (3) 高砂市に発表されていた「大雨警報」「洪水警報」「高潮警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のすべてが解除されたとき

第3 現地災害対策本部

1 現地災害対策本部の設置及び廃止

(1) 設置者

災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき、災害現場付近に設置する。

(2) 廃止基準

- ① 当該災害の応急対策が完了したと認められるとき。
- ② 災害対策本部長（市長）が必要ないと認めたとき。

2 現地災害対策本部の開設

- (1) 現地災害対策本部長は、職員のうちから災害対策本部長（市長）が指名し、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を開設する。
- (2) 現地本部を開設したときは、立看板等で表示するとともに、本部の設置に準じて、直ちにその旨を関係者に通知及び公表する。
- (3) 現地本部には、市防災行政無線、N T T仮設電話等の通信設備を設置して、常に本部と密接な連絡を取る。

3 現地本部の責務

- (1) 災害の状況、全出動部隊の活動状況の把握
- (2) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の統括
- (3) 本部へ逐次災害情報及び応急対策の実施状況の報告
- (4) その他現地本部の役割を果たすために必要な活動

第2節 動員計画（総括部本部班・総括部職員班）

第1 配備体制

災害に対処するため、市長は災害の状況により、別に示す配備体制のうち、必要な体制をとるものとする。
 なお、市長は、災害の状況その他により必要があるときは、特定の部に対してのみ警戒又は非常のための配備体制の指示を発することができるものとする。

■ 体制の種別及び配置区分（風水害等）

活動体制	配 備 基 準	配 備 体 制
注意体制	高砂市に「大雨注意報」「洪水注意報」「強風注意報」「風雪注意報」「高潮注意報」のいずれかが発表され、今後台風の進路及び局地的大雨等により警報の発表が予想されるとき、又は加古川及び市内の河川水位が水防団待機（通報）水位に達すると予想されるとき	総括部、消防部及び応急対策第1・2部のうちからあらかじめ定めた人員を配置し、情報連絡活動及び危険箇所のパトロール・資機材の点検準備等に当たり、状況により速やかに高次の体制に移行しうる体制
警戒体制	高砂市に「大雨警報」「洪水警報」「高潮警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発表されたとき 加古川及び市内の河川水位が水防団待機（通報）水位に達し、氾濫注意水位に達すると予想されるとき	本部員、総括部、消防部、応急対策第1・2部、避難対策部のうちからあらかじめ定めた人員を配置し、情報連絡活動、危険箇所のパトロール及び避難所開設等に当たり、速やかに高次の体制に移行しうる体制
第1号 配備 災害 警戒本部	高砂市に「大雨警報」「洪水警報」「高潮警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発表され、かつ、市域に小規模の災害が生じるおそれがあるとき 避難指示等の発令が予測されるとき 風水害等により小規模の災害が生じたとき	本部員、各部長、各班長及び総括部、消防部、応急対策第1・2部、避難対策部、救助部所属人員のうちからあらかじめ定めた人数を配置し、災害防御、救助等の応急活動ができる体制に速やかに移行しうる体制
第2号 配備 災害 対策本部	高砂市に「大雨警報」「洪水警報」「高潮警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発表され、かつ市域に中規模の災害が生じるおそれがあるとき 避難指示等を発令するとき 風水害等により中規模な災害が生じたとき	本部員、各部長、各班長及び総括部、消防部、応急対策第1・2部、避難対策部、避難応援部、救助部所属人員全員及び他部所属人員のうちあらかじめ定めた5割以上の人員を配置し、災害防御、救助等の応急活動ができる体制
第3号 配備 非常配備 体制	市域に大規模な被害が予想される気象情報等が発表され、市域に大規模の被害が生じるおそれがあるとき 風水害等により大規模な被害が生じたとき	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期してあたる体制

■ 配備体制別人員

災害対策本部における配備体制別人員について定めておくこととし、各班長は、これに基づき、あらかじめ所属職員の職・氏名を決定し、要員配置報告書（様式）により、各部長より、総括部職員班を経由して総括部本部班へ報告するものとする。

■ 体制の種別及び配置区分（海上災害）

配備体制	配 備 基 準	配備体制
第 1 号 配 備 (警戒体制)	本市の沿岸海域で海上災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、市長が、関係機関等からの情報収集の上、関係部署による対応が必要と認めるとき。	本部員、総括部長、消防部長、応急対策第 1 部長、本部班長並びに総括部、消防部及び応急対策第 1 部所属人員のうちから必要な人員を配置し、災害防御、救助等の応急活動ができる体制に速やかに移行しうる体制 (災害警戒本部の設置) (現地対策本部の設置)
第 2 号 配 備 (活動体制)	本市の沿岸海域で海上災害が発生し、避難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、第 1 号配備の体制では対応不可能なとき、又は重油等の大量流出により通常の防除体制で回収不可能なとき。	本部員、各部長、各班長並びに総括部、消防部及び応急対策第 1 部所属人員全員並びに他部所属人員のうちから必要な人員を配置し、災害防御、救助等の応急活動ができる体制 (災害対策本部の設置)

■ 体制の種別及び配置区分（大規模火災等の危険がある場合及び突発性重大事案が発生した時）

配備体制	配 備 基 準	配備体制（消防部を除く）
準備体制	消防本部が、高層マンションの火災、山林火災若しくは石油コンビナートの火災又は化学施設等爆発の可能性がある工場火災等の通報を受けたとき。	本部班のうちからあらかじめ定めた人員を配置し、情報連絡活動、現場での消火活動の状況確認、資機材の点検準備等に当たり、状況により速やかに高次の体制に移行しうる体制
第 1 号 配 備 (警戒体制)	市長が、山林火災等が燃え広がり近隣集落に迫ってきている、又は工場火災等により、石油コンビナートの火災若しくは化学施設等爆発の可能性が今後の火災の状況によりあり得ると判断したとき。 タンクローリー火災及び航空機事故、列車事故、大規模交通事故、雑踏事故等が発生したとき。	関係本部員、関係部長、関係班長並びに総括部、避難対策部及び救助部所属人員のうちからあらかじめ定めた人数を配置し、災害防御、救助等の応急活動ができる体制に速やかに移行しうる体制 (災害警戒本部の設置) (現地対策本部の設置)
第 2 号 配 備 (活動体制)	高層マンション等の火災で多数の要援護者が発生したとき。 山林火災等が燃え広がり近隣集落に市長が避難指示等を発令したとき。 工場火災等により、石油コンビナートの火災又は化学施設等の爆発の可能性があるとして判断し、市長が避難指示等を発令したとき。 タンクローリー火災及び航空機事故、列車事故、大規模交通事故、雑踏事故等により、多数の死傷者が発生したとき。	本部員、各部長、各班長並びに総括部、応急対策第 1・2 部、水道部、避難対策部、避難応援部、救助部、生活環境部及び医療部所属人員のうちから必要な人員を配置し、災害防御、救助等の応急活動ができる体制 (災害対策本部の設置)
第 3 号 配 備 (非常体制)	工場火災等により、石油コンビナートの火災又は化学施設等の爆発があつたとき、及び火災の延焼状況や事故の状況により第 2 号配備で対応できないとき。	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制

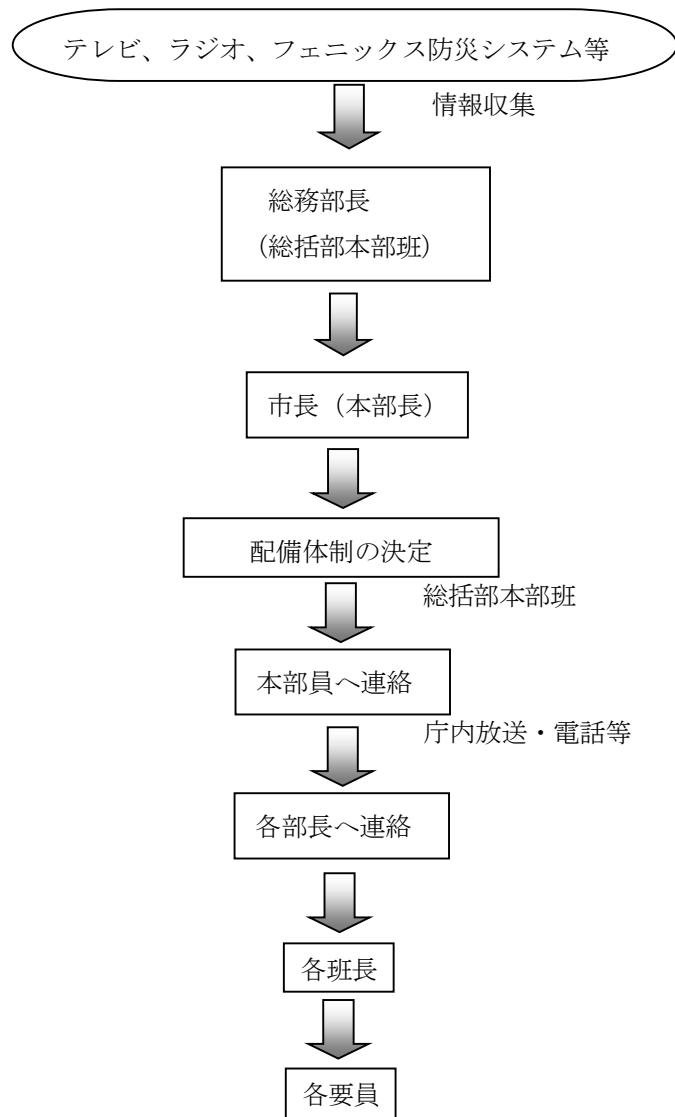
1 動員の方法

職員の動員の方法は、総括部本部班より各本部員に連絡し、以後各部長は各部の連絡網により班長及び班員に伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

(1) 勤務時間内

庁内放送、電話、口頭その他の方法により各部員に対し、正確かつ迅速に行うものとする。

■ 勤務時間内

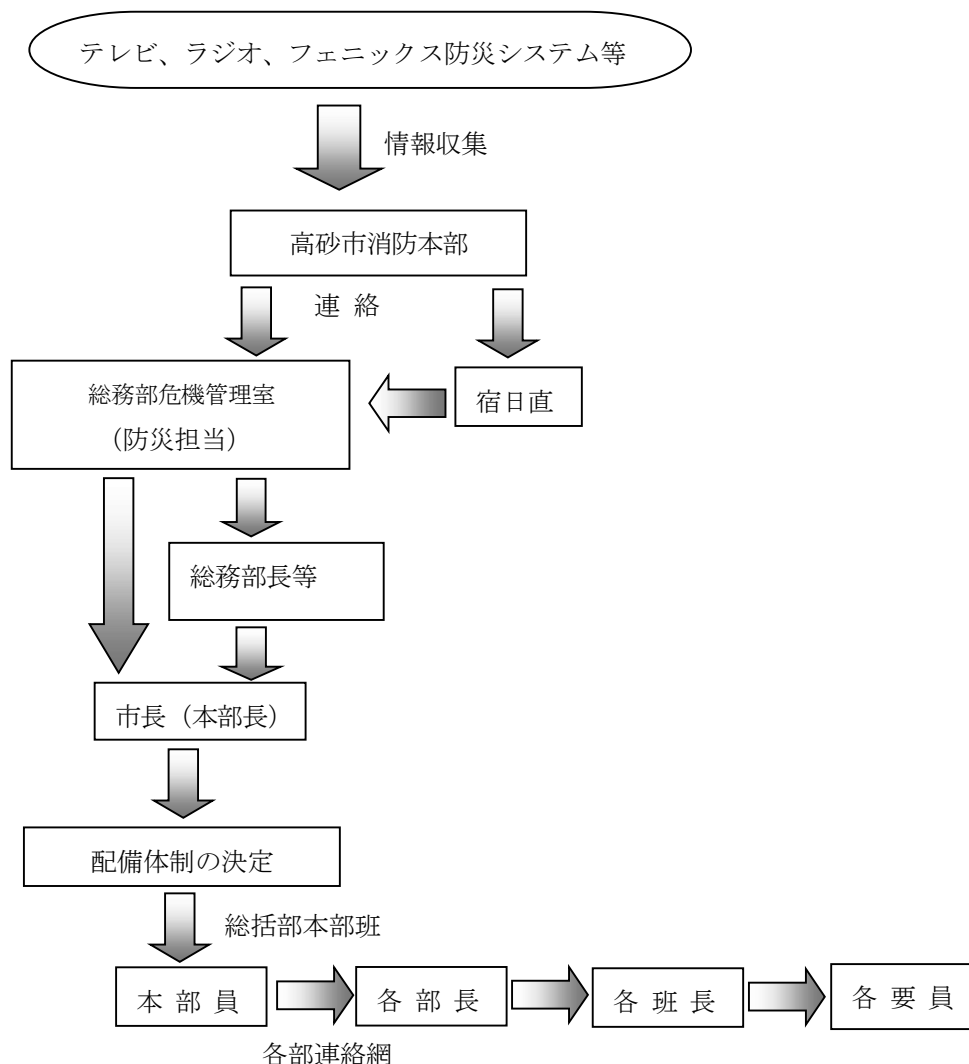


(2) 勤務時間外（休祝日、夜間等）

勤務時間外の配備指令、重要な気象情報等は各本部員になされるので、その後の連絡方法、動員招集の基準方法について、それぞれ実状にあわせ、あらかじめ定めておき、所属職員に充分周知徹底を行うものとする。

連絡及び招集の方法は、電話等のうち、最も速やかに行われる方法による。

■ 勤務時間外



2 自主参集

- (1) 高砂市に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表され、又は市水防指令第1号若しくは第2号が発令された場合、加古川及び市内の河川水位が水防団待機水位（通報水位）に達したときは、第1号配備体制が発令されたものとみなし、あらかじめ指定された職員は自主参集する。
- (2) 高砂市に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表され、かつ、市水防指令第3号が発令された場合、又は、加古川及び市内の河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、第2号配備体制が発令されたものとみなし、あらかじめ指定された職員は自主参集する。
- (3) 法華山谷川及び天川の河川水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達した場合、加古川の河川水位が氾濫危険水位（危険水位）に達するおそれがあるとき、又は、市域で風水害等による大規模な被害が生じた場合、第3号配備体制が発令されたものとみなし、全職員は自主参集する。

3 配備の報告

各部長は、配備指令に基づいて職員を配置したときは、動員状況及び活動状況について、その都度速やかに総括部本部班に報告するものとする。

第2 職員の配置及び服務

1 職員の配置

各部長は、各配備体制の指示を受けた時は、直ちに災害の状況に応じて、次の措置を講じるものとする。

- (1) 所属職員の把握
- (2) 高次配備体制の指示に応じるための必要な事前措置

2 職員の服務

全職員は、各配備体制がとられた場合、次の事項を遵守するものとする。

(1) 勤務時間内における遵守事項

- ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、部長・班長等からの指示に注意すること。
- ② 不急な行事・会議等中止し、出張は中止すること。
- ③ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで待機すること。
- ④ 勤務場所を離れる場合は、所属長と連絡を取り、常に所在を明らかにしておくこと。
- ⑤ 災害現場に出動した時は、指定腕章を着用し、また自動車には標識及び標章を使用すること。
- ⑥ 災害対策（警戒）本部設置における配備体制がとられたときは、所属長が異なる場合があるので、通常所属課の長の指示を受けた後、班長の配下に入ること。
- ⑦ 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言は特に細心の注意を払うこと。

(2) 勤務時間外における遵守事項

- ① 職員は、事前に定められた配備体制、参集場所及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。
- ② 職員は、災害が発生したときは、ラジオ・テレビの視聴等により、自ら工夫して災害の状況、配備体制を知るよう努めること。
- ③ 災害が発生し、配備指令を受けた職員は、最も短時間で参集し、配備につくこと。
(参集経路は普段から検討し、訓練時等に確認しておくこと)
- ④ 配備指令を受けた職員は、交通機関が遮断されている場合にあっては、單車、自転車、徒歩など、可能な限りの方法をもって参集し、配備につくこと。
- ⑤ 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの地域交流センターに参集し、所属長に連絡を取り、指示を受けること。ただし、連絡が取れない場合は、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事すること。
- ⑥ 災害のために緊急に登庁する際の服装及び携行品は、特に指示があった場合を除き、防災服又は作業服（応急活動に便利で安全な服装）、安全靴、飲料水、食料3日分、ヘルメット、軍手を用意すること。
- ⑦ 参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関に通報するとともに、直ちに可能な限りの適切な措置をとること。
- ⑧ 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属責任者に報告すること。所属長は総括部本部班にただちに報告すること。

(3) 動員対象から除外する職員

次に挙げるいずれかに該当する者は、災害発生直後の動員対象から除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長へ連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- ① 職員自身が、災害発生時に療養中又は災害の発生により傷病の程度が重症である場合
- ② 親族に死亡者又は重症の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合

- ③ 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合
- ④ 自宅又は親族の居住する住宅が半壊相当以上の被害を受け、当該職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合
- ⑤ 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- ⑥ 自宅付近において、救出救助要請があった場合

3 配備体制別人員

災害対策本部における配備体制別人員について定めておくこととし、各班長は、これに基づき、あらかじめ所属職員の職・氏名を決定し、要員配置報告書（様式）により、各部長より、総括部職員班を経由して総括部本部班へ報告するものとする。

なお、各部における配備体制別人員は、別表に掲げる人員にかかわらず、必要に応じて部所属総人員の枠内で部長が適宜増減できるものとし、この場合は速やかに総括部本部班に連絡するものとする。

4 配備人員不足の場合の措置

- (1) 各班の人員のみで防災活動を行うには不足である場合については、部内の災害活動に従事していない班から応援を求める。
- (2) 部単位で不足する場合は、総括部職員班を通じて災害活動に従事していない他の部に応援を求める。
- (3) 本部の人員全員をもってなお不足する場合は、次のいずれかの方法による。

方 法	所 管 部
他の公共団体へ応援を要請する場合	総括部職員班
自衛隊の派遣要請を要求する場合	総括部本部班
民間団体の協力を求める場合	総括部本部班及び各部
民間業者に委託する場合	各 部
労働者の雇用を行う場合	総括部職員班

第3節 情報の収集伝達（総括部本部班・消防部）

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、気象、水防、消防等災害関係予警報及び災害関係情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

第1 気象予報警報等の伝達計画（神戸地方気象台・加古川土木事務所・消防部）

1 気象注意報・気象警報等の種類、基準及び地域細分

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報

気象庁は、平成25年8月30日に「特別警報」の運用を開始した。

神戸地方気象台はこれまで、大雨、高潮などにより重大な災害の起こるおそれのある時に、警報を発表して警戒を呼びかけている。これに加え予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に、「特別警報」を神戸地方気象台が発表し、最大級の警戒を呼びかける。

① 特別警報発表基準

気象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風 高潮 波浪	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合 高潮になると予想される場合 高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと 予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

(3) 警報、注意報

大雨や強風などにより災害が発生するおそれがある場合に「注意報」を、重大な災害が発生するおそれがある場合に「警報」を神戸地方気象台が発表する。

気象解説は、資料編参照。

(4) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(5) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部・北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(6) 兵庫県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報を発表した後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に「兵庫県気象情報」を神戸地方気象台が発表する。

(7) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、兵庫県と神戸地方気象台が共同で発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(8) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、天気予報と同じ区域（南部、北部）で「竜巻注意情報」を気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報と同じ区域（南部・北部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(10) 各種基準

最新版は気象庁ホームページの以下のページに掲載されている。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hyogo/kijun_2821600.pdf

(11) 火災気象通報

神戸地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき、知事に対して通報を行う。

市長は、知事から通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

(12) 河川情報等

① 指定河川洪水予報

加古川及び市川は洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあると認められるときに、加古川は国土交通省姫路河川国道事務所と神戸地方気象台が、市川は兵庫県中播磨県民センターと神戸地方気象台が「指定河川洪水予報」を共同で発表する。

また、加古川については、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

② 水防警報

国土交通省姫路河川国道事務所又は兵庫県は、洪水又は高潮により相当な損害が生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について水防警報を発する。

- ・国土交通大臣指定 加古川
- ・兵庫県知事指定 法華山谷川、天川、播磨沿岸（東播磨港海岸）

※加古川土木事務所の「水防活動要綱」水防警報の発令基準を参照

③ 氾濫警戒情報

水位周知河川（法華山谷川、天川）の水位が、避難判断水位に到達した場合に兵庫県が発表する。

なお、洪水予報河川における避難判断水位は、氾濫警戒情報を発表する目安となるものであって、水位周知河川における特別警戒水位に該当しない。

④ 基準地点及び基準水位 （単位m）

	加古川	法華山谷川	天川
観測所	国包	魚橋	牛谷
水防団待機水位 （通報潮位）	1. 5 0	2. 7 0	1. 6 0
氾濫注意水位 （警戒潮位）	2. 5 0	3. 1 0	2. 3 0
避難判断水位	4. 3 0	4. 3 0	3. 1 0
氾濫危険水位	4. 7 0	4. 4 0	3. 2 0
計画高・堤防高	計画高 6. 7 6	堤防高 5. 3 2	堤防高 4. 4 3

	東播磨港
観測所	高砂
通報潮位	T P + 1. 2 0
警戒潮位	T P + 1. 7 0

2 情報の収集方法

(1) 気象予報警報等の収集

総括部本部班と消防部は、電話、ファックス、兵庫衛星通信ネットワーク、兵庫県災害対応総合ネットワーク等を通じ、関係機関からの通知や神戸地方気象台の発表する気象予報警報等を速やかに収集する。併せて、テレビ、ラジオ放送等の方法によりこれを入手する。

(2) 河川カメラ映像監視システム

加古川と法華山谷川の状況については、これまでの巡視に加え、河川カメラの映像による水位情報等の把握に努める。

(3) 災害対策本部の情報収集

① 被害情報の収集

市（本部事務局）は、市民、自治会、自主防災組織、消防団、各災害対策部その他関係機関から地域における被害情報を収集する。

② 収集すべき主要情報

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- ・ 人的被害状況
- ・ 家屋被害状況
- ・ 火災状況
- ・ 道路状況（道路冠水、道路陥没・亀裂、がけ崩れによる道路障害、落橋等）
- ・ 交通機関の運行状況
- ・ ライフライン（電気・ガス・水道・通信等）の状況
- ・ 公的施設の被害状況
- ・ その他災害に関する各種の情報、資料等

3 伝達系統

気象業務法の一部改正により特別警報が実施され、県の機関から通知をうけた市町村長は、直ちに公衆等に周知させる処置をとらなければならないことから、その伝達については、次により周知徹底を図ることとする。

(1) 関係機関への伝達

① 気象警報等の市への伝達

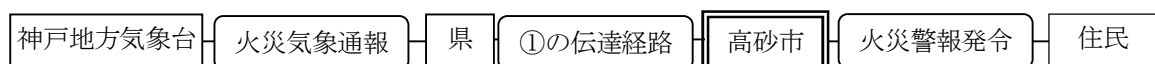
気象警報等の市への伝達は、フェニックス防災システムで行う。

さらに、県は副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用するほか、NTT コムウェアは、警報を市に FAX にて通知することとする。

② 河川の氾濫情報の伝達

河川管理者からの、河川の氾濫情報の市への伝達は、電気通信事業者の回線を用いた FAX で行う。

③ 火災警報の伝達



④ 水防警報の伝達

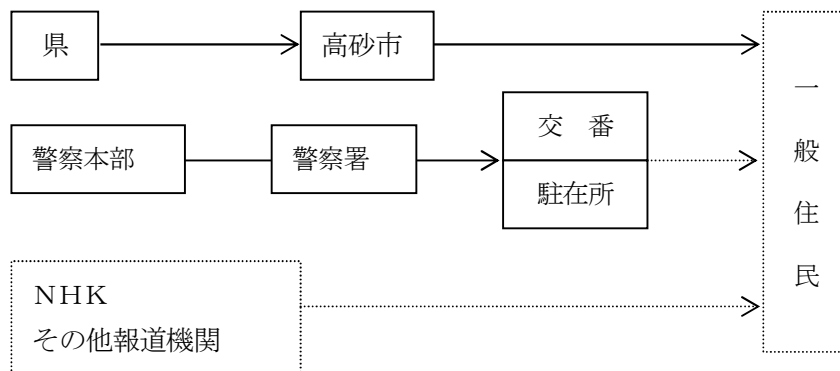
高砂市水防計画の定めるところによる。

(2) 住民への連絡

住民への情報伝達は次により、周知徹底を図る。

- ① 広報車、宣伝車等の拡声装置の利用
- ② 防災行政無線の利用
- ③ 電話応答サービス、電話・FAX 配信サービスの利用
- ④ 公共情報コモンズ（地デジデータ放送）の利用
- ⑤ 水防計画によるサイレン、警鐘の使用（水防信号）

- ⑥ 電話、電報、口頭等による戸別の通知
- ⑦ ケーブルテレビ（ＢＡＮ－ＢＡＮテレビ）の利用
- ⑧ 「防災ネットたかさご」緊急情報メールの利用
- ⑨ エリアメールの利用
- ⑩ インターネット（市ホームページ、フェイスブック）の利用
- ⑪ たかさご防災アラートの利用
- ⑫ 自治会を通じた連絡



4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置（災害対策基本法第54条）

災害が発生するおそれのある異常現象（水位上昇、異常潮位、洪水、土砂崩れ、落石、斜面の亀裂など）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報することとする。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市災害対策本部、消防本部、警察署及び海上保安署の機関に通報する。

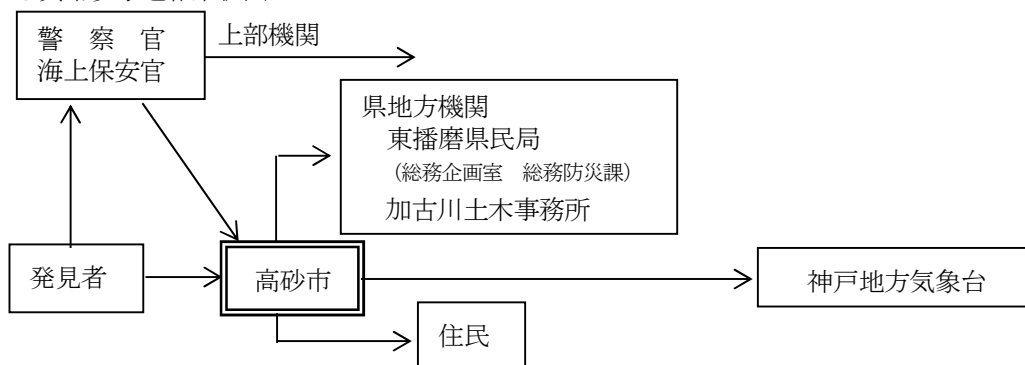
(2) 警察官、海上保安官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市災害対策本部及び関係機関に通報することとする。

(3) 市長の通報

(1)、(2)により通報を受けた市災害対策本部は、直ちに神戸地方気象台及び県民局等に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図ることとする。

○異常現象通報系統図



第2 災害情報の収集・報告（総括部本部班・消防部）

1 実施担当者

(1) 情報収集の実施者

災害に伴う被害の調査は、災害の種別、内容に応じてそれぞれ関係する各班（各課）が実施し、速やかに総括部本部班に報告する。

(2) 情報整理

情報の総括責任者を次のとおり定める。

正 …… 総括部長 副 …… 総括部本部班長

2 災害情報の収集

(1) 収集する情報

① 人的被害

- ・ 市民、児童・生徒、来所者、入所者、職員等

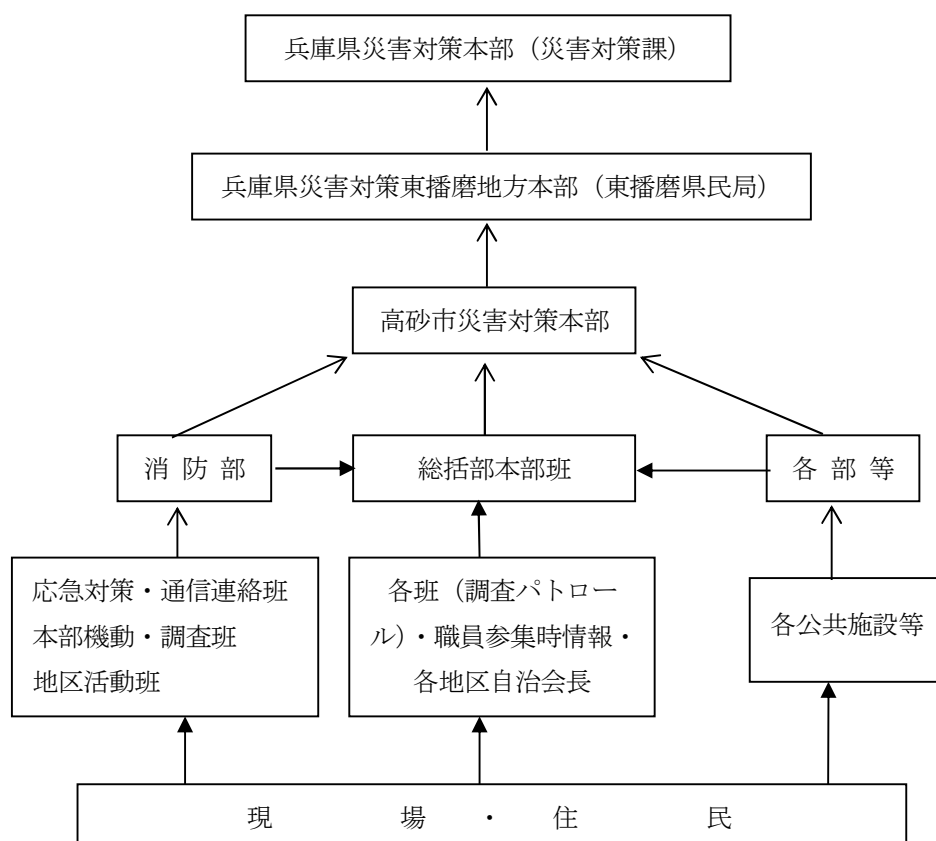
② 物的被害

- ・ 庁舎（本庁舎、出先機関）、消防署、警察署等の防災関係機関
- ・ 学校、文化・体育施設、福祉施設等の公共施設
- ・ 住家、商店・工場、田畑、危険物取扱施設等

③ 機能被害

- ・ 水道、電力、ガス、下水道、ゴミ処理施設等のライフライン関連機能
- ・ 道路、鉄道、電話、放送等の通信交通機能
- ・ 医療・保健衛生機能

(2) 災害状況等の収集系統



3 市施設の被災調査

災害発生に伴い各部所管施設に被害が発生した場合は、直ちに総括部本部班に報告する。また、災害の危険が解消した段階で各部は、所管施設等の被害調査を行い、調査結果を総括部本部班に報告する。

4 市調査班による被災調査（調査部調査班）

(1) 災害調査の実施

本部長（市長）は、災害地の実態を把握し、市の災害応急活動の適切な実施を期するため、必要に応じ調査部長に対し、災害地調査の実施を命ずる。

(2) 調査の実施要領

調査部長は、本部長（市長）の指示に基づき、災害地調査実施のため調査班を編成する。調査班の数、構成その他必要な事項は、事態に応じて適宜実施することになるが、おおむね次のような編成とする。

- | | | |
|----------|------|-------------------|
| ① 連絡調整 | 1 班 | 1 班当たりの構成員（1 名） |
| ② 調査票集計 | 1 班 | 1 班当たりの構成員（1 名） |
| ③ 住家被害調査 | 10 班 | 1 班当たりの構成員（2～3 名） |
| ④ 特命調査 | 1 班 | 1 班当たりの構成員（2 名） |

(3) 調査事項

- ① 災害の原因（二次的原因）
- ② 被害状況
- ③ 応急措置状況
- ④ 災害地市民の動向及び要望事項
- ⑤ 現地活動実施上の支障要因等の状況
- ⑥ その他災害対策上必要な事項

(4) 実施要領

- ① 調査は、防災関係機関及び各地域の自治会長、自主防災組織その他協力団体・市民等の協力を得て実施する。
- ② 無線通信機及び携帯電話等の有効適切な活用を図り、調査の結果を調査部長を通じて、総括部本部班へ報告する。
- ③ 調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに調査部長を通じて、総括部本部班へ報告するか、内容によっては直接、総括部本部班へ報告する
市は、災害の情報及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。

5 災害情報の報告

(1) 報告基準

以下の種類の災害が生じたときは、県（地方本部経由）に災害情報を報告する。

- ① 災害救助法の適用基準に合致する災害
- ② 災害対策本部を設置した災害
- ③ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- ④ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- ⑤ ①から④に定める災害になるおそれのある災害
- ⑥ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの
- ⑦ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(2) 報告系統

市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めることとする。

通信の不通等により県に報告できない場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

6 災害情報の伝達手段

- ① 原則としてフェニックス防災システムに情報を入力する。
- ② 必要に応じて有線もしくは無線電話又はFAXなども活用する。
- ③ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話(株)災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- ④ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

7 報告内容

(1) 緊急報告

- ① 事務所の周辺の状況を「庁舎緊急報告」の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）へ、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星放送やFAX等最も迅速な方法で通報する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。
また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえないこととする。

- ② 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、「火災・災害等即報要綱」（昭和59年10月15日付け 消防本部第267号）に基づき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く分かる範囲で、県、消防に対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく、直接報告することとする。

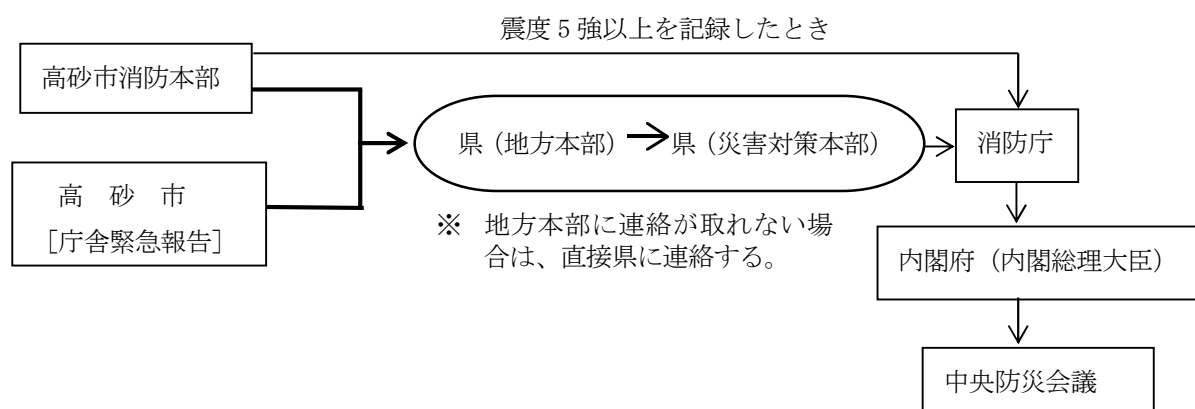
報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。

報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

【重点調査事項】

- ① 災害発生場所、延焼の状況
- ② 道路被災状況（道路交通機能確保状況）
- ③ 建築物の被害状況（概括）
- ④ 現場及び沿岸部における被災状況
- ⑤ 住民の動向、その他

緊急報告系統



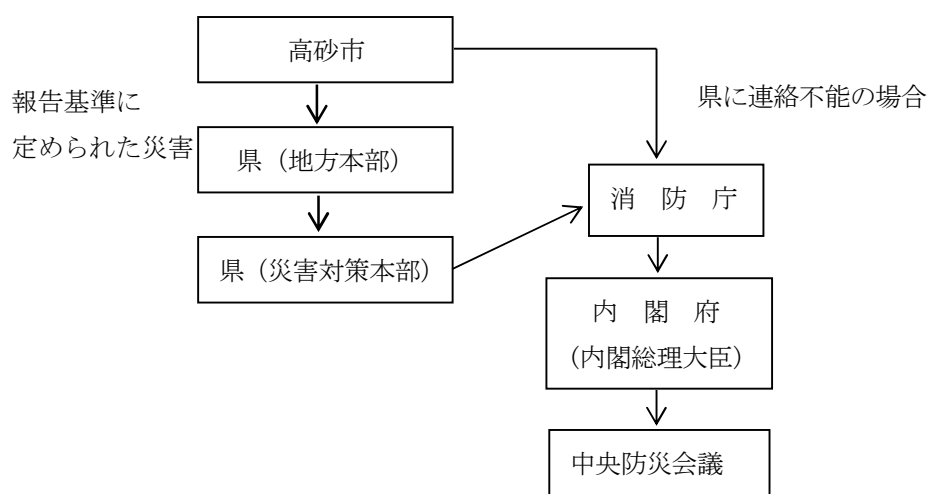
(2) 災害概況速報

市は、報告すべき災害を覚知したとき 30 分以内で可能な限り早く第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、[災害概況速報の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、地域本部経由）へ報告する。

また、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

災害概況即速報告系統

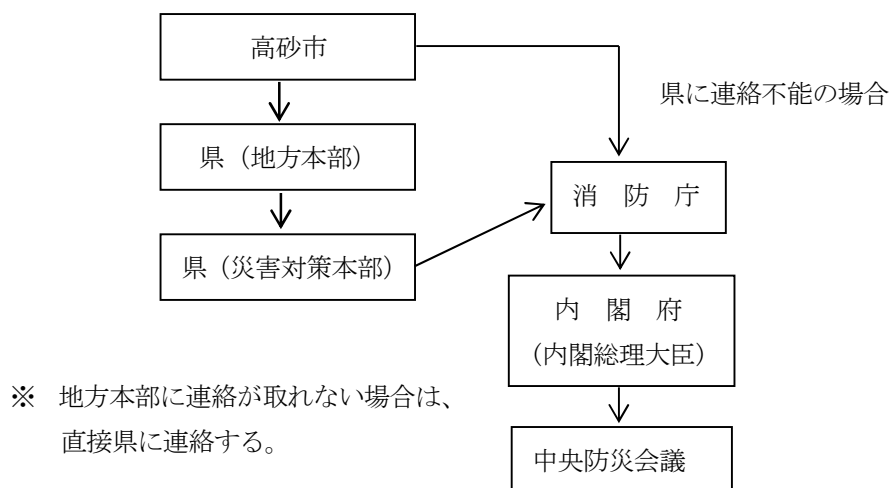


(3) 被害状況速報

被害状況に関する情報を収集し、[被害状況速報]の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

県が被害状況に関する情報を取りまとめる時間を指定するが、内容が重要と判断される情報を入手したときは随時報告する。

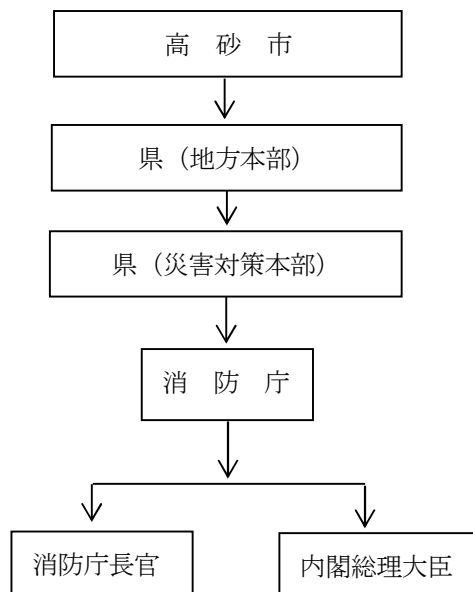
被害状況即報報告系統



(4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

災害確定報告系統



(5) その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防災第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により行う。

また、各種被害件数等については、被害の認定基準（資料編）を参考に報告する。

8 報告先

	市	県地方本部	県災害対策本部	消防庁
災害対策本部 （災害警戒本部） 設 置 時	市災害対策本部 ：総括部本部班 TEL 442-2101 （直通）443-9008 FAX 442-9577	県災害対策本部 東播磨地方本部 421-1101 (NTT 代表) （衛星通信） 7-15187-172-511, 512 424-6616 (NTTFAX)	県災害対策本部 078-341-7711 (NTT 代表) 078-362-9900 (直通) （衛星通信） 7-151-5331, 5332 078-362-9911 (NTTFAX) 078-362-9912 (NTTFAX)	【NTT 回線】 (TEL) 03-5574-0119 (FAX) 03-5574-0190 【消防防災無線】 6060、6069 【地域衛星通信 ネットワーク】
災害対策本部 未 設 置 時	総務部 危機管理室 同 上	東播磨県民局総務企画室 総務防災課企画防災担当 421-9016 (直通) 非常時の連絡 7-15187-172-511, 512 （衛星通信） 424-6616 (NTTFAX)	危機管理部災害対策課 078-341-7711 (NTT 代表) 078-362-9988 (直通) 7-151-3140 (衛星通信) 078-362-9911 (NTTFAX) 078-362-9912 (NTTFAX)	TN-048-500-6060 (FAX) TN-048-500-6069
兵庫衛星 FAX	216-61	7-15187-172-630	7-151-6380, 6381	

別記 各部が県に行う被害状況等の報告先

報 告 の 種 類	担当部局	報 告 先
公共土木施設関係	上下水道部 都市創造部	加古川土木事務所 加古川流域土地改良事務所
農林水産業関係	生活環境部	加古川農林水産振興事務所
商工施設関係	生活環境部	東播磨県民局県民躍動室地域振興課
公立学校施設関係	教育部	播磨東教育事務所
衛生関係	健康こども部	加古川健康福祉事務所
危険物施設関係	消防本部	兵庫県危機管理部消防保安課
社会福祉施設関係	福祉部	加古川健康福祉事務所
下水道施設関係	上下水道部	兵庫県土木部上下水道課 加古川土木事務所
廃棄物処理施設等	生活環境部	東播磨県民局県民躍動室環境課
水道施設関係	上下水道部	兵庫県土木部上下水道課 加古川健康福祉事務所・企業庁
市営住宅関係	都市創造部	兵庫県まちづくり部公営住宅管理課

9 安否不明者等の氏名等の公表

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表することとしている。

市は、県が策定した災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針等に基づき対応していく。

第3 災害時の通信手段の確保（総括部本部班・消防部）

1 本部連絡員の派遣（市要綱第5条）

市の各部は、本部長（市長）と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を置く。

2 災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）

フェニックス防災システムは、主な県関係機関を専用線、衛星通信で結んでいるほか、市町・消防本部との間を光回線、衛星通信で二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用することとする。

【主な機能】

観測情報収集、被害情報収集、地図情報、映像情報、広報等

3 有線系通信手段

(1) 非常通話、緊急通話の利用

災害時において、市が公共の利益のために緊急に通信を行う必要がある通話・電報については、非常又は緊急通話（電報）として、他に優先して取り扱うよう請求し、利用することができる。

※ 根拠法：災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条

【接続・電送順位】

- ① 非常通話……他の市外通話、緊急通話に優先して接続する。
- ② 緊急通話……他の市外通話に優先して接続する。
- ③ 非常電報……気象警報以外のすべての電報に優先して取り扱う。
- ④ 緊急電報……気象警報及び非常電報以外のすべての電報に優先して取り扱う。

(2) 災害時優先電話

公共施設及び避難所の電話については、西日本電信電話（株）の選定基準に基づき災害時優先電話としている。

(3) FAX等の優先利用

災害対策本部、市各部出先機関、防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてFAXによる文書連絡によって行う。

4 無線系通信手段

(1) 兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）

被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を使用して関係機関との通信を確保するものとする。

(2) 兵庫衛星通信ネットワーク（地上系）

被災等により衛星系システムが使用できない場合には、地上系システムにより通信の確保を図るものとする。

(3) 携帯電話、メール配信の活用

(4) NTT無線通信設備等

NTTの無線通信設備等の活用を図ることとする。

① 災害応急対策用無線電話

都市における災害で電気通信設備が被害を受け、災害復旧機関等の一般電話が利用できない場合に用いるほか、指定避難所等の特設公衆電話として用いる。

(5) 高砂市防災行政無線

①同報系の整備

デジタル通信方式の同報系防災行政無線の整備に行い、高性能スピーカー、防災情報自動配信システム等の導入を行った。

所有者	所在地	子 局	電波の型式 及び周波数	出 力
高砂市 総務部	・送受信所（親局） 荒井町千鳥 1-1-1（高砂市役所） ・第 1 通信所（遠隔制御装置） 伊保 4-553-1（消防本部） ・第 2 通信所（遠隔制御装置） 伊保 1-18-6（伊保地域交流センター） ・地区遠隔制御装置 （各地域交流センター 7 箇所）	6 3 局 （屋外拡声子局） 風水害等対策編 資料編 参照	7k10G1D 7k10G1E 61.86125 MHz	3W

(6) 消防・救急無線

消防本部と消防車・救急車間等で消防・救急活動の情報伝達、指揮、連絡等を行なうための無線。

所有者	所在地	呼出符号	出 力	電 話
高砂市消防本部	伊保 4-553-1	基地局(1 基) たかしょうほんぶ 移動局 車載型(18 基) たかしょう 1～4・6～13・15・16・51～54 携帯型(18 基) たかしょう 201～218 可搬型(1 基) たかしょう 80	10W 5W 1W 5W	448-0119

5 非常通信の運用方法

台風、洪水、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害対策上必要が生じた時は、電波法第 52 条の規程に基づき、免許状に記載された範囲外の通話、すなわち「非常通信」を行うことができる。

6 通信統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

(1) 無線機器の管理

① 携帯・可搬用無線機（電話）の集結

すべての携帯・可搬用無線機（電話）は、対策本部に一旦集結させる。

② 携帯・可搬用無線機（電話）の搬出

集結した携帯・可搬用無線機（電話）の搬出・使用は、総括部本部班（本部班長）が指示する。

(2) 通信の統制

携帯・可搬用無線機（電話）からの通話は、すべて本部に対して行うものとする。

(3) 通信統制の原則

- ① 重要通信優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- ② 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）
- ③ 子局間通信の禁止の原則（子局間通信の必要があるときは、統制者の許可を得る）
- ④ 簡潔通話の実施の原則
- ⑤ 専任通信担当者の設置

第4節 自衛隊派遣要請（総括部本部班）

1 実施担当者

災害派遣要請の要求は、本部長（市長）が、知事に対して行う。
要請事務は総括部本部班が担当する。

2 派遣要請の要求手続等

- (1) 本部長（市長）は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認められる場合、県民局長、警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにした文書をもって、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。ただし、緊急を要する場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項
 - ・ 要請責任者の職氏名
 - ・ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ・ 派遣地への最適経路
 - ・ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

- (2) 本部長（市長）は、通信の途絶等により、知事に対して前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

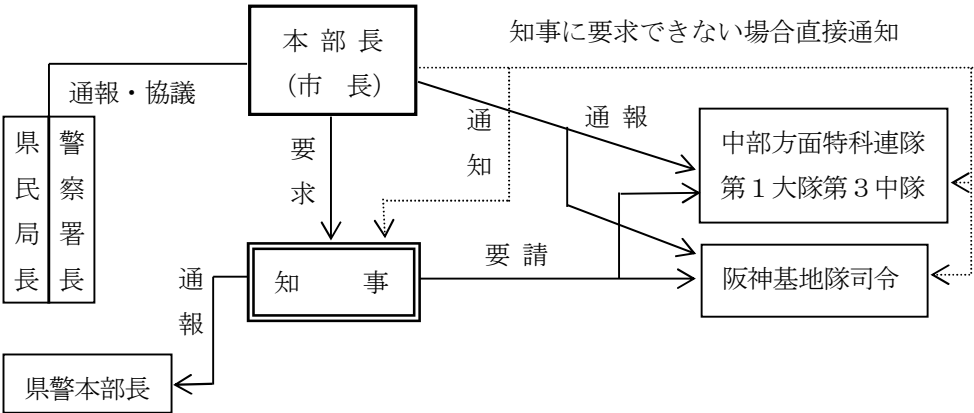
この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

- (3) 本部長（市長）は、前記(2)の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

3 撤収要請の要求手続等

知事に対し、本部長（市長）は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行う。

〔派遣及び撤収要請手続経路図〕



〔連絡先〕

区 分		電 話 番 号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	078-341-7711 (NTT 代表) 078-362-9900 (直通) 7-151-5331, 5332 (衛星通信) 7-151-6380, 6381 (衛星 FAX) 078-362-9911 (NTTFAX) 078-362-9912 (NTTFAX)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課	078-341-7711 (NTT 代表) 078-362-9988 (直通) 7-151-3140 (衛星通信) 7-151-6380, 6381 (衛星 FAX) 078-362-9911 (NTTFAX) 078-362-9912 (NTTFAX)	
自 衛 隊	陸上自衛隊中部方面 特科連隊第 1 大隊第 3 中隊	(079)-222-4001~2 内線 235 ~238 FAX (079)-222-4001	(079)-222-4001~2 内線 302 (当直司令) FAX (079)-222-4001
	海上自衛隊阪神基地隊	(078)-441-1001 内線 231 FAX (078)-431-1196	(078)-441-1001 FAX (078)-431-1196

〔ヘリコプター発着場〕

第 3 編「災害応急対策計画」第 3 章「円滑な災害応急活動体制の展開」第 1 8 節「ヘリコプター派遣要請計画」による。

4 災害派遣部隊の受入措置等

本部長（市長）は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり部隊の受入措置を行う。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者の指定
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く）
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備……市ノ池公園

5 自主派遣の判断基準

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) その他災害に際し、上記(1)から(2)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

6 経費の負担

派遣部隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。

ただし、その活動が他市町にわたって行われた場合は、当該市町の長と協議し、負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に係るものを除く。）

7 災害派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊の活動内容は、以下の表のとおりとする。

項 目	活 動 内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両・航空機等状況に適した手段による情報収集
避 難 の 援 助	避難者の誘導・輸送等
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索活動（通常他の救援作業等に優先して実施する）
水 防 活 動	堤防・護岸等の決壊に対し、土嚢作成、運搬、積み込み等
消 火 活 動	利用可能な消防車、防火用具等による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は市が準備する）
通 信 支 援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度で実施
人 員 及 び 物 資 の 緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）
炊 飯 及 び 給 水	炊飯及び給水の支援
救援物資の無償貸付 又は譲与	防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和 37 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救助品の譲与
危険物の保安・除去	能力上可能な火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

第5節 防災関係機関との連携（総括部本部班・消防本部）

1 実施担当

本部長（市長）は、広域激甚な災害発生の際、人命及び財産の保護のため災害対策基本法やあらかじめ締結した協定等に基づき、近隣市町村、県や民間団体に対して防災活動の応援要請を行う。

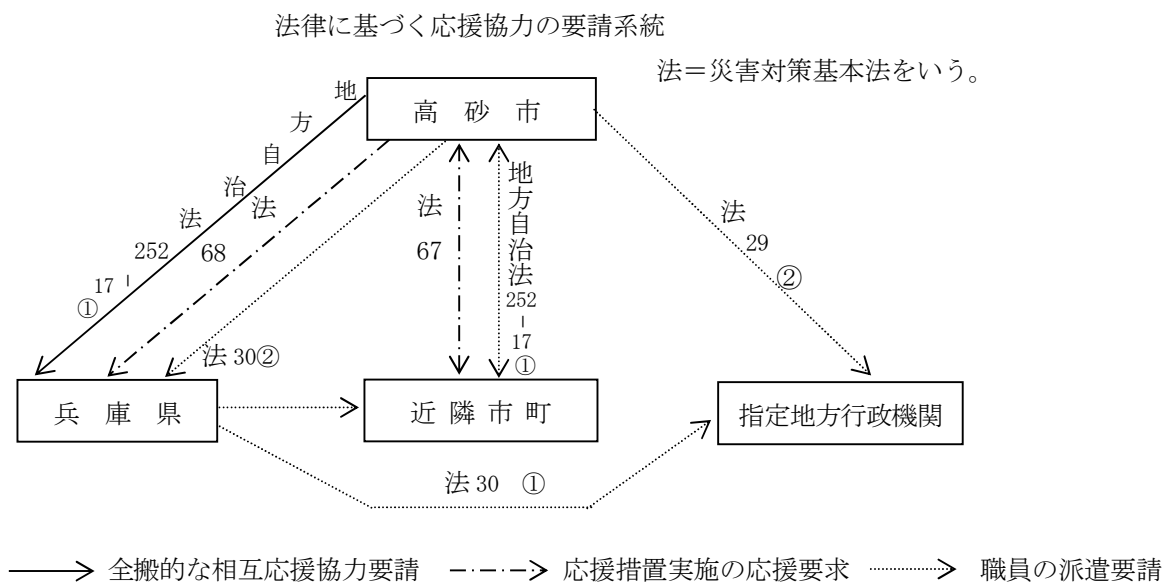
2 地方公共団体への応援要請

本部長（市長）は、応急対策活動を実施するため応援を受ける必要があると認める場合、知事（県災害対策本部〔東播磨県民局（地方本部）経由〕）又は、他の市町村長に対して応援を要請する。応援の要請は可能な限り下記事項を明らかにして行う。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要する救助の種類
- (3) 応援を要する種類別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援場所
- (6) 応援を要する機械、器具及び資材の品目並びに数量等
- (7) その他の必要な事項

3 指定行政機関、指定地方行政機関への応援要請

本部長（市長）は、必要と認めたときは可能な限り、上記(1)～(7)に示す事項を明らかにして指定行政機関又は指定地方行政機関の職員及び他の地方公共団体の職員の派遣又はあつせんを求める。



4 協定機関への協力要請

(1) 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（資料編参照）

詳細は同協定書及び協定実施要領を参照。

① 目的

この協定は、災害対策基本法第 67 条第 1 項及び第 68 条第 1 項の規定に基づき、兵庫県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

② 構成機関及び市町

県 兵庫県
市 兵庫県内 29 市
町 兵庫県内 12 町

③ 応援の内容

ア 物資 飲料水、食糧、生活必需物資、医薬品等
イ 資機材 給水車、物資運送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、自転車、
仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等
ウ 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等
エ 派遣職員 県職員、市町職員

④ 応援の要請

応援を要請する市は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文章により要請するものとする。ただし、文章により要請するいとまのない場合は、電話、FAX 又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文章を速やかに提出する。

ア 被害の状況
イ 必要とする物資等の品名、数量等
ウ 必要とする職員の職種及び人員
エ 応援の場所及びその場所への経路
オ 応援を必要とする時間
カ 前各号に掲げるもののほか必要な事項。

(2) 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定（資料編参照）

詳細は同協定書及び協定実施要領を参照。

① 目的

この協定は、東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的とする。

② 地域及び構成市町

地域：東播磨地域、北播磨地域
市 明石市・加古川市・西脇市・三木市・高砂市・小野市・加西市・加東市
町 多可町・稲美町・播磨町

③ 広域災害支援本部の設置

東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、別に定める市町に広域災害支援本部を設置するものとする。

東播磨ブロック 明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨ブロック 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

④ 各ブロック別の代表市町は、次のとおりとする。

なお、本部設置市町の被害が甚大で機能を果たせない場合は、他のブロック代表市町に本部を設置するものとする。

⑤ 応援の内容

ア 物資 水、食料品、毛布、医薬品、ポリタンク、炊き出し器具等
イ 資機材 給水車、物資輸送車、仮設トイレ、ゴミ収集車、し尿収集車、仮設風呂、テント、
重機、自転車、バイク、携帯電話等

ウ 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、斎場等

エ 職員 市町職員

⑥ 応援の要請

災害が発生し、緊急の応援要請をしようとする市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等によりブロック代表市町に応援を要請し、後日、速やかに文章を提出するものとする。

ア 災害の状況及び要請理由

イ 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所

ウ 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所

エ 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

要請を受けたブロック代表市町は、速やかに本部へ通知するものとする。

(3) 姫路市との災害時相互応援協定（資料編参照）

① 応援の事項

ア 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

エ 救援、医療、防疫、応急復旧活動に必要な職員の派遣

オ 応急対策等に必要な施設の提供

カ ボランティアの斡旋

キ 児童、生徒の受入れ

ク 被災者に対する住宅の斡旋

ケ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

② 応援要請の手続き

応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況

イ 必要とする物資等の品名、数量等

ウ 必要とする職員の職種及び人員

エ 応援場所及び応援場所への経路

オ 応援の期間

カ 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(4) 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定（資料編参照）

① 目的

大規模な災害が発生し、近隣の県及び市町のみでは十分な対策を講じることができない場合を想定し、県外自治体との広域ネットワークを構築した。この協定は、被災団体独自では十分な応急措置ができない場合に、他の構成団体が、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災団体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することを目的とする。

② 構成市町

大阪府泉大津市、奈良県大和郡山市、兵庫県高砂市、福岡県行橋市、和歌山県橋本市、福岡県京都郡苅田町、京都府八幡市、滋賀県野洲市、高知県香南市、岐阜県可児市、愛知県刈谷市、岡山県玉野市、三重

県亀山市、島根県益田市、宮崎県日向市、静岡県磐田市、佐賀県神埼市、山口県柳井市、山梨県甲府市、愛媛県四国中央市、鹿児島県阿久根市、茨城県那珂市、以上21市1町

③ 応援の種類

- ア 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- イ 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- ウ 医療機関への被災疾病者等の受入れ
- エ 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

④ 応援の要請

被災団体が応援を必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書によりネットワークを構成する団体に対し要請するものとする。

- ア 災害の状況及び要請理由
- イ 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所と経路
- ウ 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

⑤ 応援とりまとめ団体

- ア 被災団体と応援団体の連絡調整は、応援とりまとめ団体が行うものとする。
- イ 応援とりまとめ団体は、必要に応じ被災団体に職員を派遣し、被災団体と協議を行いながらネットワーク構成団体全般の活動を調整・支援することができる。
- ウ 応援取りまとめ団体は被災状況の程度あるいは当該団体の理由により、応援とりまとめ団体の活動を補佐する団体を指名することができる。

⑥ ネットワーク運営協議会の設置

- ア ネットワークに新たに参加を希望する団体の参加決定
- イ 広域防災訓練の企画及びその管理
- ウ ネットワーク運営に係る連絡・調整
- エ 応援とりまとめ団体が行う活動の支援
- オ その他、ネットワーク運営上必要な事項の決定

(5) 播磨広域防災連携協定（資料編参照）

① 応援の事項

- ア 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあつせん又は提供に関する事項
- イ 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- ウ 被災者の受入れに関する事項
- エ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

② 応援の要請

応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

(6) 国土交通省近畿地方整備局との災害時等の応援に関する申し合わせ（資料編参照）

① 応援の内容

- ア 情報の収集・提供（リエゾン「情報連絡員」含む。）
- イ 国土交通省近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- ウ 災害に係る専門家の派遣
- エ 近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機械等の貸付け
- オ 国土交通省近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸付け及び操作員の派遣

カ 通行規制等の措置

キ その他必要な事項

② リエゾンの派遣

高砂市からの要請があった場合または国土交通省近畿地方整備局が必要と判断した場合に国土交通省近畿地方整備局は、高砂市の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

5 消防組織法に基づく大災害時の消防応援の要請

(1) 隣接市町の応援要請

市の区域に災害が発生し、災害の状況が、本市の消防力では十分対応できないと判断した場合

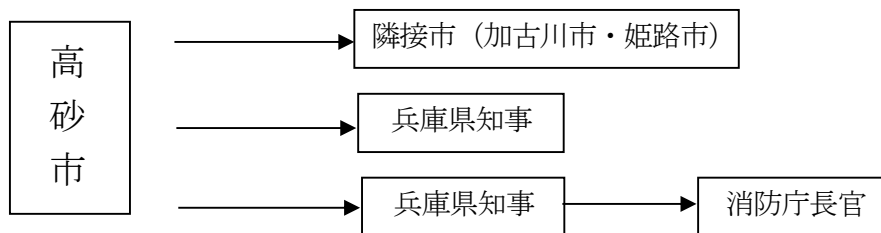
(2) 県下広域の応援要請

市の区域に災害が発生し災害の状況が、市及び近隣市の消防力では十分対応できないと判断した場合

(3) 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、市の区域に災害が発生し、災害の状況が、市及び消防相互応援による消防力をもってしても災害に対処できないときは、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動のための必要な措置がとられるよう知事に要請する。

(4) 応援要請による系統



6 民間団体等への応援要請

(1) 民間団体等の種類

災害時に応急対策を実施するにあたり、災害対策本部では人手が不足する場合に応援を求め、協力を要請する民間団体等の種類は、概ね次のとおりである。

- ① 災害協力委員（自治会）・自主防災組織
- ② 日赤奉仕団（婦人部）
- ③ 事業所の自衛消防隊
- ④ 社会福祉協議会ボランティアセンター（災害時支援ボランティア登録者）
- ⑤ その他奉仕団体（青年会、青年会議所等）

(2) 協力を要請する業務

災害時に自主防災組織・日赤奉仕団等の民間団体及び市民ボランティアへ協力を要請する業務は、概ね次のような業務とする。

- ① 異常気象、危険箇所等を発見した時の市災害対策本部への通報
- ② 避難誘導、負傷者の搬送等市民に対する救助・救護活動
- ③ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等業務
- ④ 被害状況の調査補助業務
- ⑤ 被災地域内の秩序維持業務

- ⑥ 公共施設の応急復旧作業活動
- ⑦ 応急仮設住宅の建設業務
- ⑧ 生活必需品の調達業務
- ⑨ その他災害応急活動業務への応援業務
- ⑩ 避難行動要支援者の救助・避難誘導

(3) 協力要請の方法

① 民間団体への協力要請

災害時に民間団体からの協力を求める際には、その責任者に対して要請する。

② 市民ボランティアへの協力要請

市民ボランティアへの協力要請は、救助部援護班が社会福祉協議会を通じて行う。

第3章 円滑な災害応急活動体制の展開

第1節 災害ボランティアの受入計画

災害応急対策の実施にあたって救援活動要員が不足した場合は、次の方法で必要な数の要員を確保する。

第1 実施担当者

救援活動要員の確保やボランティアの配備等については、総括部職員班、救助部援護班、社会福祉協議会を中心として、総括部本部班や関係各部との連携のうえで実施する。

第2 災害ボランティアの確保

災害時における災害ボランティアの重要性にかんがみ、災害支援ボランティア活動に関する協定を締結している社会福祉協議会、防災関係団体、災害ボランティアとして登録している民間団体等又は個人に対して救援活動への協力を依頼する。

1 災害ボランティアセンターの設置

市は災害時において、災害の状況を早期に把握し、社会福祉協議会と協議のうえ、災害ボランティアセンターの開設、閉鎖等を決定する。社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの開設及び運営を行い、ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行ってその活動を支援する。また、県との緊密な連携のもとに効率的な活動を実施する。

設置場所は、高砂市ユーアイ福祉交流センターとする。

2 災害ボランティア

社会福祉協議会は、テレビやラジオ等の報道機関及びホームページ等を通じてボランティアの募集を行う。

応募のあった災害ボランティアは災害ボランティアセンターに登録したうえで活動する。災害ボランティアセンターは、災害ボランティアを必要とする市民、自主防災組織や避難所等の要請内容を確認した上で派遣する。主として次の活動について、災害ボランティアの協力を得ることとする。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業、ガレキ処理
- (5) 災害ボランティアの受入・紹介事務

3 専門機能を有するボランティア

市、社会福祉協議会は、各部から専門的技能を有するボランティアの要請があったときは、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにしたうえで関係団体等に対してボランティアの派遣を依頼する。

- (1) 医療・助産分野
- (2) 心身障がい者、高齢者福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）
- (3) 建築分野（建築物危険度判定士）

- (4) 語学分野
- (5) 輸送分野
- (6) 情報通信分野
- (7) その他専門的な技能を有する分野

なお、県では災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊）を設置しており、本部長（市長）は必要な場合にはその派遣を要請する。

第2節 災害情報の提供と相談活動の実施

災害時において防災関係機関から情報の収集を行うとともに、災害情報、災害応急対策等の周知徹底を図り、住民の協力を得、さらに被害の拡大防止を図るため、適切かつ迅速な広報活動を行うことを目的とする。

第1 災害広報

1 実施担当者

災害広報は本部長（市長）が実施し、総括部広報班・総括部本部班が担当する。

2 広報の方法

記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

- ① 防災行政無線の活用
- ② 電話応答サービス、電話・FAX 配信サービスの利用
- ③ 広報車等の拡声器の利用
- ④ 新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアへの要請
- ⑤ 公共情報コモンズ（地デジデータ放送）の利用
- ⑥ BAN-BANネットワーク(株)への要請（災害時における緊急放送の協力に関する協定）
- ⑦ 防災ネットたかさごのメール配信機能による広報
- ⑧ インターネット（たかさごナビ、市ホームページ、SNS）、FAX 等による広報
- ⑨ 自主防災組織を通じた連絡、チラシ配布、回覧等
- ⑩ 広報紙等による情報提供
- ⑪ 公共掲示板の活用
- ⑫ オートバイ、自転車、徒歩などによる周知
- ⑬ 市内アマチュア無線局への協力依頼
- ⑭ サイレン

3 報道機関に関する発表等

- (1) 災害対策本部でとりまとめた「4 広報内容」における項目は、総括部広報班が記者クラブを通じて報道機関に情報の発表・協力の要請を行う。（報道センターは、本庁舎4階記者クラブ室に開設する）
- (2) 報道機関が独自で取材する場合においても積極的に資料、情報を提供し、できるだけ協力するように努めるものとする。
- (3) 一般市民や、罹災者に対する報道のうち緊急なものは、必要に応じて県に要請し、テレビ、ラジオその他の報道機関を通じて周知させるものとする。
- (4) 高砂市消防本部の行う警戒防御に関する発表は、総務部長が行う共同記者会見の場で、消防長が行うものとする。

4 広報内容

次に定める内容について、被害の状況と応急措置の実施状況を見極め、本部長（市長）の判断のもとに実施する。

- (1) 災害の概況と被害状況
 - ① 発生した気象等に関する観測情報
 - ② 気象等に関する今後の見通し
 - ③ 被災状況と応急措置の状況
- (2) 避難に関する事項

- ① 避難の必要性の有無
- ② 避難所の設置及び収容
- (3) 応急対策実施状況
 - ① 救護所の開設及び保健衛生等に関すること
 - ② 交通機関、輸送、通信等に関すること
 - ③ ライフライン等の復旧に関すること
- (4) 安否情報
- (5) その他住民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む）
 - ① 家族で実施すべき防災対策
 - ② 防災会に対する防災活動の要請
 - ③ 応急仮設住宅への入居募集
 - ④ 食料、生活必需品の支給等に関すること
 - ⑤ 相談窓口の開設
 - ⑥ その他必要な情報

5 広報資料の収集

- (1) 本部でとりまとめた資料を最大限に利用し、災害の現場における現地取材も行う。
- (2) 災害写真の撮影
 - ① 各班は現場に職員を派遣して被害状況を撮影する。
 - ② 他の機関の撮影した写真等の収集
 - ③ 災害写真は、本部設置場所に掲示するほか、他の機関からの依頼のある場合は提供する。
 - ④ 災害写真を撮影した各班（各課）は災害写真の使用目的の完了次第、撮影場所、日時、状況、課名を記載した写真データをすみやかに総括部広報班に提出する。総括部広報班はこれを保管するものとする。

第2 広聴活動計画

災害時における住民からの各種相談の対応は本部長（市長）が実施し、総括部本部班が担当する。

1 災害相談窓口の開設

総括部本部班は、大規模な災害が発生した時、若しくは本部長（市長）の指示があった時は、直ちに市役所に被災者又はその関係者からの家族の消息、医療救護、交通事情等に対する相談に応ずるための災害相談窓口を開設し、相談・問い合わせ受付業務を実施する。

2 臨時市民相談所の開設

- (1) 臨時市民相談所に開設

災害発生による避難が終了した時は避難所又は被害状況分布図等の資料に基づき、被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情等の積極的な聞き取りに努める。

- (2) 消防部

本部長（市長）が必要と認めたときは、災害鎮圧後、災害の規模に応じて消防署に消防相談所を開設し、市民向け相談業務を実施する。

3 関係機関との連携

- (1) 住民からの相談で、十分な情報がないものについては、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集するとともに即時対応に努める。
- (2) 災害相談窓口や臨時市民相談所との連携を十分図り、住民からの相談に対応する。
- (3) 収集した情報や住民からの相談を記録、整理分類のうえ、必要により関係機関に報告し、対応を図る。

第3節 水防計画

風水害等に対する水防活動の概要を定める。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、本市水防計画に準じる。

第1 水防管理者及び水防管理団体の活動

- (1) 風水害等が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は警察署長と協議の上、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。
ただし、緊急を要する場合は独自の判断で行う。
- (2) 水防管理者（市長）又は消防機関の長（消防長）は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないように努める。
- (3) 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な緊急措置を講ずるものとする。

第2 水防活動の応援要請

- (1) 水防管理者（市長）は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。
- (2) 水防管理者（市長）は、必要があるときは、警察官の出動を要請する。

第4節 災害救助法の適用

災害救助法の適用に関する事項について定める。

1 実施責任

災害救助法の適用手続及び適用後の救助実施状況の報告は、本部長（市長）が実施し、救助部援護班が担当する。

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については法定受託事務として知事に委任されている。

しかし、災害救助法による救助は災害の発生後、速やかに行わなければならないことから、災害救助法施行細則により、救助に関する職権の一部が市長に委任されることがある。

なお、災害救助法適用以外の災害については、災害対策基本法第5条により、市長が応急対策を実施する。

2 適用基準

知事は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次のいずれかに該当するときは、災害救助法を適用することとする。

- (1) 市域の住家の滅失（全壊、全焼、全流出）世帯数が80世帯以上に達した場合。
- (2) 県域の住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市域の住家の滅失世帯数が40世帯以上に達した場合。
- (3) 県域の住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、または住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、または孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合。
- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること。
 - ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
 - ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※滅失世帯の換算は次のとおりとする。

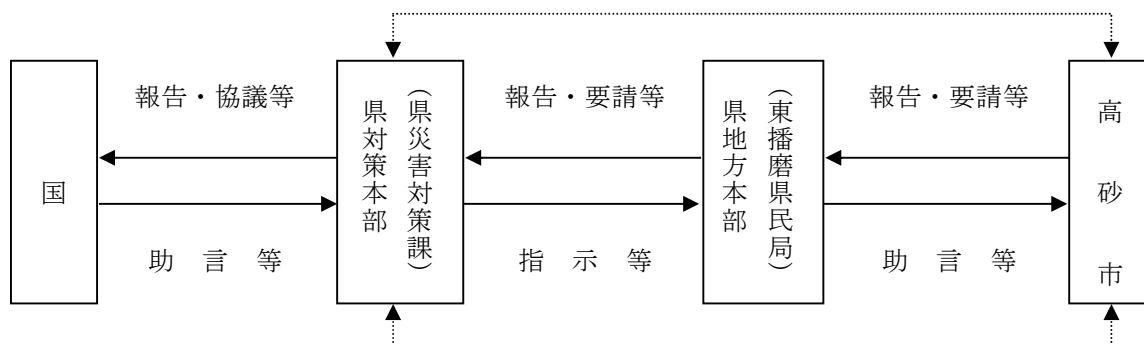
ア 住家が全壊、全焼、全流失等をした世帯は、滅失1世帯とする。

イ 住家が半壊または半焼した世帯は、滅失1/2世帯とみなす。

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は、滅失1/3世帯とみなす。

3 適用手続

本部長（市長）は、市域における災害規模が適用基準に該当し、または該当する見込みがある場合は、次の報告系統により被害状況等を知事に報告しなければならない。



※ 点線……は、緊急の場合及び補助ルートとする。

(1) 県

県は、市を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。

なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合は、必要により、災害救助法上の県知事の救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすること（以下「救助の委任」という。）とする。救助の委任を行う場合は、委任する実施内容及び期間を記載して市長に通知することとする。

救助の委任を行う際、留意する点は次のとおりとする。

- ① 市長に委任することにより救助の迅速、的確化が図られ、かつ、市において実施し得る範囲で行うこと。
- ② 緊急を要する救助（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県において実施することが困難な救助（学用品の給与等）の内容については市長に委任することとする。

(2) 市

市は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、県知事による救助の補助として救助を実施することとする。

その実施の細目については、あらかじめ地域防災計画に定めることとする。

(3) その他防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保・物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市等、救助活動の実施機関に協力することとする。

(4) 救助の応援

救助は災害が発生した県、市町が行うものであるが、災害が大規模となり、被災市町で救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合は、被災市町の要請に基づき応援の実施に努めることとする。

4 実施内容

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 災害にかかった者の救出
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による知事の定める災害救助に関する手続等を定める規則(昭和 38 年兵庫県規則第 58 号)に規定された救助の程度、方法及び期間等は次に示すとおりである。

但し、この基準により実施することが困難な場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗品材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱品費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり (建設型仮設住宅) 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 (借上型仮設住宅) 世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準じて設定 2 限度額 1戸当たり (建設型仮設住宅) 6,883,000円以内 (借上型仮設住宅) 地域の実情に応じた額 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置する場合は、集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)	(建設型仮設住宅) 災害発生の日から20日以内着工 (借上型仮設住宅) 速やかに供与	1 建設型仮設住宅の場合における限度額は、平均1戸当り6,775,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内
炊出しその他による食品の給与	金額の有無に関わらず、現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,330円以内	災害発生の日から7日以内	1 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間		備 考	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害の発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること	
		区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1人を増すごとに加算
		全壊流失	夏	円 19,800	円 25,400	円 37,700	円 45,000	円 57,000	円 8,300
			冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		半壊床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
			冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は別途計上	
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした日から7日以内			
被災した者の救出	現に生命、身体に危険な状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は、別途計上	
被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	災害によって住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある住家に居住する者	1 世帯当たり 51,500円以内 ・ブルーシート、ロープ、土嚢等緊急措置に必要な資材費 ・建設業者、団体等の施工費				災害発生の日から10日以内		被災者に対する緊急の修理に関する相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて緊急の修理に関する制度概要を説明する。	
被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住宅が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修をおこなわなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 1 半壊(焼)の世帯 717,000円以内 2 半壊(焼)に準ずる程度の損害による被害を受けた世帯(一部損害10%以上) 348,000円以内				災害発生の日から3ヶ月以内 (災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヵ月以内)			

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人あたり次の金額以内 小学校児童 1人あたり 5,200円 中学校生徒 1人あたり 5,500円 高等学校等生徒 1人あたり 6,000円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 226,100円以内 小人(12歳未満) 180,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体3,600円以内 死体一時収容施設 一時保存 通常実費 上記が利用できない場合 1 体あたり 5,700円以内 検 医療部医療班以外は 案 慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は、原則として医療班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算でる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 140,000円以内	災害生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員雇上費	1 避難者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理等 7 救済用物資の輸送	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められている期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第5節 人命救出活動の実施

風水害等のため生命身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、または救出・保護するため、次のように定める。

1 実施責任

県、警察、自衛隊の協力を得ながら、救出活動を実施するとともに、市域内における関係機関の救出活動の調整を行う。なお、災害救助法が適用された場合は、救助の実施に関する知事の職権が市長に委任されることがある。

救出活動に関する業務は、消防部各機動班、地区活動班（消防団）が実施する。

2 実施方法

(1) 救助体制

消防部は機動班を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速な救出活動を実施する。

市は、救出活動が困難な場合、県に可能な限り次の事項を明らかにして救出活動の実施を要請する。

- ・ 応援を必要とする理由
- ・ 応援を必要とする人員、資機材等
- ・ 応援を必要とする場所
- ・ 応援を必要とする期間
- ・ その他必要な事項

(2) 救助方法

警察署等の関係機関と緊密な連絡を取り、速やかな救出活動を行う。

必要に応じ、救急車や救助工作車等の応援を求め、救助作業にあたる。

救助した負傷者に対しては、その症状に応じた措置を講じる。

3 自主防災組織、事業所、住民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 警察、消防機関等への連絡

4 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 対象者

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者に対して行う。

なお、期間内に生死が明らかにならない場合は、以降「死体の捜索」として取り扱う。

(2) 期 間

災害発生の日から3日以内とする。(一般基準)

(3) 書類の作成保管

被災者を救出した場合は次の書類を作成し、保管する。

- ・救助実施記録日計票（災害救助法様式0）
- ・被災者救出用機械器具燃料受払簿（災害救助法様式6）
- ・被災者救出状況記録簿（災害救助法様式15）
- ・被災者救出関係支払証拠書類

(4) 本部長（市長）は、被災者救出を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告する。

第6節 避難対策の実施

風水害の発生等に伴う組織的な避難対策について、次のように定める。

1 実施責任と実施基準等

災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命または身体の安全を確保し、被害の拡大を防止するため特に必要と認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難指示を行う。また、避難指示等の的確な判断に資するため、気象台との間のホットライン・防災気象情報システム・兵庫県土砂災害情報提供システム等による情報の活用を図ることとする。避難指示等の実施責任機関等は次のとおりとするが、知事は市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施すべき措置の全部または一部を代行することとする。（災害対策基本法第60条第5項～7項）

○避難の指示

・洪水津波・高潮について	知事またはその命を受けた職員 水防管理者
・地すべりにについて	知事またはその命を受けた職員
・災害全般について	本部長（市長）、警察官、自衛官、海上保安官

(1) 避難の指示権の委任を受けた者

- ① 市長の命を受け災害現場に派遣された職員
- ② 消防長の命を受け、災害現場に派遣された職員及び消防分団長

(2) 緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難指示については、予め市長がその権限を委任したものにより、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。この場合速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置について指示を受ける。

2 実施責任者と措置の内容

避難指示等の実施責任者と措置の内容は、次のとおりである。

また、避難指示に備えた準備や避難行動要支援者等、避難に時間を要する者への避難開始を求めるため、高齢者等避難を発令する。

避難指示の実施責任者と措置の内容は、次のとおりである。

■避難指示の実施責任者及び措置内容

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
指 示	市長	災対法 第 60 条 第 1 項 第 2 項	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示 (知事に報告)
	知事	災対法 第 60 条 第 5 項	災害全般について	災害により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示
	警察官 海上保安官	災対法 第 61 条	災害全般について	①災対法第 60 条第 1 項・第 2 項の場合において市長が指示できないと認めたとき ②災対法第 60 条第 1 項・第 2 項の場合において市長から要求があったとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示 (市長に報告)
	知事 (その命を受けた県職員、水防管理者)	水防法 第 29 条	水災について	洪水津波又は高潮の氾濫により危険が切迫していると認められるとき	必要と認められる区域の居住者、滞在者その他の者に避難のための立ち退きを指示 (水防管理者のときは、当該区域を所管する警察署長に通知)
	知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法 第 25 条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	同上 (当該区域を所管する警察署長に通知)
	警察官	警察官職務執行法 第 4 条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	①危害を受けるおそれのある者を避難させる ②管理者等に対し、必要な措置を命じる、又は自ら必要な措置をとる (公安委員会に報告)
	自衛官	自衛隊法 第 94 条	災害全般について	災害派遣中に上記の場合に遭遇したが、警察官がその場にはいないとき	①危害を受けるおそれのある者を避難させる ②管理者等に対し、必要な措置を命じる、又は自ら必要な措置をとる (防衛庁長官に報告)

3 実施基準

次の実施基準及び発令の基準等を参考に高齢者等避難及び避難指示を発令する。

また、【警戒レベル5】緊急安全確保については、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。

なお、高砂市ハザードマップに記載する浸水想定区域や土砂災害警戒区域、高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設、重要水防区域、住宅に近接する危険箇所から優先して伝達する。

■避難の実施基準

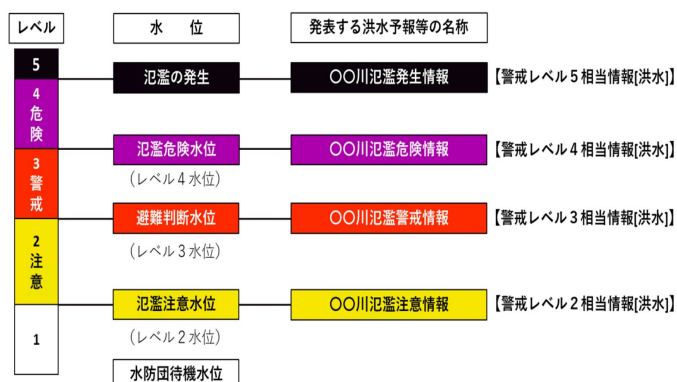
種別	条件	伝達内容	伝達方法
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 気象条件等により過去の災害発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示を行うことが予想されるとき。 ② (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の基準（別表）に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	① 避難行動要支援者等が避難開始をすべき理由 ② 対象地区 ③ 携行品 ④ その他注意	① 防災行政無線、電話応答サービス、電話・FAX配信サービス ② 広報車、消防車、携帯マイクによる広報 ③ 放送事業者への報道要請 ④ 防災ネットたかさごによるメール配信 ⑤ インターネット（たかさごナビ、市ホームページ、フェイスブック）
【警戒レベル4】 避難指示	① 当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれが高いとき ② (1)洪水、(2)高潮(3)土砂災害に定める発令の基準（別表）に達し、災害が発生するおそれが高いとき。	① 指示者 ② 対象地区・対象者 ③ 避難経路 ④ 避難場所 ⑤ 避難行動時の注意事項	⑥ 連合自治会・自治会・自主防災組織に協力を求め、口頭伝達 ⑦ 戸別に口頭伝達（状況により） ⑧ サイレン吹鳴 ⑨ 公共情報コモンズ（地デジデータ放送）の利用
【警戒レベル5】 緊急安全確保	① 災害が発生したとき ② 災害がまさに発生しようとしているとき	① 指示者 ② 対象地区・対象者 ③ 命の危険があるので直ちに身の安全確保する旨の周知	

(1) 洪水

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第14条）については、洪水予報（水防法第10条、第11条）及び避難判断水位（水防法第13条）等を指標として判断する。なお、判断にあたっては、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

■避難指示等の発令基準（洪水）

種類	河川水位の観測と予測が行われている河川 (洪水予報河川)	河川水位の観測が行われているが、予測は行われていない河川 (水位周知河川)
対象河川	加古川下流	法華山谷川、天川
【警戒レベル3】 高齢者等避難	避難判断水位に到達（レベル3水位）し、かつ、氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれているとき	氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、避難判断水位（レベル3水位）に達するおそれのあるとき
【警戒レベル4】 避難指示	氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したとき	氾濫危険水位（レベル4水位）に到達し、かつ、引き続きの水位上昇が見込まれているとき
【警戒レベル5】 緊急安全確保	堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）水防団からの報告等により把握できた場合）	堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
留 意 点	「引き続きの水位上昇が見込まれているとき」は、（予測）雨量、既往洪水時の雨量と水位上昇の関係等から判断する。	



内閣府「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）より

① 洪水の場合の留意点

近年、短時間に猛烈な雨が局地的に降る傾向が強まっていることから、市は、住民に対し早期の自主避難を呼びかけることとする。そのために市は、住民に対し避難行動に直結する情報伝達に努めるとともに、自主避難者の受け入れ体制を整えることとする。

また、高齢者等避難及び避難指示等の発令にあたっては、住民一人ひとりの置かれている状況が異なることから、過去の災害経験を踏まえ、浸水被害が始まってしまった場合の避難に関しては、必ずしも避難所への避難を求めるものではなく、浸水想定浸水深よりも高所への避難を呼びかけるものとする。

その場合においては、浸水が長時間続くこともあるため、各家庭での非常持ち出し品、携帯電話等の携行を求めることとする。

ただし、堤防又は急傾斜地近隣住民に対しては、早期の避難完了を求めるものとする。

(2) 高潮

避難情報の発令対象区域は、高潮発生切迫度が高まっている浸水のおそれのある区域とし、高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする区域を対象とする。

高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであり、中小規模の高潮を対象としたものではないことから、下記の基準のほか台風の勢力、進路、暴風域の範囲、観測潮位、現地の状況等を踏まえ判断することとする。

■避難指示等の発令基準（高潮）

【警戒レベル３】 高齢者等避難	・警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸２４時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
【警戒レベル４】 避難指示	・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき ・警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル５】 緊急安全確保	(災害が切迫) ・水門、陸閘等の異常が確認されたとき ・水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表されたとき(災害発生を確認) ・海岸堤防等が倒壊したとき ・異常な越波・越流が発生したとき ・水位周知海岸において、高潮氾濫が発生したとき

(3) 土砂災害

土砂災害に対しては、避難指示等の発令によって立ち退き避難をできるだけ早く行うことが必要であるが、土砂災害の発生には、降雨条件だけでなく局所的な地形・地質条件等の様々な要因が関係していると考えられ、発生場所や発生時刻の詳細を予測することが難しい災害である。

下記の判断基準には、「1 時間後予測値」「2 時間後予測値」が含まれていることから、発令にあたっては、その時点以降の降雨量や土砂災害危険箇所等の巡視報告等も踏まえて、総合的に判断する。

■避難指示等の発令基準（土砂）

種別	発令基準
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル 3 相当情報〔土砂災害〕）となり、さらに降雨が継続すると予想されたとき
【警戒レベル 4】 避難指示	・土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル 5 相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ・土砂災害の発生が確認された場合

① 避難指示等の対象領域の検討

土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ情報において危険度が高まっている土砂災害警戒区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難指示等の発令を検討する。

② 避難指示等の対象領域の再検討

雨量を基準とする大雨特別警報（土砂災害）は、大雨警報（土砂災害）の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものであり、その発表時には、既に災害が発生している場合もあり得ることから、基本的には土砂災害警戒情報等の判断基準に基づき、既に避難指示等が発令されているものと想定される。このため、大雨特別警報（土砂災害）の発表時には、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。

③ 避難指示等の解除の考え方

避難指示等の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、国・県に助言を求め、解除の判断を行う。

④ 警戒避難体制の整備

ア 土砂災害に関する情報の収集伝達等

(ア) 情報の収集

気象庁ホームページ並びに兵庫県が提供する兵庫県地域別土砂災害危険度フェニックス防災システム等のメッシュ情報を利用する。

(イ) 情報の伝達

第3編 第2章 第3節 情報の収集伝達に定めるところによる。

イ 避難場所・避難経路

避難場所は、第2編 第2章 第3節 地盤災害の防止施設等の整備に定めるところとし、土砂災害警戒区域等の範囲や土石流が流れてくると予想される区域から離れる方向に避難することを原則とする。

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害に係る避難訓練については、ハザードマップ等を活用した地域の実情に応じた適切な避難経路を設定するなど、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努めるものとする。

エ 防災上の配慮を要する者が利用する施設への対応

(ア) 名称及び所在地

警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地は資料編に付す。

(イ) 情報の伝達に関する事項

防災上の配慮を要する者が利用する施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項については、各施設と協議の上、決定することとする。

オ 土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項の周知

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項は、高砂市ハザードマップで周知するとともに、出前講座等を活用し状況に応じた適切な判断を住民自身が行えるよう日頃から普及啓発を行うこととする。

(4) その他

災害の状況により、市長が認めるとき。

■避難指示等の発令基準

避難指示等は次の状況が認められるときを基準として実施する	
1	有毒ガス等の危険物資が流出拡散し又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき。
2	災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。
3	不特定多数の者が集まる施設（学校、病院、工場等）において避難が必要と判断されるとき。
4	その他災害の状況により、市長が認めるとき。

4 避難情報の伝達

災害対策本部は、警報等の収集・伝達方法に準じて、警察署、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て市民への周知徹底を図る。

避難指示等を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。

- ① 避難指示等の発令者
- ② 避難指示等を発令した対象地区名
- ③ 避難経路及び避難先
- ④ 避難時の服装及び携行品
- ⑤ 避難行動における注意事項

■住民等に求める避難行動

種類	住民等に求める避難行動
【警戒レベル１】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル２】 大雨・洪水・ 高潮注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 (市長が発令)	●発表される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示 (市長が発令)	●発表される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保 (市長が発令)	●発表される状況：災害発生又は切迫（必ず発表される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

5 避難の指示の実施

(1) 知事への報告

本部長（市長）は、避難のための立ち退き及び高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所への退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

また、高齢者等避難を発令した場合も知事に報告することとする。

- ・避難指示等の発令者
- ・避難指示等の日時
- ・避難指示等の理由
- ・避難対象者
- ・避難先

(2) 指示の内容

本部長（市長）は、避難指示等を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。

- ・発令者（実施責任者）
- ・避難指示等が出された地域名
- ・避難理由
- ・避難経路及び避難先
- ・避難時の服装、携行品
- ・避難行動における注意事項（家屋の戸締まり、火の始末、自動車の規制など）

(3) 指示及びその解除の伝達方法

本部長（市長）は、防災行政無線、広報車、携帯スピーカー、ケーブルテレビ、インターネット、「たかさご防災アラート」、「防災ネットたかさご」、「電話・FAX 送信サービス」、ホームページ、SNS、エリアメール等による広報のほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力により、直ちに周知徹底を図ることとする。

また、広域にわたって避難の指示等の伝達を必要とする場合は、ラジオ、テレビ放送局等に対して、原則として県を通じて緊急放送を依頼する。また、避難指示等を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとともに、地域のコミュニティ FM や CATV 等の活用も図ることとする。

(4) 消防部の活動

消防部は、災害の規模・状況、道路・橋梁の状況及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長（市長）及び高砂警察署に通報する。

また、避難開始後は、広報車、当該地域に出動中の消防車両載拡声器等の活用により円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して避難指示等の伝達の徹底、避難者の誘導にあたるよう要請する。

なお、避難指示等の発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの指定避難場所及び避難経路等の火災防止・延焼防止を最優先で行うものとする。

(5) 高砂警察署長に対する協力要請

避難指示等を発令した場合には、高砂警察署長に対し避難者の誘導についての協力を要請する。

6 警戒区域の設定

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民の生命または身体の安全を確保するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命じるものとする。

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防または水防活動のための警戒区域の設定は消防法または水防法によって行う。

なお、知事は市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項に定める応急措置の全部または一部を代行することとする。(災害対策基本法第 73 条第 1 項)

○警戒区域の設定

・災害全般について	市長またはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員 警察官 海上保安官 自衛官
・火災について	消防吏員・消防団員 警察官
・水災について	消防吏員・消防団員・水防団長・水防団員 警察官
・火災・水災以外について	消防吏員・消防団員 警察官

■警戒区域の設定実施責任者及び措置内容

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
立入り制限 退去命令	市長	災対法第63条第1項	災害全般について	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めたとき	①警戒区域の設定 ②災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官 海上保安官	災対法第63条第2項	災害全般について	上記の場合において ①市長若しくは委任を受けた市の吏員が現場にいないとき ②市長が要求したとき	同上 (市長に通知)
	自衛官	災対法第63条第3項	災害全般について	災害派遣中に上記の場合に遭遇したが、市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき	同上 (市長に通知)
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法第21条第1項	水災について	水防上緊急の必要がある場合	①警戒区域の設定 ②水防関係者以外の者の区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法第21条第2項	水災について	上記の場合において水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同上
	消防吏員 消防団員	消防法第28条第1項	火災について	火災の現場	①消防警戒区域の設定 ②命令で定める以外の者の区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	消防法第28条第2項	火災について	上記の場合において消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上
	消防長	消防法第23条の2第1項	ガス、危険物の漏えい、飛散、流出について	ガス、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が生じた場合において、火災発生の可能性が高く、かつ火災発生の際には人命又は財産に著しい被害を生じるおそれがあると認められるとき	①火災警戒区域の設定 ②区域内の火気使用禁止 ③区域からの退去命令、区域への出入り禁止、制限
	警察署長	消防法第23条の2第2項	ガス、危険物の漏えい、飛散、流出について	上記の場合において消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上 (消防長又は消防署長に通知)

7 警戒区域の設定の実施

本部長（市長）は、警戒区域を設定したとき、退去または立入禁止の措置を講ずることとする。

本部長（市長）は、防災関係機関等と協力して、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

8 避難に関する自助意識の喚起

災害時に発令する避難指示等は、住民の避難行動を支える重要なきっかけとなるので、平常時から防災出前講座等を活用し、避難時における適切な行動を選択するための正しい知識の普及に努めるものとする。

また、ハザードマップは、住民の避難行動の判断根拠となることを踏まえ、高砂市ハザードマップの普及並びに周知徹底を図るものとする。

- ① 洪水、土砂災害などによる被害範囲や避難場所などの情報を示すハザードマップ等を活用し、住民自らによる地域の安全・危険情報の把握を促す。
- ② 住民自らによる安全な避難場所・避難経路などの確認及び土砂災害の危険性や浸水状況に応じた適切な避難行動の事前検討を行う自助意識の喚起を図る。
- ③ 防災に関する出前講座・研修会の充実並びに実践的な訓練メニューを作成し、住民の参加意欲を喚起する。

9 避難の方法

(1) 避難の準備

河川の水位上昇や降雨量などにより、避難指示が発令される可能性がある場合、避難を要すると判断される地域については、事前に住民に対して避難情報を提供し、避難準備と自主避難の促進を図る。特に避難行動要支援者に対しては、関係機関等の協力を得て、早い時点で避難準備又は、安全な場所へ避難させるものとする。

避難の準備については、次の諸点に留意するよう周知徹底を図るものとする。

- ① 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行なうこと。
- ② 避難者は、非常持ち出し袋（貴重品、食糧、水、手袋、ちり紙、最小限の着替え、肌着、携帯ラジオ、照明具、緊急医療品、健康保険証）を携帯すること。
- ③ 避難者は、防寒雨具等を携行すること。
- ④ 避難者は、氏名票（住所、本籍、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を携行すること。

また、「避難」とは「難」を「避」けることであり、指定緊急避難場所に行くことだけが避難ではなく、それ以外にも安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等の避難先に避難したり、自らの判断で屋内安全確保をする等様々な避難行動がある。これらに基づき、安易に指定避難場所への避難だけに限定せず、平常時に避難先となりえる候補を探し、避難先と調整を行うものとする。

(2) 多数の者を収容する施設の避難

病院、老人ホーム、認定こども園等多数の病人・老人・乳幼児を収容している施設にあっては施設管理者が平常時に避難計画を作成し、災害時には市、消防本部、消防団、警察署と連携して避難誘導を行う。

(3) 避難の順位及び携行品の制限

緊急避難に当たっては、高齢者、乳幼児、病弱者、障がい者、妊産婦等の避難行動要支援者及びこれらに必要な介助者を優先して行なう。また、安全に避難を行なうことを第1の目的とし、過重な携行品及び緊急必要な身回品以外のものは、携行しないよう指導を行なう。

10 避難者誘導方法及び輸送方法

(1) 避難誘導担当者

避難は、原則として市民が自主的に行うものとするが、状況によっては警察官・消防職員・消防団員・市職員その他自治会、自主防災組織等命を受けた者が誘導を行う。この場合、できる限り地域ごとに責任者及び誘導員を決め、集団避難を行うなど、安全と統制を図る。

避難指示、警戒区域の設定に伴う避難誘導は、それぞれの避難指示者、警戒区域設定者が行う。（市の誘導担当は、本部班が指名する職員及び消防部とする）ただし、市長は他の機関からの避難指示を出した旨の通知を受けた場合、本部班が指名する職員及び消防部の職員を災害現場に派遣し避難誘導に当たらせる。

なお、災害発生初期段階においては、消防団員及び自主防災組織が避難誘導に当たるものとし、避難誘導から避難所収容まで、緊密な連絡を保って、迅速かつ円滑に実施するものとする。

(2) 避難の順位及び携行品の制限

緊急避難に当たっては、高齢者、乳幼児、病弱者、障がい者、妊産婦等の要配慮者及びこれらに必要な介助者を優先して行う。また、安全に避難を行うことを第1の目的とし、過重な携行品及び緊急必要な身回り品以外のものは、携行しないよう指導を行う。

(3) 避難者誘導方法及び輸送方法

- ① 誘導は自主防災組織、消防団、警察等の協力を得て行う。
- ② 最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。
- ③ 避難経路の途中で危険箇所があるときは明確な標示を行い、避難に際してあらかじめ伝達しておく。
- ④ 特に危険な箇所については誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- ⑤ 夜間においては、投光器、照明器具を使用して避難経路を照射し、照明器具を携行した誘導員を配置し避難の安全を図る。
- ⑥ 最悪の場合は、誘導ロープ、ゴムボート等の使用、又は、木材・畳等を利用し、即製のかだを作る等知恵を廻らし安全に避難させる。
- ⑦ 誘導員は適時人員の点検を行い、途中の事故防止を図る。
- ⑧ 調査部調達配送班は、避難者用のバス等の車両を出来るだけ手配する。

(4) 要配慮者の避難誘導方法及び輸送方法

救助部避難行動要支援者対策班、避難応援部文化スポーツ施設班は、高齢者、障がい者、乳幼児及び日本語を解さない外国人等の要配慮者が、確実に避難できるよう、次の対策を講じる。

- ① 避難行動要支援者は避難場所までの介助及び担送者を定めておく。
- ② 家族介助等でしか避難することができないが避難所において生活できる人は、一般の避難所に収容する。
- ③ 家族介助等でしか避難することができず避難所において生活できない人は、福祉避難所に収容する。
- ④ 寝たきり等施設での生活が必要な人は、社会福祉施設等での対応を要請する。
- ⑤ 日本語を解さない外国人に対しては、ボランティア等の協力により外国語による広報活

動を行う。

⑥ 調査部調達配送班は、避難行動要支援者用のバス等の車両を出来るだけ手配する。

⑦ その他、市民は地域の避難行動要支援者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

11 避難経路

避難場所に誘導する場合は、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。

避難経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所については標示、標札、ロープ等を張り、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間の場合は照明器具を使用し、避難の安全を図る。

12 避難の基本システム

避難指示または警戒区域の設定に伴う避難及び自主的避難における基本システムは、原則として次のとおりとする。

(1) 自主的避難

① 市

台風の接近等に伴い状況等を勘案の上、必要に応じ、各地区の地域交流センターを自主的避難者の受け入れ避難所として避難対策部施設第1班が開設し、避難対策部総務班及び避難対策部避難所第1～第5班を地域交流センターに派遣し、避難者等の対応にあたる。

また、必要に応じ、自主防災組織等の協力により、避難所への誘導や自治会館等の避難所及び福祉避難所の開設、運営を行う。

② 住民

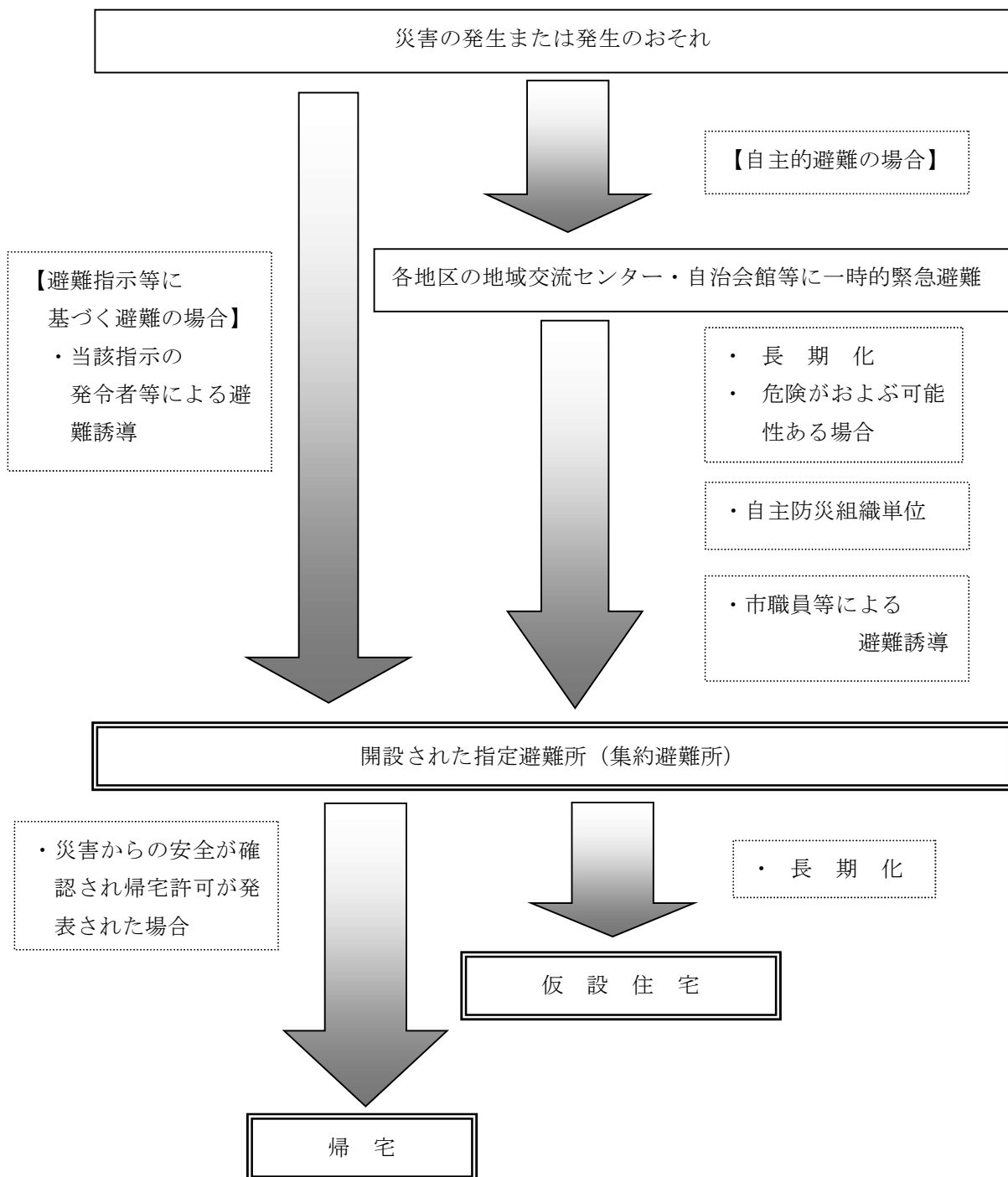
各地区の地域交流センター等に一時的に避難した後、必要に応じ、自主防災組織単位等で最寄りのコミュニティ防災拠点等に避難する。

避難に際しては、自家用車を使用しないこととし、また、近隣の独居高齢者の安否を確認するなど、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

各地区の地域交流センター・自治会館等からは、市職員の指示・誘導に従い、集約避難所に向かう。

(2) 避難所の開設・収容

避難所の開設は、指定避難所の中から災害状況および発生する可能性等を勘案して、本部長（市長）が決定し、避難対策部等の施設班及び自治会館等を一時避難所として指定された自主防災組織が行う。避難所の運営は、避難対策部総務班の職員を開設した避難所に派遣し、避難者と協力しながら行う。



13 指定避難施設一覧

(1) 指定緊急避難場所（屋内）・指定避難所

以下にあげる施設は、指定緊急避難場所（屋内部分）であり、指定避難所にも指定されている。また、同時に地震の際などに身の安全を確保するための場所として、グラウンドや施設駐車場も指定緊急避難場所になっている。

(注 1) 学校については、地震、大火事の場合の緊急避難場所はグラウンド、津波・高潮・洪水の場合の緊急避難場所は体育館若しくは校舎、土砂災害の場合の緊急避難場所は体育館として、その適否等を記載

(注 2) 災害種別ごと適否の凡例「○」：適、「×」：不適、「－」：耐震性不明

※ 1 計画規模降雨による浸水想定の場合

※ 2 想定最大規模降雨による浸水想定の場合

また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者の避難先として、福祉避難所の指定を行う。福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、要配慮者を滞在させるために必要なスペースが可能な限り確保されている施設を指定する。指定避難所については、受入れを想定していない避難者が殺到することがないように、受入れ対象者を特定して指定福祉避難所として公示する。

地区	緊急避難場所・避難所	災害種別ごとの適否							備 考
	施 設 名	地震	津波	高潮	洪水 ※ 1	洪水 ※ 2	土砂 災害	大火 事	
高砂	高砂小学校	○	○	2階 以上	2階 以上	2階 以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	高砂中学校	○	○	2階 以上	2階 以上	2階 以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	高砂高等学校（県）	○	○	2階 以上	2階 以上	2階 以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	高砂南高等学校（県）	○	○	2階 以上	2階 以上	2階 以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	高砂地域交流センター	－	○	2階 以上	2階 以上	2階 以上	○	×	*緊急避難場所：駐車場
荒井	荒井小学校	○	○	2階 以上	2階 以上	2階 以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	荒井中学校	○	○	2階 以上	2階 以上	3階 以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	荒井地域交流センター	－	○	2階 以上	2階 以上	2階 以上	○	×	*緊急避難場所：駐車場

地区	緊急避難場所・避難所	災害種別ごとの適否							備 考
	施 設 名	地震	津波	高潮	洪水 ※ 1	洪水 ※ 2	土砂 災害	大火 事	
伊 保	伊保小学校	○	○	3 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	伊保南小学校	○	○	3 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	伊保地域交流センター	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	×	* 緊急避難場所：駐車場
中 筋	中筋小学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	竜山中学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	中筋地域交流センター	—	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	×	* 緊急避難場所：駐車場
曾 根	曾根小学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	松陽中学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	松陽高等学校（県）	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	曾根地域交流センター	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	×	* 緊急避難場所：駐車場
米 田	米田小学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	3 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	米田西小学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	3 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	宝殿中学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	3 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	米田地域交流センター	○	○	2 階 以上	2 階 以上	×	○	×	* 緊急避難場所：駐車場
	総合運動公園体育館	○	○	2 階 以上	2 階 以上	×	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
阿 弥 陀	阿弥陀小学校	○	○	○	○	○	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	鹿島中学校	○	○	○	○	○	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	白陵高等学校（私）	○	○	○	○	○	×	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	阿弥陀地域交流センター	○	○	2 階 以上	○	○	○	×	* 緊急避難場所：駐車場
北 浜	北浜小学校	○	○	3 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	北浜地域交流センター	○	—	×	2 階 以上	2 階 以上	○	×	* 緊急避難場所：駐車場

(2) 一時避難所

以下の施設は、大雨・洪水災害時など、住宅に危険があった場合に一時的に避難する場所である。

地区	緊急避難場所・避難所	災害種別ごとの適否							備 考
	施 設 名	地震	津波	高潮	洪水※1	洪水※2	土砂災害	大火事	
伊保	今市自治会館	○	○	×	×	×	○	×	
	中島自治会館	○	○	×	×	×	○	×	
曽根	東之町自治会館	○	○	×	2階以上	2階以上	○	×	
米田	神爪公会堂	○	○	2階以上	2階以上	×	○	×	
	島公会堂	×	○	2階以上	2階以上	×	○	×	
	塩市公会堂	×	○	×	×	×	○	×	
	中島三丁目自治会館	○	○	2階以上	2階以上	×	○	×	
	美保里いちょう会館	×	○	2階以上	2階以上	×	○	×	
	みのり会館	×	○	2階以上	2階以上	×	○	×	
阿弥陀	生石研修センター	○	○	2階以上	2階以上	×	○	○	
	魚橋自治会館	○	○	2階以上	2階以上	2階以上	○	×	
	西下台自治会館	○	○	×	×	×	○	×	
	阿弥陀東集会所	×	○	○	○	○	○	×	
	地徳公会堂	○	○	○	○	○	×	×	
	生石自治会館	○	○	○	○	○	○	×	
	長尾公会堂	○	○	○	○	○	○	×	
	北山自治会館	×	○	○	○	○	○	×	
	豆崎公民館	×	○	○	○	○	○	×	
	魚橋南集会所	○	○	2階以上	2階以上	2階以上	○	×	
北浜	北脇自治会館	○	○	○	○	○	○	×	
	牛谷団地集会所	×	○	○	○	○	×	×	
	堂池ふれあいの郷	○	○	○	○	○	×	○	
	牛谷東集会所	×	○	×	×	×	○	×	
	牛谷会館	×	○	×	2階以上	×	○	×	

(3) 指定緊急避難場所（屋外）

以下の場所は、指定緊急避難場所の中でも、屋外部分が指定されている。地震時など、生命の安全確保を行う際に使用できるオープンスペースである。

	施設名		施設名
高砂	高砂公園	米田	米田多目的広場
	ユーアイ福祉交流センター		マックスバリュ宝殿店駐車場
荒井	新浜公園	阿弥陀	マックスバリュ中島店駐車場
	アスパ高砂店駐車場		市ノ池公園
伊保	マックスバリュ梅井店		
曽根	天川東公園		
	曽根松原公園		

(4) 津波避難ビル

以下の施設は、津波災害に対して、避難する時間がなくなった地域住民などが津波から緊急的に一時避難するための施設である。

建物名	避難スペース
県営高砂松波町高層	3階以上の廊下、階段
県営高砂伊保鉄筋	3階以上の階段
県営高砂竜山鉄筋	3階以上の廊下、階段
県営高砂時光寺鉄筋	3階以上の階段
市営松波住宅	3階以上の廊下、階段
市内全小学校	3階以上の廊下、階段
市内全中学校	3階以上の廊下、階段
市内県立高等学校	3階以上の廊下、階段
ユーアイ福祉交流センター	屋上部分
松波ミオ	3階以上の共用廊下
セフレ高砂	3階以上の共用廊下
アスパ高砂店	3階以上の駐車場

(5) 指定福祉避難所

災害時に一般の避難所生活において、何らかの特別な配慮を必要とする方達が、安心して避難生活を送れる体制を整備した避難所であり、あらかじめ受入れ対象者を定めている。

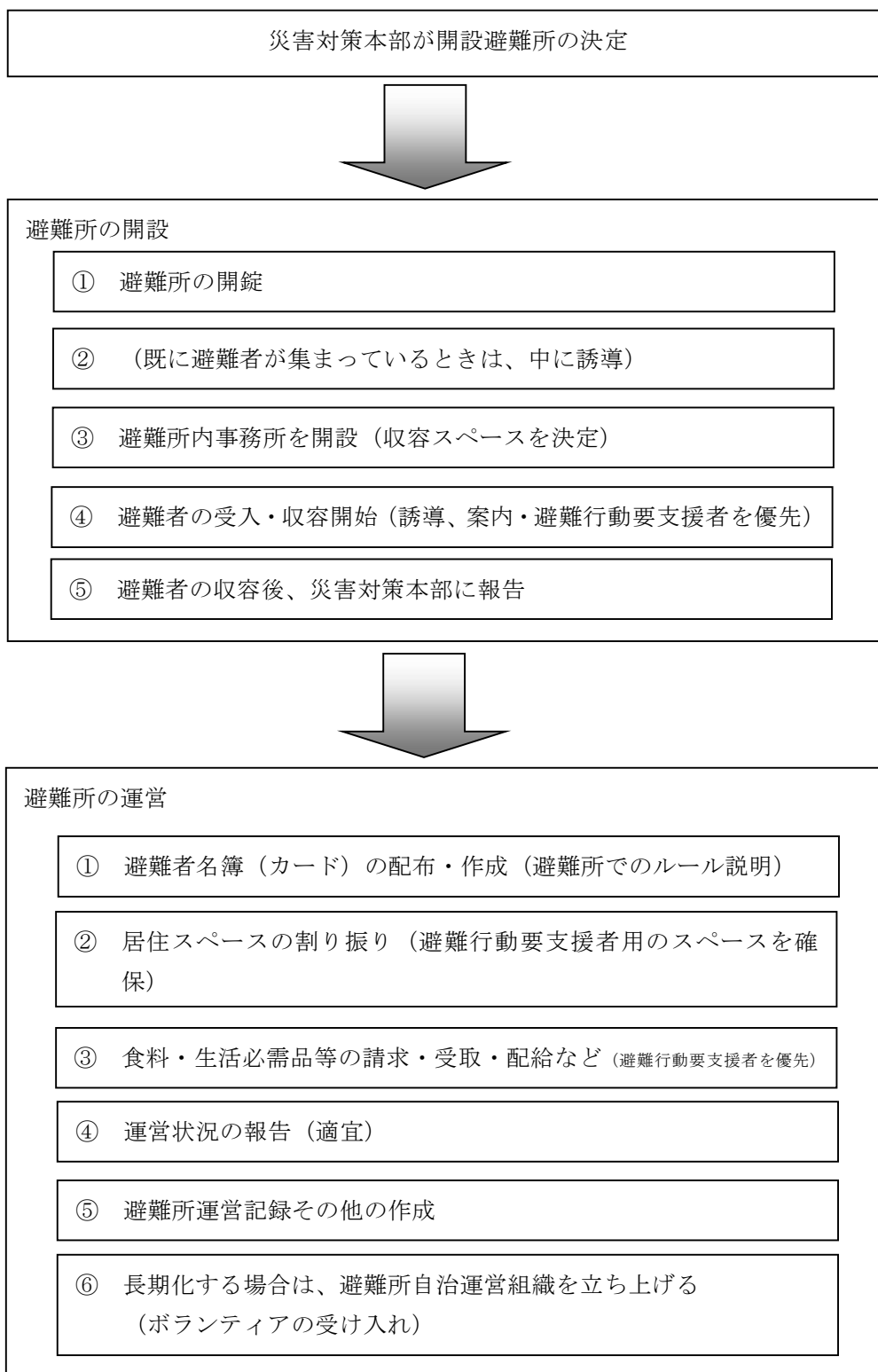
施設名	住所	避難できる人
文化会館	高砂市高砂町朝日町 1 丁目 2 番 1 号	要配慮者のうち、事前に市が特定し、環境調整を事前に行った者
高砂市福祉総合相談センター	高砂市伊保 4 丁目 400 番地	要配慮者のうち、事前に市が特定し、環境調整を事前に行った者
むさしの里	高砂市北浜町西浜 751 番地の 1	施設利用者
高砂白寿苑	高砂市北浜町西浜 773 番地の 1	施設利用者
のじぎくの里	高砂市北浜町西浜 773 番地の 3	施設利用者
あかりの家	高砂市北浜町北脇 504-1	施設利用者
サンリットひまわり園	高砂市高砂町松波町 440-5	施設利用者
播磨高砂苑	高砂市伊保 1 丁目 6-16	施設利用者
めぐみ苑	高砂市阿弥陀町阿弥陀 43-1	施設利用者
常寿園	高砂市北浜町牛谷 721-1	施設利用者

14 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設・運営のフロー

開設・運営の手順は、原則として概ね次のとおりである。

詳細については、避難所開設・運営マニュアルを作成し対応する。(避難対策部総務班を中心に関係部・班長により作成)



(2) 避難所開設の決定

避難所の開設は、指定避難所の中から災害状況および発生する可能性等を勘案して、本部長（市長）が決定する。決定後は速やかに避難対策部等の施設班及び自治会館等を一時避難所として指定された自主防災組織は、開設準備にあたる。（台風の接近等に伴う避難所の開設については、各地区の地域交流センターが自主的避難者の受け入れ施設となるので、避難対策部施設第1班は、いつでも開設できるよう待機し事前に準備をしておき、自主的避難者があった場合は、施設内に誘導し、避難所開設後、速やかに災害対策本部にその旨を報告する。）

また、必要に応じ、福祉避難所を開設する。

但し、夜間における突発的災害発生の場合で、既に住民が施設に集まっている場合については、あらかじめ指定した職員または、当該施設の当直職員等、居合わせた職員が施設の開設後、避難住民を収容し、避難住民の不安の緩和と混乱防止に努める。この場合にあっては、避難所開設後、速やかに災害対策本部にその旨を報告する。

(3) 避難所開設の報告・広報

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容後、速やかに災害対策本部にその旨の報告を行う。

総括部広報班及び総括部本部班は、避難所開設に関する住民への広報活動を実施する。

本部長（市長）は、知事、高砂警察署等関係機関に対して、開設状況の報告を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 避難所開設の日時及び場所・ 開設した避難所の箇所数及び収容人数・ 開設期間の見込み・ その他 |
|---|

(4) 避難所内事務所の開設

避難所内に事務所を開設し、必ず要員を常時配置しておく。（必要に応じ避難対策部総務班及び避難対策部避難所第1～第5班を派遣する。）

事務所には、避難所運営に必要な用品（避難者カード、避難所でのルール説明用紙、消耗品受払簿等、事務用品等）を準備しておく。

また、避難所開設当初からパーティション・簡易ベッドを設置するなど、プライバシーの保護を行い、栄養バランスのとれた食事等の提供や福祉面など、幅広い視点から避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

(5) 避難所の運営担当者

避難所の初期運営は、各施設班及び派遣した職員が担当する。（その内の1名を管理責任者として決定し、災害対策本部に報告する。）

(6) 避難者名簿（カード）の作成

避難者名簿（資料編参照）は、避難所運営のための基礎資料となる。

収容された避難者に対し、各世帯単位で避難者カードを配布し、必要事項を記入してもらう。

記入してもらった避難者カードを回収し、避難者名簿として整理する。

避難者名簿は避難所内事務所に保管するとともに、各部長及び責任者を通じて総括部本部班に報告する。

また、カードの作成終了後、避難所のルール説明を行い避難者に秩序ある行動を促す。

(7) 居住スペースの割り振り

居住スペースの割り振りは、避難行動要支援者用のスペースを確保した後、可能な限り、自主防災組織・自治会等の単位で、まとまりを保てるように行う。

また、自主防災組織・自治会等の単位で代表者を選定し、以降の避難所運営や情報伝達の合理化を図る。

○代表者（班長）の役割

- ・指示・伝達事項の周知
- ・避難者ニーズの把握と報告
- ・物資等の配給活動の補助
- ・避難施設の保全管理
- ・その他の活動への協力

(8) 食料・生活必需品等の請求・受取・配給

避難所の管理責任者は、避難所運営代表者（避難者の代表）やボランティア等の協力を得て、食料・生活必需品等のニーズ（必要数等）を把握し、各部長に報告する。各部長は、各避難所からの報告をとりまとめ、総括部本部班に必要な食料・物資の要請を行う。総括部本部班は、備蓄量を考慮し調査調達配送班に必要な食料・物資の調達・配送を指示する。

食料・物資が到着後、管理責任者は、その都度、消耗品受払簿に記入の上、避難所運営代表者やボランティア等の協力を得て、配給を行う。配給を行う際は、要配慮者を優先し、配給カードを作成するなどして平等に行き渡るよう工夫してから行う。

また、避難所へ登録を行った在宅避難者及び車中等避難者に対して食料・物資が適切に配給されるよう配慮する。

(9) 避難所運営状況及び運営記録の作成

避難所の管理責任者は、運営状況について、1日1回朝10時に災害対策本部へ各部長を通じて報告する。

傷病者の発生等、特別の事情がある場合は、その都度、必要に応じて報告する。

また、運営記録として、避難所日誌を作成する。

(10) 避難所自治運営組織の立ち上げ

避難が長期化する場合や防災直後で市職員の派遣ができない場合、避難所の運営は、避難者・地域の自主防災組織等が自主的に運営に当たることとし、市職員や施設管理者、及びボランティアは必要に応じ、運営を支援する。

(11) 感染症対策の実施

市は、避難所における感染症対策を含め「避難所開設・運営マニュアル」を作成し、これに基づいた避難所運営を行う。

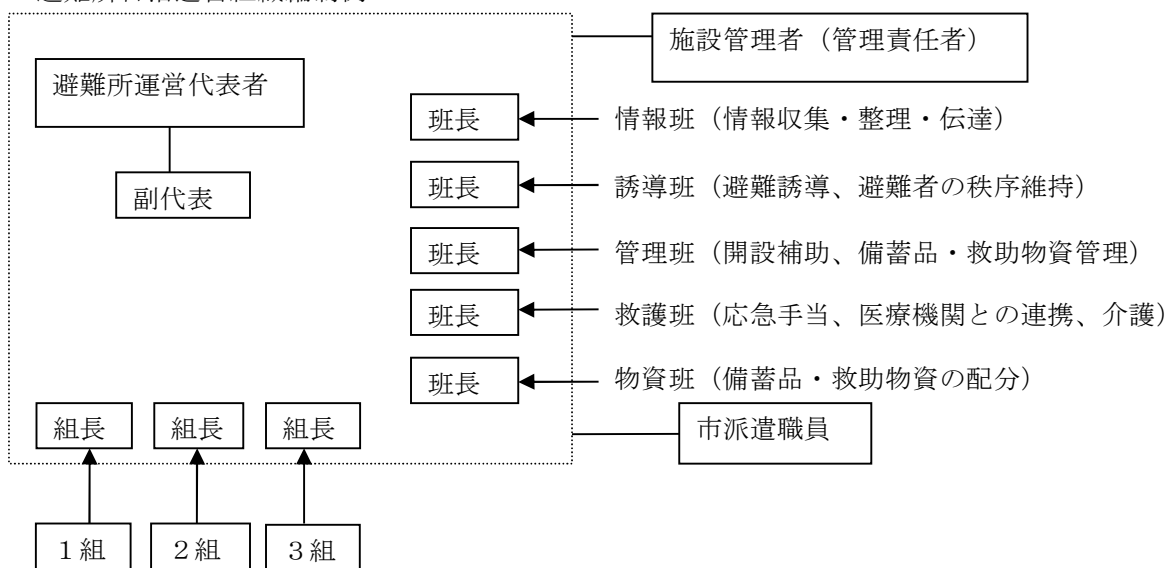
(12) 要配慮者スペースの運営

要配慮者スペースは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者が一般の避難者が居住するスペースとは別に避難するスペースを避難所（地域交流センター）内に設置するものである。運営については、「避難所における要配慮者スペース設置及び運営 初動対応マニュアル」に基づき、要配慮者への対応を実施する。

(13) 各種相談対応

避難者からの相談について、人権やジェンダーに関することは男女共同参画センターへつなぎ、法律相談などの場合は、協定先の弁護士会の協力を得て行うなど、適切に相談できる機関へつなぎ支援を行う。

・避難所自治運営組織編制例



15 被災者収容に関する県への協力要請等

本部長（市長）は、被害が甚大なため、市の避難所だけでは被災者を収容できないと判断した場合は、知事に対して、近隣市町等への被災者の移送・収容を要請する

- ・避難希望地域
- ・避難を要する人員
- ・避難期間
- ・輸送手段
- ・その他の必要事項

また、本部長（市長）は、知事から他市町の被災者を受け入れるための避難所の開設指示を受けた場合には、積極的にこれに協力する。

16 衛生的なトイレ環境等の整備

避難所の状況により仮設トイレを設置管理するとともに、より快適なトイレの設置を検討する。

(1) 仮設トイレの確保

生活環境部収集班は、避難所の状況により、仮設トイレを設置管理する。

その確保が困難な場合は、県に協力を要請する。

(2) 入浴・洗濯対策

避難所の状況により、仮設風呂や洗濯機を設置し管理する。

その確保が困難な場合は、県に協力を要請する。

17 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、斡旋を行う。また、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受け入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努めるよう民間事業者等との協定締結を促進し、必要な施設等の確保に努める。

(1) 災害時における避難場所提供に関する協定（0 ホテル高砂）

18 要配慮者への配慮

(1) 配慮すべき事項

要配慮者に対しては、次の事項について特に配慮する。

- ・ 自主防災組織・自治会等の地域住民の協力による避難誘導
- ・ 居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見
- ・ 避難所における避難行動要支援者のニーズ把握
- ・ 粉ミルク等の食料・食事への配慮
- ・ おむつなどの生活必需品の配慮
- ・ 手話通訳やボランティア等による生活支援
- ・ 巡回健康相談等の重点的实施
- ・ 仮設住宅建設時におけるバリアフリー化
- ・ 仮設住宅への優先的入居
- ・ 福祉相談の充実
- ・ その他

(2) 学校・福祉施設等における避難対策

学校、認定こども園や社会福祉施設等においては、当該の避難計画に基づき、生徒・児童及び施設入所者等の生命及び身体の安全と保護を最優先として、適切な避難誘導を行う。

19 広域避難（広域一時滞在）等

(1) 県内における広域一時滞在

① 広域一時滞在を行う必要がある場合

本部長（市長）は、被災した住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域一時滞在有の必要があると認めるとき（市内で避難所を確保することが困難な場合）は、県知事に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れについて協議する。

市は、必要に応じ、広域一時滞在有の協議先とすべき市町及び当該市町の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在有に関する事項について県に助言を求めるものとする。

② 広域一時滞在有の協議を受けた場合

本部長（市長）は、県内他市町から被災した住民の受入れについて協議を受けた場合は、当該被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、受入れ避難所を決定し、受入れる。

(2) 県外における広域一時滞在

① 広域一時滞在有を行う必要がある場合

本部長（市長）は、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入について協議することを求める。

② 広域一時滞在有の協議を受けた場合

本部長（市長）は、県から他の都道府県の住民の受入れについて協議を受けた場合は、当該住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、受入避難所を決定し、受入れる。

(3) 情報共有

① 広域一時滞在有を行った場合

市は、広域一時滞在を受入れた市町の協力を得て、広域一時滞在を行っている住民の状況を把握するとともに、住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。

② 広域一時滞在を受入れた場合

広域一時滞在を受入れた場合、市は、被災市町と連携し、受入れた住民の状況の把握と、住民が必要とする情報を確実に伝達する体制の整備に努める。

20 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 避難所開設の期間

発生の日から7日以内とする。(一般基準)

(2) 書類の整備保管

避難所を開設したときは、運営責任者及び救助部等で次の帳簿を整理し保管する。

- ・ 避難者名簿
- ・ 救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・ 避難所用物資受払簿（資料編参照）
- ・ 避難所設置及び収容状況（資料編参照）
- ・ 避難所設置に要した支払証拠書類
- ・ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

21 在宅避難者・車中泊避難者の支援

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援に係る情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。

第7節 食料の供給

風水害時等における被災者等に対する食料の供給対策について定める。

1 実施責任

本部長（市長）は、被災者への食料の供給を行う。総括部本部班は、備蓄量を考慮し調査部調達配送班及び救助部援護班に必要な食料・物資の調達・配送・募集を指示し、調査部調達配送班は各避難所等に食料・物資等を配送する。状況により、本部班が指示する他の班からの応援を得て配送を行う。また、大規模災害等により、市だけでは対応が困難である場合には、県及び協定締結先に食料供給または供給あっせんの要請を行う。

2 供給対象者

- (1) 避難所で避難生活する者
- (2) 車中等の避難所及び住家以外で避難生活する者（車中等避難者）
- (3) 住家が損壊、浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (4) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (5) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

3 供給品目

供給する食料は、市が備蓄する保存食及び調達による米穀、パン、弁当等の他、必要に応じてスーパー等から副食を調達する。

なお、実施にあたっては、高齢者や乳幼児等のニーズにも十分配慮することとする。

(1) 主 食

炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等

(2) 副 食

即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、緑茶等の清涼飲料水等

4 需要の把握

食料必要数の把握は、関係各部が次により行うものとし、これを調査部調達配送班及び救助部援護班が総括する。

- ・避難所については、各避難所において把握したものを各班長が各部長に報告し、各部長が集計の上、総括部本部班に報告する。
- ・住宅残留者等については、関係各部、関係機関、自治会長、自主防災組織等の協力を得て実施する。
- ・防災要員（3日分は各自職員の備蓄）については、関係各部の協力を得て、総務部職員班が実施する。

なお、把握した食料必要数は、直ちに総括部本部班を通じて本部長（市長）に報告し、本部長（市長）の供給数の決定に基づき、食料を調達する。

5 食料の確保・調達

(1) 協定先からの調達

調査部調達配送班は、協定締結先からの調達による他、必要に応じて、その他の民間業者からの調達・確保に努める。

(2) 県への食料供給等の要請

総括部本部班及び調査部調達配送班は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して、県に食料の供給あつせんを要請する。

- ・供給あつせんを必要とする理由
- ・必要な品目及び数量
- ・引き渡しを受ける場所及び引き渡し責任者
- ・連絡課及び連絡担当者
- ・荷役作業者の派遣の必要の有無
- ・その他参考となる事項

6 食料供給活動の実施

(1) 食料の輸送

調査部調達配送班及び救助部援護班は、市において調達した食料及び県から支給を受けた食料等を救援物資集積所に集め、そこから避難所等へ輸送するものとする。

・救援物資集積所

集積場所名称	所在地	規模㎡
高砂市役所分庁舎 1F 多目的スペース	荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号	151
荒井中学校体育館・武道館	荒井町千鳥 3 丁目 1 番 1 号	1,756
荒井小学校備蓄倉庫	荒井町東本町 1 0 番 1 号	60
伊保地域交流センター	伊保東 1 丁目 1 8 番 6 号	2,358
陸上競技場・野球場	米田町島 5 2 6 番	56,989
文化会館	高砂町朝日町 1 丁目 2 番 1 号	3,927

(2) 被災者への配分

避難所における被災者への食料配分は、避難所管理責任者が避難所運営代表者や災害ボランティア等の協力を得て、配給を行う。配給を行なう際は、要配慮者を優先し、避難者のアレルギーにも注意を払いながら、配給カードを作成するなどして平等に行き渡るよう工夫してから行う。

住居の被害で炊事ができない在宅避難者及び車中等避難者（以下「在宅避難者等」という。）用の食料は、当該地域の避難所へ必要数を配布する。ただし、当該避難所が被災した在宅避難者等は、隣接する避難所へ登録し、ここから配布を受ける。

食料の配布を希望する在宅避難者等は、所定の避難所へ登録し、在宅避難者等自らが避難所で受け取ることを原則とする。従って、避難所の運営責任者は、当該避難圏域内の在宅避難者等で食料の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の食料の配布を受ける。

その他の被災者への食料配分は、各関係各々が自主防災組織・災害ボランティア等の協力を得ながら実施する。

(3) 炊き出しの実施

炊き出しは、必要に応じ、日赤奉仕団や災害ボランティア等の協力を得ながら、次のよう

に実施する。

・ 小学校家庭科教室	避難対策部総務班が実施する
・ 認定こども園給食室	救助部避難行動要支援者対策班が実施する
・ 市民病院調理室	医療部救護班が実施する
・ 市役所食堂	職員用として総括部職員班が要員を確保して実施する
その他、必要に応じて、市内民間事業所等の給食施設の協力を求める	

7 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 供給方法

パン、弁当等の調達並びに炊き出しを実施しようとするときで、市のみでは対応が困難な場合は災害用応急食料の供給を知事に申請する。

① 主 食

ア 供給品目

原則として米穀（おにぎり等）とするが、実情によっては乾パン及び麦製品とする。

イ 供給数量等

被災者に対して、炊き出しによる給食を行う場合の供給数量は、次の1人1日当り供給量に、本部長（市長）が必要と認める者の数及び実施期間の日数を乗じて得た数量とする。

乾パン及び麦製品については、この供給量のほかに加配として供給されることがある（知事が必要と認めた場合）。

乾パンの供給の実施を必要とするときは、知事に対してのその放出を依頼する。

② 副 食

炊き出し用副食物については、関係業者と常に連絡を保ち、速やかに調達できるようにしておく。

(2) 給与基準

給食を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。（一般基準）

乳幼児に対する炊き出しその他による食品の給与は、ミルク等によって行うこともできるが、その場合は知事の定める費用の基準に準じて適宜行う。

(3) 書類の整備保管

炊き出しを実施した場合、実施担当者は次の書類を整理し保管する。

- ・ 救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・ 炊き出し、その他による食品給与物受払簿（資料編参照）
- ・ 炊き出し給与状況（資料編参照）
- ・ 炊き出し、その他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- ・ 炊き出し、その他による食品給与のための物品受払証拠書類

(4) 知事への報告

炊き出し、その他による食料の給与を行ったときは、本部長（市長）はその状況を速やかに知事に報告する。

第8節 応急給水の実施

風水害時等における被災者等に対する給水対策について定める。

1 実施責任

水道部事業班は、被災者等への飲料水及び生活用水の供給を実施する。

また、大規模災害等により、市だけでは対応が困難である場合には、県に供給の応援を要請する。

2 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者

3 補給水源地の確保

災害発生後、直ちに水源地、配水ポンプ及び連絡管等の異常を調査し、漏水を確認したときはバルブ操作により、応急給水用の水を確保するものとする。

4 需要の把握

災害が発生し給水機能が停止すると判断されるときは、水道部事業班は所属職員に指示して、直ちに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

需要調査に基づき、応急対策第2部長は、次の事項について総括部本部班へ報告する。

- ・給水機能停止区域、世帯・人口
- ・復旧の見込み
- ・給水班編成状況
- ・応急給水開始時期
- ・給水所（拠点）の設置（予定）場所
- ・その他の必要事項

5 給水所（拠点）の設置と広報

(1) 給水所（拠点）の設置

給水は、原則として給水所（拠点）における給水車等による拠点給水方式で実施する。

給水所（拠点）は、原則として各小学校（コミュニティ防災拠点）とするが、供給停止区域が一部区域に限られる場合など、状況に応じて被災地等に給水所を設置する。

(2) 給水所（拠点）の周知・広報

給水所（拠点）を設置したときは、総括部本部班を通じて被災地住民に対する周知・広報を行うとともに、給水所及びその周辺には看板を掲示する。

6 応急給水用資機材の確保

応急給水活動は、水道部事業班所有の車両及び資機材を使用するが、不足する場合は指定水

道工事店等の応援を求めるとともに、配水管等についてはメーカーからの直送等により補う。

7 応急給水の実施

(1) 給水基準

応急給水は、水道が4週間以内に応急復旧を完了することを想定し、次の基準で行う。

時系列 \ 内容	期 間	1人当たり 水 量 (ℓ/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため最小 限必要量	自己貯水による利用と併せ 水を得られなかった者に対 する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日目まで 11日目から 20日目まで	3～20 20～100	調理、洗面等最低限 生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯 に必要な水量	自主防災組織を中心とする 給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設 置する仮設給水管からの給 水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

なお、給水基準以上の容器を持参し、基準を上回る給水を求める住民に対しては、十分に説明し、協力を求めるものとする。

(2) 車両輸送による応急給水

① 給水所への搬送

飲料水等の給水所への搬送は、水道部事業班が水源地から消防部、指定水道工事店等の協力により、給水車、水槽付消防ポンプ車、トラック等の車両及び備蓄する給水容器等を使用して行う。

② 給水所での給水

給水所での給水は、住民持参の容器を用いて、給水所となった施設の応急給水担当職員、自治会長、消防団等の協力を得て、水道部事業班が行う。

容器を持参できない住民については、近隣、自治会等に対し援助・相互融通等を要請し、給水活動に支障が生じないように留意する。

極端に容器が不足する地域については、市が備蓄するポリタンク等を貸与するが、この場合も可能な限り自治会等への貸与の形をとって行う。

③ 医療機関・福祉施設等への給水

病院・診療所等への給水は最優先で行い、緊急な要請があった場合には、車両等による給水を行う。

(3) 仮設給水栓による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、水道部事業班が関係機関の協力を得て応急給水を実施する。

① 消火栓を活用した応急給水

応急給水の必要がある地域の給水所の周辺で、活用できる消火栓がある場合には、消火栓に接続して応急給水を行う。

② 応急仮配管による応急給水

復旧に長期間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模医療機関等の断水については、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して給水を行う。

8 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内とする。(一般基準)

(2) 書類の整備保管

飲料水の供給を実施したときは、次の書類を整理し保管する。

- ・ 救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・ 給水用機械器具及び浄水用薬品資材受払簿（資料編参照）
- ・ 飲料水の供給簿（資料編参照）
- ・ 飲料水供給のための支払証拠書類

(3) 知事への報告

飲料水の供給を行ったときは、本部長（市長）は速やかにその状況を知事に報告する。

第9節 生活必需品の供給

風水害時等における被災者等に対する緊急物資の供給対策について定める。

1 実施責任

調査部調達配送班及び救助部援護班は緊急物資の供給活動を実施し、各コミュニティ防災拠点等を中心に配布する。ただし、場合によっては各戸配布等も検討する。

なお、災害救助法が適用された場合は、救助の実施に関する知事の職権が市長に委任されることがある。

また、大規模災害等により市だけでは対応が困難である場合、本部長（市長）は県に供給の応援を要請する。

防災関係機関は、防災要員に対する物資の供給を実施する。

住民は、自ら3日分程度の生活必需品を備蓄し、災害発生時にはこれを活用する。

2 供給対象者

- (1) 住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 供給品目

供給する品目としては、一般に次のものが考えられる。

なお、実施にあたっては、高齢者や乳幼児等のニーズにも十分配慮することとする。

○寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

・毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ等、必要性の高い品目には特に配慮する。

・障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の障がい特性に応じて必要となる品目についても、きめ細やかな対応を考慮する。

4 供給活動の実施

調査部調達配送班及び救助部援護班は、緊急物資輸送及び配分計画を立て、これにより輸送及び給与または貸与を行う。

生活必需品の給与（貸与）は、原則として災害救助法の基準（知事の定める）に基づき実施する。

この他、需要の把握、物資の確保及び調達物資の集積等については、「食料の供給」の規定に準じて行うものとする。

5 県及び協定締結先への供給あっせんの要請

市は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県及び協定締結先に次の事項を可能な限り明らかにして供給あっせんを要請する。

- ・供給あっせんを必要とする理由
- ・必要な緊急物資の品目及び数量
- ・引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- ・連絡課及び連絡担当者
- ・荷役作業員の派遣の必要の有無
- ・その他参考となる事項

6 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 品目及び給与（貸与）方法

調査部調達配送班及び救助部援護班は、被災者に知事の定める災害救助に関する手続等を定める規則の規定により、次に掲げる被服、寝具その他生活必需品等現物をもって給与（貸与）する。

- ・寝具：毛布、ふとん等
- ・衣類：外衣、普通着、婦人服、子供服等
- ・肌着：シャツ、パンツ、くつ下等
- ・身廻り品：タオル、運動靴等
- ・食器：茶碗、皿、はし等
- ・日用品：石鹸、歯ブラシ、歯みがき粉、ちり紙等
- ・光熱材料：マッチ、ローソク、携帯用ガスコンロ等

物資が不足し、必要があると認めるときは県に対して供給のあっせんを要請する。

(2) 給与（貸与）の期間

給与（貸与）は災害発生の日から10日以内とする。（一般基準）

(3) 書類の整備保管

物資を購入し配分する場合は、次の書類を整理し保管する。

- ・救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・物資受払簿（資料編参照）
- ・物資の給与状況（資料編参照）
- ・物資購入関係支払証拠書類
- ・物資払出証拠書類
- ・物資購入（配分）計画表

(4) 知事への報告

物資の供給を行ったときは、本部長（市長）は速やかにその状況を知事に報告する。

第 10 節 住宅の確保

風水害時等における被災者等への住宅の確保対策について定める。

1 実施責任

本部長（市長）は、被災者等への応急仮設住宅の建設・管理、住宅の応急修理、住宅等に流入した土石等障害物の除去並びに住宅相談窓口の設置等は、応急対策第 1 部が実施する。

また、大規模災害等により、市だけでは対応が困難である場合には、県に応援を要請する。

2 応急仮設住宅の建設・管理

災害により住家を失った被災者等に対し、避難所への収容や市営住宅等の活用では対応できない場合、必要に応じ、応急仮設住宅の建設・管理を行う。

(1) 入居対象者

住宅が全焼、全壊または流失した者であって、居住する住家がなく、自らの資金では住宅を確保することのできない者

(2) 供給・管理方法

建設業組合等の協力を得て、応急仮設住宅を建設し、これを管理する。

応急対策第 1 部長は、関係各部長の協力を得ながら、公共空地の中から建設地を選定するとともに、応急仮設住宅建設の設計・監督にあたる。

候補地	所在地	建設可能戸数
米田多目的広場公園	米田町米田 9 2 7	1 0 0
総合運動公園サブグラウンド・多目的広場	米田町島 5 2 6	3 0 0
新浜公園	荒井町新浜 2 丁目 2758-77	6 0

① 建設にあたっては、速やかに厚生労働省と協議するとともに、二次災害の危険がないよう配慮する。また、必要に応じて、福祉仮設住宅を建設する等、高齢者、障がい者等を含めた入居者のニーズ、利便性に配慮することとする。

② 仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備し、地域の自主的な組織づくりを促進する。

③ 福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対しては、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

④ 被災状況や地域の実情等、必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給することとする。

(3) 入居者の認定

本部長（市長）は、関係各部職員、市議会議員、自治会長、民生委員等による入居者認定協議会を開催し、入居者の選定・認定を行う。

この際、高齢者、障がい者の優先入居等、避難行動要支援者に十分配慮するとともに、円滑な入居の促進に努める。県が直接認定する場合は、市はこれに協力する。

(4) 県への供給あっせんの要請

市は、市だけでは対応できない場合には、県に次の事項を可能な限り示し、供給あっせんを要請する。

- ・被害戸数
- ・設置を必要とする戸数
- ・調達を必要とする建設業者数
- ・連絡責任者
- ・その他参考となる事項

(5) 災害救助法が適用された場合の措置方法

全焼、全壊及び流出戸数の3割の範囲内において、災害の状況及び被災者の住宅建設能力等を考慮して設置する。

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに設置する。

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であるので、入居させる際はあらかじめこの趣旨を十分徹底させ、なるべく早い機会に他の住宅に転居するよう指導する。

被災者に供与できる期間は、建築工事完了の日から2箇年以内とする。

この住宅を設置して被災者を入居させたときは、次の書類を整理し保管する。

- ・救急実施記録日計票（資料編参照）
- ・応急仮設住宅台帳（資料編参照）
- ・応急仮設住宅用敷地賃貸契約書
- ・応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書
- ・工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ・応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
- ・入居契約書

実施した場合は、本部長（市長）は速やかにその状況を知事に報告する。

3 住宅の応急修理

必要に応じ、被災住宅の応急修理を応急対策第1部が実施する。

(1) 対象者

- ・災害により住宅が半壊または半焼した者のうち、自らの資力では住宅の応急修理を実施できない者
- ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者

(2) 実施内容

居室、炊事場、便所等、最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施し、応急対策第1部長は建設業組合等の協力を得ながら、実務を担当する。

本部長（市長）は、関係各部長等の意見を聞いて、修理対象住宅を選定する。

(3) 県へのあっせん・調達の要請

市は、建築業者が不足したり建築資機材を調達することが困難なときは、県に次の事項を可能な限り示し、あっせん、調達を要請する。

- ・被害戸数（半焼・半壊）
- ・修理を必要とする戸数
- ・調達を必要とする資機材の品目及び数量
- ・派遣を必要とする建設業者数
- ・連絡責任者
- ・その他参考となる事項

(4) 災害救助法が適用された場合の措置方法

応急修理戸数は半焼、半壊戸数の3割の範囲内において、災害の状況及び被災者の経済能力等を考慮して決定する。

災害発生の日から1箇月以内に完了する。

住宅の応急修理を実施したときは、次の書類を整理し保管する。なお、直営工事で修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工、人夫等の出納簿、材料輸送簿等を整備する。

- ・救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・住宅応急修理記録（資料編参照）
- ・住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ・住宅の応急修理関係支払証拠書類

実施した場合は、本部長（市長）は速やかに知事に報告する。

4 住宅等に流入した土石等障害物の除去

必要に応じ、住宅等に流入した障害物の除去を実施する。

(1) 対象者

災害により住宅に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障をきたしている者

(2) 実施内容

本部長（市長）は、周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定する。

応急対策第1部は、土木業者等の協力を得ながら、実務を担当する。

(3) 県への応援要請

市だけでは対応が困難なときは、県に次の事項を可能な限り示し、応援を要請する。

- ・除去を必要とする住家戸数
- ・除去に必要な人員
- ・除去に必要な期間
- ・除去に必要な機械器具の品目別数量
- ・除去した障害物の集積場所の有無
- ・その他参考となる事項

(4) 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害によって障害物が居室、炊事場、敷地内等に流入し、日常生活が営み得ない状態や家の出入りが困難な場合で、自らの資力では障害物の除去ができない者であって、住家が半壊または床上浸水した者に対して実施する。

障害物の除去の戸数は、半壊または床上浸水戸数の1.5割以内とする。

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に実施する。

障害物の除去を実施した場合は、次の書類を整理し保管する。

- ・救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・障害物除去の状況（資料編参照）
- ・障害物除去支出関係証拠書類

実施した場合は、本部長（市長）は速やかに知事に報告する。

5 公営住宅法による災害公営住宅の建設

必要に応じ、公営住宅法により国庫から補助を受けて、災害公営住宅を建設し、これを管理する。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理する。

6 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

市営住宅が災害（火災にあつては地震による火災に限る。）により滅失し、または著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

7 住宅相談窓口の設置

住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について、住民の相談に応じるものとする。

第11節 医療・助産対策の実施

風水害等による負傷者等に対する迅速かつ適切な医療・助産対策について定める。

1 実施責任

本部長（市長）は、被災者等に対する保健医療活動を実施し、医療部医療班がこれを担当する。

また、大規模災害等により、市だけでは対応が困難である場合には、県及び「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」（資料編参照）に基づき応援を要請する。

県は、市から要請があった場合、または県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど保健医療活動を実施する。

なお、高砂市民病院は、高砂市域における災害時拠点病院としての医療活動体制を確立する。

2 応急救護体制

(1) 機動班

消防部は、救急隊、救助隊を組織し、災害現場における救出・救護を行う。

(2) 救護班

災害対策本部は（高砂市民病院スタッフによる）市救護班を組織し、救護所において応急措置を行う。なお、大災害時において救護班によって医療救護の万全が期し得られないときは、高砂市医師会等の協力を得るものとする。

(3) 救護所

次の場合に救護所（文化会館または竜山中学校）を設置する。

- ① 医療機関が被災し、その機能が低下または停止し、医療機関だけでは対応しきれない場合
- ② 患者が多数で、医療機関だけでは対応しきれない場合
- ③ 被災地と医療機関との位置関係等の理由から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地で対応が必要な場合

(4) 後方医療施設

高砂市民病院等の常設の医療機関においては、救護所では対応困難な重症者等の治療・処置を行う。

3 救護班の活動

救護班は、発災直後は外科的治療を中心に傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等の要配慮者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療にあたる。

4 医療マンパワーの確保

医師、看護師等の医療ボランティアの配置等、マンパワーの活動調整は県が行う。地域医療情報センターを通じて、医療マンパワーの応援要請等を行う。

5 患者等搬送体制

県等の協力を得ながら、患者の円滑な搬送が行われるよう努める。

6 医薬品等の確保

救護所等で使用する医薬品等を確保するとともに、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速かつ確実な確保に配慮する。

区 分	期 間	主 な 医 薬 品
緊 急 処 置 用	災害発生後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急 性 疾 患 用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢 性 疾 患 用	避難の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

また、医療機関等で使用する医薬品等について不足が生じる場合は、県と連携し補給を行うものとする。

7 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 医 療

① 範 囲

- ・ 診 察
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 処置、手術、その他治療
- ・ 病院又は診療所への収容
- ・ 看 護

② 方 法

災害救助法による医療は県からの委任を受け、市が実施する。

但し、市で対応できないときは、県に対して救護班の派遣を要請する。

市は、救護班（医師1名と保健師又は看護師2名で1班とする。）を編成して医療・救護の万全を期す。

③ 期 間

災害発生の日から14日以内とする。（一般基準）

④ 書類の整備保管

医療を実施した場合は、次の書類を整理し保存する。

- ・ 救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・ 医療品衛生材料受払簿（資料編参照）
- ・ 救護班活動状況（資料編参照）
- ・ 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- ・ 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類

(2) 助 産

① 範 囲

- ・ 分娩の介助

- ・分娩前、分娩後の処置
- ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

② 方 法

災害救助法による助産は県の委任を受け、市が助産施設のある市域の医療機関で行う。
但し、市で対応できないときは、県に対し救護班の派遣を要請する。

③ 期 間

分娩した日から7日以内とする。(一般基準)

④ 書類の整備保管

助産を行った場合は、次の書類を整理し保管する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・救助実施記録日計票（資料編参照）・衛生材料等受払簿（資料編参照）・助産台帳（資料編参照）・助産関係支出証拠書類 |
|---|

第 12 節 感染症対策の実施

風水害発生時等における感染症対策について定める。

1 実施責任

本部長（市長）が実施し、避難応援部長及び生活環境部長が関係部署等と連携し、全体の統括事務を担当して行う。

なお、県は疫学調査を行い、その結果、必要がある場合の健康診断も県が実施する。

2 予防教育及び広報活動

県及び市は、パンフレット、リーフレット等により、あるいは関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際、特に社会不安の防止に留意する。

3 感染症対策活動の実施

避難応援部長及び生活環境部長は連携し、医療部等からの通報、避難所・被災地等からの通報等により、災害発生時の感染症・食中毒等の発生状況を把握し、必要に応じ、感染症対策活動を実施する。

また、必要に応じ、総括部本部班及び総括部広報班による市民への広報を依頼する。

(1) 清潔方法

生活環境部収集処理班及び処理施設班は、塵芥・汚泥等について、積換所及び分別所を経て埋立もしくは焼却するとともに、し尿の処置に万全を期する。

(2) 消毒方法

避難応援部健康管理班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）に基づく消毒の実施について指示があった場合には、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行うこととする。

また、平成 11 年 3 月 30 日付健医感発第 44 号「伝染病予防法の廃止に伴う個別の感染症等に係る対策通知の取扱いについて」も参考とする。

ア 避難応援部健康管理班及び生活環境部環境班は連携し、速やかに次の事項について消毒に必要な薬剤の配布、指導を行うとともに、そのために必要な薬剤を調達する。なお、市において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合は、県へ供給を要請する。

- ① 飲料水の消毒
- ② 家屋の消毒
- ③ 便所の消毒
- ④ 芥溜、溝渠の消毒
- ⑤ 患者輸送用器などの消毒

イ 消毒の実施にあたっては、感染症の発生を防止し、またはそのまん延を防止するために必要最小限のものとする。（〔例示〕消毒薬の配布は、被災住宅 1 件につき塩化ベンザルコニウム液（逆性石けん液）500ml とする。）

ウ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周辺地域の住民の健康及び環境への影響に配慮する。

(3) ねずみ族、病害虫等の駆除

生活環境部環境班は、県の指示に基づき、対象となる区域の状況、ねずみ族、病害虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行う。

ア ねずみ族、病害虫等の駆除にあたっては、感染症の発生を防止し、またはそのまん延を防止するために必要最小限度のものとする。

イ ねずみ族、病害虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周辺地域の住民の健康及び環境への影響に配慮する。

(4) 患者等に対する措置

避難応援部健康管理班は、被災地において、感染者患者等が発生したときは、県の指示に従い、患者に対する医療を確保し、感染症のまん延を防止するための措置を行う。

(5) 避難所の感染症対策指導等

避難応援部健康管理班は、県感染症対策職員と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、避難所管理責任者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

(6) 報 告

避難応援部長は、加古川健康福祉事務所を経由して県に被害状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を報告する。

災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書を作成し、加古川健康福祉事務所を経由して県に提出する。

4 食品衛生確保対策

避難応援部健康管理班は、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

5 その他の対策の実施

県は必要により夏期の腸管出血性大腸菌感染症等、冬期のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導を行うこととし、特に、抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等、感染防止に努める。

第13節 精神医療の実施

風水害時等におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法について定める。

1 実施責任

災害時における精神医療は県が実施する。

市は、自治会やボランティア団体等と連携して、県に協力する。

2 精神科救護所

災害時に既存医療機関だけで対応できない場合、県を主体とした精神科救護所が設置される。

市は、被災者に対し精神科救護所の開設等を周知し、必要に応じ精神科救護所の巡回相談を要請する。

3 こころのケアセンター

市は、被害の状況を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期的に対応するとともに、必要に応じ、県に対し、こころのケアセンター（被災精神障がい者の生活を支援する精神保健活動の拠点）の設置を要請する。

4 相談・普及啓発活動

市は、県、ボランティア団体等と協力し、災害による心理的影響を受けやすい高齢者や精神障がい者等に対し、こころのケアに関する相談訪問活動の実施に努めるとともに情報の提供や知識の普及に努める。

5 児童・生徒のこころのケア

市は、心理的影響を受けやすい児童、生徒に対し、必要に応じ次のような活動を行う。

- ・教職員によるカウンセリング
- ・電話相談等の実施
- ・教育相談センター、加古川健康福祉事務所、こころのケアセンター、中央こども家庭センター等の専門機関との連携

第14節 健康対策の実施

風水害時等における健康相談や訪問指導等の健康対策について定める。

1 実施責任

本部長（市長）は、災害時における健康相談や訪問指導を実施し、避難応援部健康管理班がこれを担当する。

第2号配備以上の災害時に、統括保健師（健康増進課長）の下、分散配置した保健師が健康増進課に集合し、避難応援部健康管理班として保健師活動を行う。

2 巡回健康相談等の実施

避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。

巡回健康相談の実施にあたり、避難行動要支援者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努める。

3 在宅避難者等への保健対策に関する情報提供等

在宅避難者等については、食料、物資を受け取るために避難所を訪れる機会等を捉えて、健康相談等の保健対策の実施について情報提供を行う。

また、エコノミッククラス症候群について啓発を行うとともに、水分摂取や車外に出て体を動かすといった予防を呼び掛ける。

4 巡回栄養相談の実施

① 市は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。県は、市が実施する巡回栄養相談等に協力する。

② 市は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

③ 市は、巡回栄養相談の実施にあたり、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

第 15 節 遺体の搜索・火葬等の実施

風水害等による犠牲者の遺体の搜索・火葬等の実施について定める。

1 実施責任

本部長（市長）は、遺体の搜索・処理・火葬等を実施し、生活環境部環境班等は、関係機関と連携しながら、これを担当する。

2 搜索依頼・届出の受付

所在の確認できない市民に対する問い合わせや行方不明者の搜索依頼・届出の受付は、生活環境部長が次のとおり行う。

- (1) 生活環境部は、南庁舎 2 階会議室 4、会議室 5 に「行方不明者相談所」を開設し、届出受付の窓口とする。
- (2) 届出を受けたときは、行方不明者の住所・氏名・年齢・性別・身長・着衣その他の特徴について、可能な限り詳細に聞き取り記録する。
- (3) 届出については、まず避難所収容者名簿を確認する。
- (4) その他、災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により、既に死亡していると推定される者の名簿（要搜索者リスト）を作成する。

3 搜索の実施

搜索は、要搜索者リストに基づき、消防部が高砂警察署、自衛隊その他の関係機関及び地元自治会、自主防災組織等の協力を得て、以下のとおり実施する。

- (1) 搜索活動は、生活環境部、救助部及び消防部が連絡を密接にとりながら実施する。
- (2) 搜索活動中に遺体を発見したときは、本部及び高砂警察署に連絡する。
- (3) 発見した遺体は、現地の一定の場所に集め、警戒員を配置して監視する。
- (4) 搜索の実施期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

4 遺体の検案

原則として、現地において高砂警察署が検視（見分）した後の遺体は、生活環境部環境班にその処理を引き継ぎ、以下のとおり遺体の検案を実施する。

- (1) 遺体の検案は、生活環境部環境班が医療部医療班及び高砂市医師会等の協力を得て実施する。
- (2) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。
- (3) 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴を記録し、遺留品を保管する。
- (4) 検案を終えた遺体は、生活環境部環境班が関係各部、各機関の協力を得て、本部長（市長）が指定する遺体安置所へ搬送する。

5 遺体の収容・安置

生活環境部環境班は、検案を終えた遺体について、高砂警察署、自治会等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり収容・安置する。

- (1) 市内の寺院、公共施設(総合体育館)等、遺体収容に適当な場所を選定し、遺体安置所を開設する。適当な既存施設が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- (2) 生活環境部環境班は、県内業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等の必要な器材を調達する。
- (3) 遺体の検案書を引き継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
- (4) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (5) 避難応援部に対して、遺体処理台帳に基づき、遺体火葬許可証の発行を求める。
- (6) 遺族その他より遺体の引き取りの申し出があった場合は、遺体処理台帳により整理の上、引き渡す。

6 遺体の火・埋葬

引き取り手のない遺体の取り扱い及び遺族等が火葬を行うことが困難な場合は、以下のとおり応急措置として遺体の火葬を行う。

- (1) 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬または埋葬を行う。
- (2) 火葬に付する場合は、火葬許可書を火葬場に搬送し、火葬台帳に記入の上火葬に付す。
- (3) 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管場所に一時保管する。
- (4) 遺族その他関係者からの遺骨、遺留品の引き取り希望のある場合は、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。
- (5) 遺体が多数のため、火葬場では処理できない場合は、市内寺院その他の適当な場所に仮埋葬する。
- (6) 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地または納骨堂へ改葬する。
- (7) 火・埋葬の実施期間は災害発生の日から10日以内とする。
- (8) 火葬用燃料・棺箱等葬祭用消耗品の確保に努める。

7 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 遺体の搜索

遺体の搜索の実施期間は、災害発生の日より10日以内とする。(一般基準)

遺体の搜索を実施した場合は、次の書類を整理し保管する。

- ・ 救助実施記録日計票 (資料編参照)
- ・ 搜索用機械器具燃料受付簿 (資料編参照)
- ・ 遺体の搜索状況記録簿
- ・ 遺体搜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の処理

災害発生の日から 10 日以内とする。

遺体の処理を実施した場合は、次の書類を整理し保管する。

- ・ 救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・ 遺体処理台帳（資料編参照）
- ・ 遺体処理費支出証拠書類

(3) 埋 葬

災害発生の日から 10 日以内とする。

埋葬を実施した場合は、次の書類を整理し保管する。

- ・ 救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・ 埋葬台帳（資料編参照）
- ・ 埋葬費支出関係証拠書類

(4) 知事への報告

本部長（市長）は遺体の搜索、処理及び埋葬を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告する。

第 16 節 教育対策の実施

風水害時等における教育対策等について定める。

1 実施責任

教育委員会は、災害時における応急教育等を実施する。

本部長（市長）は、必要に応じ、学用品の調達及び配分を実施し、避難対策部教育班がこれを担当する。

2 災害時における学校教育の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。したがって、避難所として開設された学校においても、避難所は市が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力する。

3 応急教育の実施のための措置

教育委員会は、児童・生徒や教育施設の被災状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県播磨東教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

- ・短縮授業、二部授業、分散授業等の検討
- ・通学路や交通手段等の確保
- ・児童・生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導
- ・学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合において、応急の学校給食を実施する学校設置者は、県教育委員会に学校給食の実施について協議、報告するほか、学校給食の実施が困難になった場合も報告することとする。

また、教育委員会は、被災状況により次の措置を講ずる。

- ・適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）
- ・災害時における児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用
- ・被災職員の代替等対策
 - 複式授業の実施
 - 昼夜二部授業の実施
 - 近隣市町等からの人的支援の要請
 - 非常勤講師または臨時講師の発令
 - 市教育委員会事務局職員の応援

4 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 対象者

災害によって住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊または床上浸水により学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒を対象とする。

(2) 給与方法

本部長（市長）が実施し、避難対策部教育班は、学校長及び教育委員会の協力を得て、調達・給与を行う。

必要数の把握等は、被災児童・生徒の在籍する学校長が行う。

市教育委員会は、災害により補給を要する教科書等の状況について、県播磨東教育事務所を通して県教育委員会に報告する。

(3) 対象品目

教科書、文房具、通学用品

(4) 期 間

教科書については災害発生の日から1箇月以内、その他については15日以内とする。（一般基準）

(5) 書類の整備・保管

学用品を給与したときは次の書類を整理し保管する。

- ・救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・学用品の給与状況（資料編参照）
- ・学用品購入関係支払証拠書類
- ・物資払出証拠書類

5 心の健康管理

教育委員会は、被災児童・生徒や教職員の心のケア・健康管理について、充分留意するものとする。

- ・被災児童生徒への心のケア
教職員スクールカウンセラーによるカウンセリング
電話相談等の実施等
- ・教職員の心の健康管理
グループワーク活動の展開等

6 教育施設の応急復旧対策

災害発生後速やかに教育施設等の被災度判定を実施し、応急復旧等必要な措置を講じる。

被害状況について県播磨東教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

また、状況や必要に応じ、一時的な応急復旧工事を実施する。

7 指定文化財等への対応

災害発生後速やかに指定文化財等の現地調査を実施し、現状把握を行う。その後、必要に応じて、文化財の応急的な保護措置を行う。

国・県・市指定文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、市教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。

また、県教育委員会等と連携しながら、所有者及び管理者と復旧方法を検討し、復旧工事の実施に向けて対策を講じる。

第17節 廃棄物対策の実施

第1 ガレキ対策の実施

災害により発生したガレキ（災害廃棄物）処理の対策について定める。

1 実施担当者

ガレキの処理については、生活環境部計画策定班及び収集処理班、処理施設班が実施責任者となり、原則として、次の体制を確保して行う。

(1) 住宅・建築物系（個人）

原則として、被災者自らが、市の指定する場所に搬入するよう指導する。

(2) 事業所

事業所が自己処理を行う。

(3) 公共・公益施設

施設の管理者において処理する。

2 実施計画

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

損壊建物数等の情報をもとに、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに処理計画を定める。同時に県に連絡するものとする。

(2) 作業体制の確保

① 人員、資機材等の確保

ガレキ処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

（人員の不足が生じた時は、救助部援護班に対しボランティア、災害協力委員等の応援を要請する。）

② 応援要請

県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

① 撤去作業

災害等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。

② 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

損壊家屋からの解体廃棄物、ガレキ、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確認する。

③ 県への応援要請

最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行うこととする。

(4) 仮置場の確保

短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処分に至るまでの間、一時的に集積する場所

が必要となることから、あらかじめその適地等をリストアップし、一時集積場所として確保できるようにしておく。また、住民へ速やかに、一時集積場所及び収集日時を広報する。

適地候補	所在地	m ²
高砂市一般最終処分場（第5処分場）	曾根町字新開 2 9 2 8	37,912
高砂市一般最終処分場（第4処分場）	曾根町字八軒 2 9 0 7	13,423

(5) 分別収集体制の確保

災害廃棄物についても、生活ごみ等と同様、その処理・処分上の効率性の点から、排出時における破碎、分別等を徹底する。

また、一時集積場所においても、搬入される災害廃棄物の分別体制を確保する。

(6) 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時においても、環境保全等に万全を期すため、災害廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保に努める。

3 応援体制の整備

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（資料編参照）に基づき、兵庫県及び県内各市町間の相互応援を実施する。

第2 ごみ処理対策の実施

災害発生後に被害家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、ごみ等の収集処分の基本的な方法を定め、災害時における清掃業務の万全を期す。

1 実施担当者

ごみ等の処理に係る業務は、本部長（市長）が実施し、生活環境部計画策定班及び収集処理班、処理施設班が担当する。

2 災害発生後の対応

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握することとする。

(2) ごみの一時保管場所の確保

生活ごみの処理等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、定期的な消毒を行う等衛生上十分配慮をすることとする。

一時保管場所の選定に際しては、以下に掲げる点に留意し行う。

- ① 他の応急対策事業に支障のないこと
- ② 環境衛生に支障がないこと
- ③ 搬入に便利なこと
- ④ 後に行う焼却等の最終処分に便利なこと

3 処理作業過程

(1) 生活ごみ、粗大ごみの収集、収集開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始することとする。なお、災害時においても原則として分別収集とする。また、災害ごみの分別については、処理を効率的かつ安全に行うために、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、家電リサイクル対象品目、畳、ふとん・敷物類、スプリングマットレス、処理困難物、ブロック・レンガ等の分別に努めることとする。

(2) ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、原則として、以下のとおり行うものとする。

- ① 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、生活環境部は委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し、エコクリーンピアはりまへ搬送し焼却処分する。
- ② 障害物として道路等に排出された廃棄物は、担当部が一時集積場まで直営及び委託業者の協力による車両を適宜配車して、収集・搬送する。
- ③ 倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、市民に対し一時集積場への直接搬送の協力を要請する。市民への依頼は、市の広報により行う。
- ④ 収集できずに道路、空地に置かれたごみについては、避難応援部健康管理班と連携し、定期的な消毒を行う。

(3) 県等への応援要請

- ① 市は、生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。
- ② 市は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行うこととする。

第3 し尿処理対策の実施

し尿は、感染症対策上の観点から、できる限り早急に収集・処理する必要があるため、以下のとおり行うものとする。

1 実施担当者

し尿の処理に係る業務は、本部長（市長）が実施し、生活環境部計画策定班及び収集処理班、処理施設班が担当する。

2 処理すべき量の推定

大規模な災害等の発生後に処理すべきし尿の量は、倒壊、焼失家屋等の汲取式便槽のし尿及び使用できなくなった上下水道処理区域の世帯から排出される分の合計となる。

そのため、処理すべき量は、平常時における処理計画を勘案し、し尿の処理対策実施のための検討材料とする。

3 仮設トイレの設置

生活環境部長は、大規模な災害が発生した時は、本部長（市長）の指示により、調査部調

達配送班と協議し貯留式仮設トイレを設置する。また、平常時から仮設トイレを備蓄しておくよう努めるものとする。

設置の箇所は、汲み取り処理地域及び下水道使用不能地域にある次の施設から優先的に設置するものとする。期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、本部長がその必要がないと認めるときまでとする。

- (1) 避難場所・避難所
- (2) 高層集合住宅所在地
- (3) 住宅密集地

4 災害発生後の対応

- (1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握することとする。

- (2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、貯留式仮設トイレを避難所に設置することとする。

なお、あらかじめ仮設トイレの備蓄等、その確保体制及び設置した際の清掃等、その維持体制の整備に努めることとする。

- (3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をすることとする。

- (4) 県等への応援要請

- ① し尿の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。
- ② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行うこととする。

第 18 節 ヘリコプター派遣要請計画

大規模災害・大規模特殊災害において、ヘリコプターを使用することが、各種災害応急対策上極めて有効であると考えられるときに、「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、県にヘリコプターの出動を要請する。

1 実施担当者

ヘリコプターの要請は、本部長（市長）が実施し、総括部本部班と消防部が担当する。

2 ヘリコプターの活動内容

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 情報収集活動
- (5) 災害応急対策活動

3 要請手続き

県に対するヘリコプターの派遣要請は、市長又は消防長が神戸市消防局警防部指令課を通じて、消防防災航空隊に対し手続を行う。消防防災航空隊は、緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況を確認の上、即時に、または防災監が出動の可否を決定した後、要請者にその旨を回答することとする。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行うこととする。

4 要請先

（災害対策本部設置時）

災害対策本部事務局	TEL	(078)362-9900	（休日・夜間）
（県災害対策センター内）		7-151-5870～78	（衛星電話）
	FAX	(078)362-9911	

（災害対策本部設置時）

神戸市消防局警防部司令課	TEL	(078)331-0986	（時間内）
	FAX	(078)331-0987	

（災害対策本部設置時）

県消防保安課	TEL	(078)362-9831	（勤務時間内）
	FAX	(078)362-9915	
	TEL	(078)362-9900	（勤務時間外）
	FAX	(078)362-9911	

5 要請に際し連絡すべき事項

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現地の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要事項

6 要請者において措置する事項

- (1) 離発着場の選定（下記8より選定する）
- (2) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）
- (3) 離発着場に至る交通機関の確保
- (4) 現地責任者は、現地において機長等との連絡にあたる。

7 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受け入れ先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておくこととする。

8 「ヘリコプター発着場」

名 称	所 在 地	所 管	県指定適地
(株)カネカ高砂工業所グラウンド	高砂町沖浜町 883-2	(株)カネカ高砂工業所	○
総合運動公園	米田町島 526	高砂市（健康こども部）	○
高砂河川公園(加古川河川敷緑地)	荒井町小松原 683	高砂市（都市創造部）	○
市ノ池公園	阿弥陀町地徳 301	高砂市（都市創造部）	
中筋小学校校庭	中筋 1 丁目 2-1	高砂市（教育委員会）	
松陽中学校校庭	松陽 1 丁目 11-1	〃	

※高砂河川公園は、津波及び洪水注意報以上が発令された時は使用しない

第 19 節 交通輸送対策の実施

第 1 交通の確保対策の実施

災害時に道路、橋梁等における円滑な交通を確保、規制し、被災者の避難、傷病者の収容、応急対策要員の移送、応急対策用資機材及び生活必需品の輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

1 実施担当者及び実施機関

市内の道路の交通対策に係る業務は、応急対策第 1 部土木班が担当し、国道・県道の道路管理者及び警察の協力を求めて実施する。

2 被災情報及び交通情報の収集

(1) 道路巡視

災害発生後、国道・県道の道路管理者及び警察と緊密に連携して、災害により道路及び橋梁に被害の発生が予想されるときは交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に把握するとともに、迂回路を確保して災害時に迅速かつ適切な措置がとれるよう努める。

(2) 情報収集

県、市の防災情報ネットワークや電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して幅広い情報収集に努めることとする。

(3) 発見者の通報

道路、橋梁等の交通施設の被害、その他交通関係の異常な混乱を発見した者は、遅滞なく本部長（市長）又は警察官に通報する。

3 緊急輸送道路

県において、救助、救急、消火活動を迅速に行うため、また、被災者への緊急物資を供給するための緊急輸送路について、次のように設定されている。また、市内の防災拠点や緊急医療機関等を結ぶ輸送道路は警察及び関係機関と協議のうえ確保する。

■ 県指定緊急輸送路		
緊急輸送道路（一般道）		一般国道 250 号（2. 1 k m） 一般国道 250 号「明姫幹線」（4. 0 k m） 一般国道 2 号（4. 9 k m） 一般県道明石高砂線（1. 7 k m） 一般県道高砂北条線（2. 9 k m） 一般県道生石宝殿停車場線（0. 5 k m） 一般県道伊保宝殿停車場線（0. 1 k m）
緊急輸送道路（高規格幹線道路等）	...	一般国道 2 号「加古川・姫路バイパス」（4. 6 k m）
緊急輸送道路（市管理道路）	...	市道米田 79 号線（0. 3 k m） 市道沖浜・荒井幹線（1. 6 k m） 市道本町幹線道路（0. 2 k m）

高砂市緊急輸送道路(資料編参照)

路線名	路線延長
鹿島幹線道路	1. 0 k m
阿弥陀環状準幹線道路	0. 3 k m
若宮・市役所準幹線道路	0. 4 k m
荒井 63 号線	0. 1 k m
曾根 112 号線	0. 2 k m

4 陸上交通の確保

災害などにより、交通施設、道路等の危険な状況が予想され又は発見したとき若しくは通報等により承知したときは、次の区分により、速やかに必要な交通規制を行うものとする。

ただし、交通規制を実施するときは、国道・県道の道路管理者及び警察と、緊密な連絡のもとに、相互に適切な処置が執られるよう配慮する。

区 分	実施責任者	基 準
道路管理者	市長 知事 国土交通大臣	1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合（道路法第 46 条） 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合（道路法第 46 条）
警 察	警察官 警察署長 公安委員会	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき（災害対策基本法第 76 条） 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき（道路交通法第 4 条） 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生じるおそれがある場合（道路交通法第 6 条）

(1) 道路法（第 46 条）に基づく交通規制

道路管理者は、道路の損壊・欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 被災区域の流入抑制

災害発生時、規制されることになる道路及びその区間については、道路管理者は警察と連携し事前に広く周知しておく必要があり、また、規制時には報道機関を通じての広報や立て看板等により周知徹底を図る必要がある。

(3) 災害対策基本法（第 76 条第 1 項）に基づく規制

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、県公安委員会は道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

① 周知徹底

道路管理者は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、通行禁止等を行う区域又は期間（終期を定めない場合は、始期）等について、テレビ、ラジオ等のマスコミ、垂れ幕、看板、交通情報板、警察車両をはじめ広報車両、現場警察官等あらゆる広報媒体を活用して住民等に周知する。

② 規制方法

ア 表示をして行う場合

表示は、交通規制の区域又は区間の道路の入り口やこれらと交差する道路との交差点付近に設置し、車両の運転者に対して、緊急交通路における交通規制の内容を周知させる。

イ 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するためアの表示を設置するいとまがない場合又は表示を設置して行うこと

が困難な場合については、警察官の現場における指示により規制を行う。

③ 警察官等の措置命令及び措置（災害対策基本法 76 条の 3）

ア 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動その他必要な措置をとることを命じ、又は警察官自ら当該措置をとることができる。

イ 自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の権限として規定されている措置命令及び措置を準用できる。

(4) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

① 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、県と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施する。

② 事前届出の対象とする車両

県公安委員会は、災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理することとする。

ア 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

③ 事前届出に関する手続き

・ 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

・ 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署経由）

・ 申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両等事前届出書 2 通及び緊急通行車両一覧表 1 通、自動車検査証又は軽自動車届出済証の写

④ 標章・緊急通行車両証明書の交付

各部は、災害応急対策を実施するうえで必要と認める場合には、県（災害対策課）、警察本部（交通規制課）、警察署において、届出済証を提示し、標章・緊急通行車両証明書の交付を受ける。

(5) 道路交通法に基づく交通規制

災害活動が復旧・復興活動へと向かう段階で、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り換えることとする。

① 規制期間

道路管理者は災害の規模、態様、被災状況及び道路の復旧状況等に応じた弾力的な運用

を行う。

② 規制ルートの設定

道路管理者は警察と連携し、復旧・復興活動に必要とされる交通需要を考慮して適切なルートを設定し、「復旧・復興関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等適切な名称を付して周知を図る。

③ 規制内容

道路管理者は、一般車両のほか、必要に応じて復旧・復興活動車両についても、車種制限及び台数制限等を行う。

(6) 道路の応急復旧作業

① 道路啓開の実施

ア 道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を実施するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努める。また、平成26年11月に改正された災害対策基本法では、大規模な災害発生時における道路管理者による放置車両・立ち往生車両等の移動に関する規定が定められたことを踏まえ、放置車両対策等の強化を図ることとする。さらに、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所、兵庫県及び市は、それぞれの関係機関を含めた連絡・連携体制の整備、資器材の確保に努めることとする。

イ 応急復旧業務に係る建設業者等の運用

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保することとする。また、県は、兵庫県建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等の支援要請を行うこととする。

なお、高砂市は、兵庫県自動車整備振興会加古川支部と締結した「災害時における応急対策等の協力に関する協定」に基づき、被災者救援及び障害物除去等の応急対策業務に関する協力の要請を行うこととする。

5 海上交通の確保（港湾又は漁港の応急復旧等）

(1) 港湾管理者は、早急に港湾施設の被害状況を把握して、国土交通省に対し被害状況を報告し、国土交通省及び港湾管理者は、必要に応じて応急復旧等を行う。

(2) 港湾管理者は、漁港施設について、早急に被害状況を把握し応急復旧を行うとともに、農林水産省に対して、被害状況を報告する。

6 航空交通の確保

市は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図ることとする。

7 交通機関の行う交通の確保

神姫バス(株)及びコミュニティバスのバス路線において、道路の欠壊等により運行不能となった場合、路線の一部変更等の処置をとり、できる限り運行を確保し、また、西日本旅客鉄道(株)、山陽電気鉄道(株)において運休箇所が発生した場合、相互連絡をとり、代行バスで運転を行う等により交通の確保を図るものとする。

第2 緊急輸送対策の実施

災害時における被災者、災害応急対策要員及び応急対策用資機材の迅速な移送・輸送は、防災業務のうちでも最も重要な業務の一つであって、災害対策に大きく影響するものである。

したがって、災害時における輸送力の確保については、平常時においても絶えず留意し、市有の車両等の整備点検を行い、突発する災害に備える。

1 実施担当者

配車・輸送対策に係る業務は本部長（市長）が実施し、調査部調達配送班が担当する。

災害輸送は、その応急対策を実施する部が行うものとする。ただし、各部において調達できないときは要請に基づき、調査部調達配送班が車両の調達を行い、災害の輸送の援助を行う。

2 緊急輸送活動の優先順位

緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して行うものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

■ 緊急輸送活動の順位

第1段階 (災害発生直後の初動期)	第2段階 (応急対策活動期)	第3段階 (復旧活動期)
・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・負傷者等の搬送 ・交通規制 ・輸送施設、輸送拠点の応急復旧	・(第1段階の続行) ・食料、飲料水等の輸送 ・傷病者・被災者の救出搬送 ・輸送施設の応急復旧	・(第2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需品輸送

3 輸送力の確保

(1) 自動車による輸送

① 確保順位

ア 災害応急対策実施機関所管の自動車

イ 公共的団体所管の自動車

ウ 業者所有の自動車

エ その他自家用自動車

② 自動車の調達方法

ア 調査部調達配送班は、集中管理している車両の運行状況を把握し、配車の適正を期するものとする。

イ 輸送にあたっては、原則として各部等の保有する自動車によるものとし、不足する場合は調査部調達配送班へ依頼する。

ウ 各部で、なお不足するときは、調査部調達配送班は、業者所有の車両等の借上を行うものとする。

(2) 車両の配車

本部は、各部への車両種別ごとの供給数及び供給方法について、各部と緊密な連絡をとり、応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の応急措置に支障をきたさないよう万全を期する。

(3) 燃料の調達

調査部調達配送班は燃料の調達について、燃料取扱い業者と事前に協議し、災害発生時に即応できる体制を確保しておくものとする。

第3 鉄道施設対策の実施

風水害等により、道路施設、鉄道施設に被害を受けた場合は、当該施設の管理者は、住民の生命及び財産を保護するため全力を挙げて救出・救護に努めるほか、関係機関との緊密な連携のもとに、被災施設の早期復旧及び交通機能の早期回復を図る。

1 実施担当者

鉄道施設が被害を受けた場合は、当該施設の管理者が応急復旧を実施する。

また、風水害等による鉄道施設の被害を発見した者は、速やかに当該施設の管理者、市又は警察等に通報する。

2 JR西日本

(1) 対策本部の設置

災害が発生した場合には現地に現地対策本部を、又必要に応じ本部内等に対策本部を設置する。

(2) 発災時の初動体制

① 運行規制

ア、強風

風速 25 m/s 以上となったときは一時列車の運転を見合わせる。

イ、降雨

時間雨量 50 mm 以上又は連続及び時間雨量が規制値を超えた場合は運転速度 25 km/h 以下に制限。

時間雨量 60 mm 以上又は連続及び時間雨量が規制値を超えた場合は列車の運転を一時見合わせる。

② 乗客の避難・救護対策

ア 駅構内

災害状況を的確に把握し、適切な案内放送と安全な避難場所への誘導を行う。

イ 列車内

二次災害を警戒し、輸送指令及び最寄りの駅長と協議のうえ、乗客を安全な場所へ誘導する。また、駅間に列車が停止している場合は、前方の駅まで運転し、乗客を降車させる場合がある。

ウ その他の措置

負傷者救護及び消防署、警察署、医療機関等への救護要請を行う。

3 山陽電気鉄道

(1) 対策本部の設置

災害が発生した場合には、対策本部を設置し、その被害を最小限にとどめるとともに、併発事故を防止、輸送の確保、情報の把握、被害者の救援等を実施することとする。

(2) 発災時の初動態勢

① 運行規制

ア 風害

- ・風速が毎秒 20 m 以上のときは、区間を指定して運転速度を規制することとする。
- ・風速が毎秒 25 m 以上のときは、区間を指定して運転を休止することとする。

イ 水害

- ・1 時間に 60 mm 以上、又は通算 250 mm 以上の雨量を感知したときは、区間を指定

して運転を休止する。

- ・ 1 時間に 50 mm 以上、又は積算 200 mm 以上の雨量を感知したときは、区間を指定して運転規制することとする。

※積算雨量は 12 時間無降雨状態後の累計雨量

- ・ 水位がまくらぎ上面を越えたときは、毎時 15 km 以下の速度で運転する。
- ・ 水位がレール面上まで達したときは、運転を休止することとする。

ただし、技術部長が安全を確認したときは、毎時 15 km 以下の速度を指定して運転することができる。

- ・ 各河川において、上流側桁下水位があらかじめ決められた基準に達したとき、区間を指定して運転を休止することとする。

- ・ 施工基面や法肩付近に線路方向の亀裂が生じたときは、運転を休止することとする。

ウ 濃霧又は吹雪

- ・ 濃霧又は吹雪のため、通常の運転ができなくなったときは、毎時 25 km を超えない速度で運転することとする。

② 災害時の活動体制及び情報連絡体制

ア 緊急事態（自然災害、第三者災害等により長時間にわたる輸送障害又は多数の死傷者が発生した場合をいう。）が発生した場合又はそのおそれがあるときは、あらかじめ定めた経路により速報することとする。

イ 社長は、緊急事態が発生した場合又はそのおそれがある場合、対策本部を設置するよう指示することとする。

ウ 現地対策本部を災害又は事故の現場に設置し、速やかに被害施設の復旧に努めるとともに、輸送の確保、情報の把握、被害者の救援等を実施することとする。

③ 乗客の避難誘導

ア 駅長は、旅客の安全確保に努め、避難が困難な場合は、安全な場所に誘導することとする。

イ 運転士は、駅間の途中で停止した場合で乗客の避難が必要と認めたときは、運転指令の承認を受けた後、車掌と打ち合わせた上、ブレーキの緊締、手歯止使用等、転動防止をした後、安全な場所に避難誘導すると共に、避難場所・旅客の状態等を運転指令に報告することとする。

ウ 運転士は駅構内で停止した場合、旅客の避難が必要と認めたときは、駅長の指示に従い、前号の取扱いをすることとする。

エ 車掌は、列車が駅間で停止したときは、その状況を速やかに把握し、適切な車内案内放送を行い、車内秩序の維持に努め、旅客の避難が必要と認められるときは、運転士と打合せて、避難場所など適切な案内を行うと共に、安全な場所に避難誘導することとする。

④ 救護活動

ア 係員は、事故が発生した場合、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとると共に関係先に報告することとする。

イ 救護責任者は、死傷者がある場合、その氏名、性別、年齢、収容医療機関及び症状等を的確に把握し、家族その他関係者への連絡対応に従事することとする。

ウ 運転指令及び駅長は、特に人命救助の必要がある場合に、消防本部に出動を要請することとする。

エ 駅長は、旅客に対し放送装置及び掲示等を利用して、事故の概況、輸送の方法、復旧の見込み等案内の周知徹底を図り、秩序の維持に努めることとする。

第 20 節 ライフラインの応急対策の実施

第 1 電力の確保

1 趣旨

災害により機能が停止した電力の早期復旧のための対策について定める。

2 内容

(1) 市の応急対策

①被害状況等の情報収集

関西電力および関西電力送配電のほか、市町、警察、消防機関等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。

②広報の実施

被害状況、復旧状況等、県民が必要とする情報について、適切な広報を行うこととする。

③優先復旧等

ア 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、重要施設やその他特に必要があると認める施設については、関西電力送配電に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請することとする。

イ 関西電力送配電から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行うこととする。

ウ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、関西電力送配電に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請することとする。

エ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めることとする。

オ 重要施設等の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成し、関西電力送配電に電源車等の配備を要請するよう努めることとする。

(2) 関西電力および関西電力送配電の応急対策

①防災体制

ア 地域における防災体制

関西電力の各支社および関西電力送配電の各本部が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長および本部長を対策組織の長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

(ア) 播磨・但馬地域非常災害対策総本部

(イ) 播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部

(ウ) 播磨・但馬地域送配電警戒本部

＊送配電とは関西電力送配電のことをいう。

イ 総本部の設置基準

総本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (ア) 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。
 - a. 播磨・但馬地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - b. 播磨・但馬地域内に大津波警報が発令された場合
 - c. 南海トラフ地震臨時情報が発令された場合
 - d. 南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合
- (イ) 総本部の設置については、関西電力の長と関西電力送配電の長が協議し、決定する。
 - a. 非常災害が発生した場合または発生することが予想される場合にあつて、関西電力と関西電力送配電が連携して、対応していくことが必要と認められる場合
 - b. その他必要な場合

ウ 体制の確立

関西電力および関西電力送配電は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。

- (ア) 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。
- (イ) 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

②災害応急対策に関する事項

ア 災害時における情報の収集、連絡

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

(一般情報)

- (ア) 気象、地象情報
- (イ) 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）
- (ウ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）
- (エ) その他災害に関する情報（交通状況等）
 - （関西電力および関西電力送配電被害情報）
- (オ) 電力施設等の被害状況および復旧状況
- (カ) 停電による主な影響状況
- (キ) 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
- (ク) 従業員等の被災状況
- (ケ) その他災害に関する情報

イ 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

ウ 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあつては関西電力の総務室長、地域にあつては関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

③災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

ア 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

④要員の確保

ア 対策組織要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

(イ) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。

イ 復旧要員の広域運営

関西電力および関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発(株)、電源開発送変電ネットワーク(株)および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

⑤災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。

ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 対策組織相互の流用

(ウ) 他電力会社等からの融通

イ 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力および関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

⑥災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

⑦災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

⑧災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して、関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

⑨災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(エ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

⑩災害復旧に関する事項

ア 復旧計画

(ア) 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

- a. 復旧応援要員の必要の有無
- b. 復旧要員の配置状況
- c. 復旧用資機材の調達
- d. 復旧作業の日程
- e. 仮復旧の完了見込
- f. 宿泊施設、食糧等の手配
- g. その他必要な対策

(イ) 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

イ 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第2 ガスの確保

大阪ガスネットワーク㈱、(一社)兵庫県LPガス協会は、災害によりガス施設に被害が生じた場合には、二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持することとする。

大阪ガスネットワーク㈱の応急対応

1 実施担当者

都市ガス施設の早期復旧のための対策は、大阪ガスネットワーク㈱が実施する。

大阪ガスネットワーク㈱は、「災害対策規程」に基づき、次のとおり応急対策を実施することとする。

2 災害発生直後の対応

(1) 応急対策要員の動員

- ① 兵庫事業部内の風水害による災害の発生あるいは災害の発生が予想される場合は、災害対策本部を設置する。
- ② 災害時は、緊急呼出し装置等により必要要員の呼出しを行う。
災害が発生したことを覚知した場合、自動的に出社することとする。
- ③ 必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出を行うこととする。

(2) 情報の収集伝達

- ① 防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行うこととする。
- ② 兵庫事業部災害対策本部は、担当エリアのガス施設、お客様施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。

(3) 応急復旧用資機材の確保

必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安施設、携帯無線等）について必要な数量を確保することとする。

(4) 危険防止対策

都市ガスは、生活に欠くことができない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限り供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じることとする。

3 復旧作業過程

(1) 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命に関わる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行うこととする。

(2) 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスネットワーク㈱が単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得ることとする。

(3) 代替エネルギーの供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対しては、都市ガス代替エネルギーを供給することとする。

(4) 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全装置に関する各種の情報を広報することとする。

(5) 他機関との協力体制

復旧を促進するため、兵庫県をはじめとする地域防災機関、報道機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者、地域団体との緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進することとする。

(一社) 兵庫県 L P ガス協会の対応

1 災害発生直後の対応

① 災害対策本部の設置

災害の発生により、兵庫県内の行政機関（県・市・町）に災害対策基本法第 23 条の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに(一社)兵庫県 L P ガス協会内に、兵庫県 L P ガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じることとする。

② 情報の収集伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達することとする。

① 被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等

② 支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量

2 応急対策の実施

(1) 緊急措置の周知

㈱ラジオ関西との「災害時における L P ガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、L P ガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、㈱ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図ることとする。

また、災害地区の市町、自治体等に依頼し、広報車・有線放送等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう住民に周知するとともに L P ガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じることとする。

(2) ローラー作戦の展開

L P ガス消費家庭等が災害のため広範囲にわたり被害を受け、L P ガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施することとする。

(3) 危険箇所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防本部等との協力を得て迅速に回収することとする。

また、災害により容器が流出し、河川・海上を漂流した場合は、漁業協同組合等

と連携して回収に努めることとする。

(4) 要配慮者対策

ＬＰガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障がい者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施することとする。

3 復旧対応

(1) ＬＰガスの供給

① 都市ガスが停止した場合には、災害支援協定により各自治体からの要請に応え、病院、避難所等を優先にＬＰガスの供給を行う。

② 一般充填所の被害状況により、中核充填所において設備の共同利用を始めるとともに、ＬＰガスの国家備蓄の放出に備える。

(2) 電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションにＬＰガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら県民の要望に対応することとする。

(3) 不要容器の回収

不要となったＬＰガス容器については、市町の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収することとする。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知することとする。

(4) 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿ＬＰガス連合会の相互支援協定等に基づき、他府県から協力を得ることとする。

第3 電気通信の確保

災害により電気通信施設に被害が生じた場合には、速やかに応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持することとする。

1 電気通信設備の担当機関

災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、西日本電信電話㈱が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

2 災害対策本部の設置

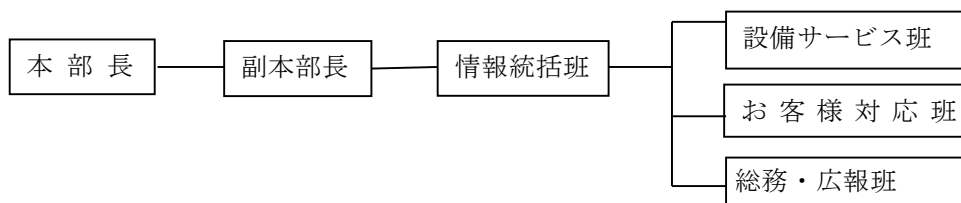
(1) 名称及び所在地

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

名称及び所在地

機 関 名	所 在 地	連 絡 電 話
西日本電信電話㈱ 兵庫支店設備部 災害対策室	神戸市中央区海岸通 11 番 NTT 神戸中央ビル 16F	災害対策室 TEL：078-393-9440 FAX：078-326-7363

(2) NTT 西日本兵庫支店災害対策本部の組織及び所掌事項



(3) 所掌事項

情 報 統 括 班

- ・災害対策本部各班の掌握、災害対策業務全般の運営、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整

設 備 サ ー ビ ス 班

- ・被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施

お 客 様 対 応 班

- ・ユーザーへの対応

総 務 ・ 広 報 班

- ・社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、広報支援、兵站活動、報道対応

3 応急復旧

(1) 通信の混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(3) 通信途絶の解消と通信の確保

地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

- ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- オ 非常用可搬型デジタル交換装置の運用
- カ 臨時・特設公衆電話の設置
- キ 停電時における公衆電話の無料化

(4) 通信の利用と広報

震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

- ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。
- ウ 被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。
- エ 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)
- オ 西日本電信電話(株)兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。
- カ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」でのふくそう緩和を実施する。

(ア) 提供の開始

- ・ 地震、噴火等の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況(輻輳)になっている場合に開始する。
- ・ 被災者の方は、本人・家族等の安否情報等を「災害伝言ダイヤル(171)又は「災害用伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、閲覧して安否等を確認する。

(イ) 伝言の条件

a 「災害用伝言ダイヤル(171)」

- ・ 登録できる電話番号(被災地電話番号)・・・加入電話・ひかり電話番号および

携帯電話等の電話番号

- ・ 伝言録音時間……… 1 伝言あたり 30 秒間
- ・ 伝言保存期間…提供終了まで
- ・ 伝言蓄積数……… 1 電話番号あたりの伝言数は 1 ～ 20 伝言で、提供時知らせる。
- b 「災害用伝言ダイヤル(web171)」
- ・ 接続条件……… インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
- ・ アクセス URL …… https://www.web171.jp
- ・ 伝言登録数……… 伝言板（伝言メッセージボックス）あたり 20 件まで
（20 件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される）
- ・ 伝言板（伝言メッセージボックス）数………
 - 利用者情報なしの場合：1 件
 - 利用者情報ありの場合：最大 20 件 ※利用者情報は事前に登録が必要
- ・ 伝言保存期間……… 最大 6 カ月
- ・ 登録可能な伝言……… 定型文およびテキスト情報（伝言 1 件あたり 100 文字）
- ・ 伝言のセキュリティ……… 伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能
- ・ 伝言通知機能……… 利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる

(ウ) 伝言通知容量

- ・ 約 800 万伝言

(エ) 提供時の通知方法

- ・ テレビ・ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリアを知らせる。
- ・ 電話がかかりにくくなっている場合は、「輻輳メッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤルを利用して頂きたい旨の案内」を流す。
- ・ 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
- ・ 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらえる。

(オ) 提供開始日

- ・ 災害用伝言ダイヤル（171）：平成 10 年 3 月 31 日
- ・ 災害用伝言板（web171）：平成 24 年 8 月 30 日

(カ) 復旧順位

災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた適切な措置により回線の復旧を図る。

第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給に直接関係のある機関
第 2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、および第 1 順位以外の国又は地方公共団体

第4 水道の確保

災害により水道施設に被害が生じた場合には、速やかに機能が停止した水道の応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持することとする。

1 実施担当者

水道施設が被害を受けた場合は、上下水道部長を実施担当者とし、上下水道部が応急復旧を担当する。

2 災害発生直後の対応

(1) 応急対策人員の動員

突発的な災害の発生に即応できるよう、以下のとおり対処する。

① 職員の動員

あらかじめ参集場所を指定し、参集後直ちに施設の被害状況を調査し、計画に基づく班編成にて想定された復旧計画を調整し、応急復旧作業体制を確立する。

② 指定水道工事店等への応援要請

あらかじめ応援を求める場合の体制を確立しておくものとする。また、災害協定締結業者等を通じて、あらかじめ応急復旧対策に応援可能な人員、動員方法等を打ち合わせしておくように努めるものとする。

(2) 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施することとする。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行うこととする。

(3) 資機材及び車両の調達

水道部事業班備蓄資機材及び車両をもって対応し、不足した場合は、車両及び給水装置等は指定水道工事店に応援を求めるとともに、配水管等については、メーカーからの直送によるものとする。

(4) 県等への応援要請

応急復旧の人員に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに、総括部職員班から相互応援協定等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

3 復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧にあたる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示することとする。

(2) 施設毎の復旧方法

① 取水、導水並びに浄水施設

応急復旧にあたり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処す

ることとする。

② 送・配水施設並びに給水管

ア 主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消することとする。

イ 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施することとする。

(3) 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整えることとする。

(4) 復旧作業の現状と見通し等の伝達・広報

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の広域的な広報は、総括部長に要請し、防災行政無線等の広報システム及び県災害対策本部を通じ、報道関係機関の協力を得て実施するものとする。また、広報の時期については、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行うものとする。

(5) 工業用水道施設の応急復旧

工業用水道施設の応急復旧にあたっては、水道施設に準ずるが、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、県等を通じて他の工業用水道事業者等に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

第5 下水道の確保

災害により下水道施設に被害が生じた場合には、速やかに機能が停止した下水道の応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持することとする。

1 実施担当者

下水道施設が被害を受けた場合は、応急対策第2部長を実施担当者とし、応急対策第2部が応急復旧を担当する。

2 災害発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施することとする。

(2) 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を行うこととする。

① 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。

② 調査・点検漏れの生じないように、あらかじめ調査票や点検表を作成して実施する。

③ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

(3) 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、総務部職員班から県等を通じて他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

3 応急復旧の方法

被災箇所の応急復旧にあたっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等を勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施することとする。また、工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせるものとする。

(1) 管路施設

① 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じることとする。

② マンホール等からの溢水

- ・ 排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水管、又はループ配管等を利用して緊急排水を行う。
- ・ 可搬式ポンプを利用して他の下水管・排水路等へ緊急排水する。
- ・ 分流式下水道の汚水管渠からの溢水については、土嚢で囲む等の措置を講じたうえ、排水路に誘導して緊急排水する。

③ 吐口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土嚢による浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じることとする。

(2) ポンプ場及び処理場

① ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じることとする。

② 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施することとする。

③ 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努めるものとする。

④ 燃料タンク等からの危険物の漏洩

危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合には、速やかに応急措置を講じるものとする。

⑤ 汚泥消化関係設備からのガスの漏洩

災害発生後、速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合には、火気厳禁及び立入禁止の措置、漏洩箇所のシール及び漏洩箇所付近の弁等の閉鎖等の応急措置をとるものとする。

⑥ 消毒施設からの次亜塩素酸ナトリウム溶液の漏洩

消毒設備において、次亜塩素酸ナトリウム溶液の漏洩が生じた場合には、漏液の中和処理を行うとともに速やかに漏洩箇所の修復を実施する。なお、作業に当たっては、換気を十分に行うものとする。

⑦ 水質試験室における薬品類の飛散・漏洩

災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じることとする。

⑧ 池及びタンクからの溢水

土嚢などによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止することとする。

⑨ 高潮発生への対策

高潮の発生が予想される場合には、次の措置を講じることとする。

- ・ 防潮ゲートの閉鎖
- ・ 止水用ゲートの閉鎖及び止水用角落としの設置
- ・ ポンプ場、処理場等における土嚢等による漏水防止措置

4 災害時の広報

発災後の広域的な広報は、総括部長に要請し、防災行政無線等の広報システム及び県災害対策本部を通じ、報道関係機関の協力を得て実施するものとする。

また、広報の時期については、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に併せて行うものとする。

市内の一部地域を対象とする広報は、応急対策第2部が拡声器付自動車による路上広報等を行う。

第21節 農林水産対策計画

災害による影響を受けやすい農林水産業について、災害時の対策について定める。

第1 実施担当者

農林水産関係対策の業務は本部長（市長）が実施し、生活環境部商工・農林水産班が担当する。

第2 市の実施対策

1 主要作物

市は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

(1) 水稻

- ① 強風時の深水による被害の軽減
- ② 水没苗の処理、排水、泥土の除去、病虫害の防除
- ③ 倒伏した田の湛水の中止及び成熟期に近い倒伏稲の早期収穫
- ④ 被害激甚地における他作物への植替え

(2) 大豆

- ① 暴風網による被覆、株元への培土
- ② 排水溝のさらえによる排水の促進
- ③ 病虫害防除の徹底

2 野菜

県及び農業関係団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損個所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を図る。

3 果樹

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

4 花き

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

5 しいたけ

県及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害対策の推進

降雨等による水害・土砂災害等に備えた二次災害の発生防止対策について定める。

第1 実施担当者

公共土木施設等の応急復旧、二次災害防災対策のうち、本部長（市長）が実施するものについては、応急対策第1部が担当する

第2 市の実施対策

1 土砂災害

- (1) 県、指定地方行政機関等と協力し、総合土砂災害対策推進連絡会を活用して総合的な土砂災害対策を推進する。
- (2) 県と協力し、緊急パトロールを実施し、土石災害危険箇所を把握する。
- (3) 市、県は、それぞれの管理する箇所で必要に応じ次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - ③ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (4) 危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図る。
- (5) 異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

2 道路

- (1) 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 管理者は、危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図る。
- (3) 管理者は、緊急輸送路について重点的に点検し、状況により復旧し、交通の確保を図る。
- (4) 管理者は、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

3 河川

- (1) 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況を把握のうえ、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施する。
- (2) 管理者は、危険箇所について関係機関への連絡や市民への周知を図るとともに、応急工事の実施や警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な対応を図る。

4 ため池

- (1) 管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 管理者は、それぞれの管理する箇所で必要に応じ次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
- (3) 危険箇所の住民への周知と警戒避難体制を強化する。

5 森林防災対策

- (1) 市、県は緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 市、県は、それぞれの管理する箇所で必要に応じ次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 警報機付伸縮計の設置
 - ③ 危険性の高い箇所について、仮設防護柵、土留工等の緊急対策工事や不安定土砂の除去
- (3) 危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図る。

6 農業土木施設対策

- (1) 工事施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。
- (2) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強・補修等を行う。

7 宅地防災対策

- (1) 実施主体

被災宅地危険度判定を実施する場合、実施本部業務マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県（支援本部）に速やかに連絡するとともに、必要な支援を要請する。（避難応援部応急危険度判定班が市登録の宅地判定士を中心に行う。）
- (2) 危険度判定の対象

擁壁、のり面等を含む建築物の敷地を対象とする。

対象建築物の把握は、調査班の行う被害家屋調査や緊急パトロールからの報告、地域住民からの情報により行う。
- (3) 実施方法

実施本部、及び宅地判定士は、各業務マニュアルに基づき、危険度判定を実施する。

宅地判定士は、「応急危険度判定調査表」を使用し、構造物の変状等を計測して判定を行い、判定ステッカーを調査構造物等に貼付する。

なお、公共施設の被災状況についても早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じる。
- (4) 市、県は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ① ビニールシート等の応急措置
 - ② 宅地防災相談所等の開設

8 公園・緑地

- (1) 工事施工中の公園・緑地等の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。
- (2) 既設の公園・緑地等の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強・補修等を行う。
- (3) 倒木等が発生した場合は、立ち入りを禁止し早急に撤去する。

第4章 その他の災害の応急対策の推進

第1節 消防計画

この計画は、「消防組織法」並びに「消防法」等の消防関係法令に基づき、住民の生命と財産を大規模火災から保護するため、消防機能を高度に利用してその被害を軽減することを目的とする。

第1 実施担当者

消防機関は、住民や関係機関と連携して災害の未然防止に努めるとともに、大火災等の非常事態発生に際しては市民の生命、身体、財産の保護にあたる。

第2 消防活動

消防本部は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

また、その消防責任を果たすため、県広域消防相互応援協定及び「東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定」の円滑な運用に努める。

1 消防本部の消火活動

大規模火災に対する消火活動は、以下の原則に基づき、全消防力をもって行う。

- (1) 人命の安全確保を図り、避難地・避難路を確保防御するための消火活動を最優先とする。
- (2) 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- (3) 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先的に防御する。
- (4) 火災件数が消防力を上回るときは、消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- (5) 耐火建築物等の火災で、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧後、防御する。
- (6) 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し延焼した場合、市街地への延焼危険のある部分のみを防御する。
- (7) 消火栓の使用が不可能なときは、防火水槽・プール等の水利を有効に活用する。
- (8) 消防活動体制が確立した時は、消防活動と並行して、救助・救急活動を行う。
- (9) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

2 消防団の活動

消防団は、以下の原則に基づき、地域住民の中核的存在として、市民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模災害による二次的被害の発生を最小限にとどめるように努める。

(1) 出火の防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

(2) 消火活動

消防隊の出動不能又は困難な地域における消火活動あるいは、主要避難路の確保のための消火活動について、単独若しくは消防隊と協力して行う。

(3) 情報の収集

火災発見が困難な地区の出火の発見通報、道路障害の状況、特異救助事象の収集と報告及び消防団本部あるいは分団からの指示命令の伝達を行う。

(4) 救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対して、応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

(5) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

3 住民等の活動

(1) 火気使用者

災害発生時に火気を使用しているものは、出火を防止するため、可能な限り、直ちに必要な措置をとるとともに、出火のおそれがある場合には近隣の応援を求める等延焼防止に努めることとする。

(2) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設との防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたることとする。

(3) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努めることとする。

第2節 危険物施設等の応急対策の実施

第1 危険物災害対策計画

災害時における危険物（石油等）の保安及び応急対策について定める。

1 実施責任者

危険物施設に被害が発生した場合、当該事業者等が、消防本部等に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、被害の規模、態様によっては、県、市（災害対策本部）、消防本部、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

2 実施方法

(1) 事業者等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に直ちに次の措置をとる。

① 連絡通報

ア 責任者は、災害発生時に直ちに119番で消防本部に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業に通報する。

イ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

② 初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行う。なかでも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方途を講じる。

③ 医療救護

企業内救護班は、応急救護を実施する。

④ 避難

責任者は、企業自体の計画により従業員等の避難を実施する。

⑤ 住民救済対策

企業は、被災額の僅少なものについて企業自体の補償で救済する。

(2) 市、県その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施する。

① 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災地への職員派遣等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、市、県、その他関係機関に災害発生速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

② 災害広報

市、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

③ 救急医療

当該事業者、市、警察、消防本部、医療機関、その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

④ 消防応急対策

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

⑤ 避難

市は、警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

⑥ 災害警備

警察は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期す。

⑦ 交通応急対策

道路管理者、警察は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、その周辺の交通対策に万全を期す。

第2 高圧ガス関係事業所応急対策

高圧ガスに関する災害時における応急措置及び被害拡大防止措置について定める。

1 実施責任者

高圧ガス取扱施設に被害が発生した場合、当該事業者等が、消防本部に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、被害の規模、態様によっては、県、市（災害対策本部）、消防本部、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

2 実施方法

(1) 緊急通報

① 高圧ガス関係事業者は、高圧ガス施設が災害発生又は危険な状態となった場合はあらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（市、県、消防本部、警察）に通報する。

② 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 災害対策本部等の設置

事業者は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

事業者及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。

① 状況による設備の緊急運転停止

② 火災が発生した場合の消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水

③ ガスが漏洩した場合の緊急遮断等の漏洩防止措置

④ 状況による立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定

⑤ 状況による防災要員以外の従業員の退避

⑥ 発電設備以外の設備の緊急総点検

⑦ 交通規制措置

(4) 防災資機材の調達

① 事業者は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業者等から調達する。

② 市、県、消防本部は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達する。

- ③ 警察、消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(5) 被害の拡大防止措置及び避難

- ① 事業者は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。
- ② 防災関係機関は、被害が拡大し、事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
- ③ 市は、必要に応じ避難の指示を行う。

第3 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

1 実施体制

毒物・劇物保管貯蔵施設の応急対策は、営業者及び業務上取扱者が関係機関等と協力して実施するものとする。

消防本部は被害状況を把握し、自主防災活動に協力するものとする。

2 市の実施措置

- (1) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (2) 飲料水汚染のある場合、上下水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (3) 消防機関において、中和剤、吸着剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

3 営業者及び業務上取扱者の実施措置

- (1) 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察署又は消防本部へ連絡する。
- (2) 毒物劇物の漏洩、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

第4 放射性物質取扱事業所応急対策計画

1 実施担当者

放射性物質取扱事業所に災害による被害が発生した場合は、事業所が実施担当者として関係機関の協力を得て、応急対策を実施する。

消防本部は、被害状況を把握し、自主防災活動に協力するものとする。

2 市の実施措置

- (1) 放射性物質取扱事業所において事故などの発生を確認した場合、その旨、県へ、ただちに通報することとする。
- (2) 必要があるときは、警戒区域を設定し、住民の立ち入り制限、避難等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報等を実施する。

第3節 突発重大事案の応急対策の実施

突発重大事案等による災害から、住民を守るための各種応急対策について定める。

1 突発重大事案の定義

航空機事故、列車事故、大規模交通事故、火災事故、爆発事故、放射性物質等の大量放出（サリン等の発散を含む。）、雑踏事故等の突発重大事案であって、多数の死傷者を伴う社会的反響の大きい事案、又は多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される突発事案をいう。

2 突発重大事案発生時の対応

市長は、事故現場に出動した警察、消防、海上自衛隊等の機関から突発重大事案発生連絡を受け、又は自ら認知した場合は、県に通報する。

対応は、火災発生により要援護者が発生した場合及び突発重大事案が発生した場合の各部局対応マニュアルによる。

3 現地災害対策本部の廃止

市長は、事案に対する応急措置及び応急救助活動が終了したときは、各防災機関の意見を聞いて、現地災害対策本部を廃止する。

第4節 海上災害への応急計画

平成9年1月に日本海で発生したロシア船籍タンカーナホトカ号の沈没による重油流出事故は、兵庫県の但馬海岸にも大きな被害をもたらした、こうした事故の教訓等を踏まえ、海上災害への対応を定める。

1 災害の範囲

この計画における「海上災害」とは、以下の場合を指す。

- (1) 本市の沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合
- (2) 重油等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及んだ場合又は及ぶ可能性がある場合

2 海上災害に関する基本的な考え方

- (1) 海難による人身事故

海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にある。

また、海難について、人命救助を必要とする場合、姫路海上保安部は船長の救助活動の援助を行う。

なお特に、本市の陸岸に近い海難で最初に事件を認知した場合は、市長が救護の責務を負う。

- (2) 重油等の流出事故

海上への重油等の流出により防除が必要となった場合、その防除義務者は当該船舶の船長等であるが、これらの者が必要な措置を講せず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合には、姫路海上保安部、海上災害防止センター等の防除活動とともに、本市沿岸部においては、市はこれらの機関と連携、協力しながら防除にあたる。

また、重油等が本市の陸岸に漂着した場合の回収、収集、運搬、処分等は、基本的に原因者にその責務があるものの、市として対応を行う必要がある。

3 海上災害への備え

海上災害について特に次の点に留意した備えに努める。

- (1) 情報の収集・伝達体制

防災関係職員に対し、各種のセミナー、講演会への出席等を通じ専門的な知識の習得に努めさせる。

平時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努める。また、国の機関によってこれらの情報がデータベース化、オンライン化、ネットワーク化された場合は、積極的にこれを活用する。

- (2) 搜索活動、救助・救急活動、医療活動

搜索活動を支援するための船舶、ヘリコプター、救急車、照明車、無線通信設備（情報連絡手段）等の整備に努める。

応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

陸上に運ばれた負傷者が多人数に上る場合を想定し、各医療機関の所在地、連絡先、受入可能人数等をあらかじめ把握し、災害発生時に迅速な行動がとれるよう、平時から医療救護体制

の整備に努める。

(3) 消火活動

消防本部は、平時から相互にあるいは消防機関同士の連携を図り、消防活動の充実・強化に努める。

(4) 重油等の流出物の防除活動への備え

重油等が大量流出した場合に備えて、必要に応じて以下の体制整備に努める。

- ・油防除資機材の保有、管理
- ・近隣市町の資機材の保有状況の把握

(5) 環境保全対策

国等の実施する環境調査技術習得のための研修等に積極的に関係職員を派遣する。

(6) 防災訓練

国等の実施する防災訓練に積極的に参加する。

防災訓練を実施する際、海上災害を想定した訓練を盛り込むよう留意するとともに、被害想定を明らかにする等、実践的なものとなるよう工夫する。

(7) 海上防災意識の向上

海上保安本部等関係機関との連携強化に努めるとともに、海上防災意識の向上を図る。

4 応急対応

(1) 初動体制の確立

事故発生後は、速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに、相互に緊密に連絡を取り、重油等の流出などに注意を払う。

また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を東播磨県民局（連絡が取れない場合は災害対策課）に連絡する。応援の必要性がある場合も同様とする。

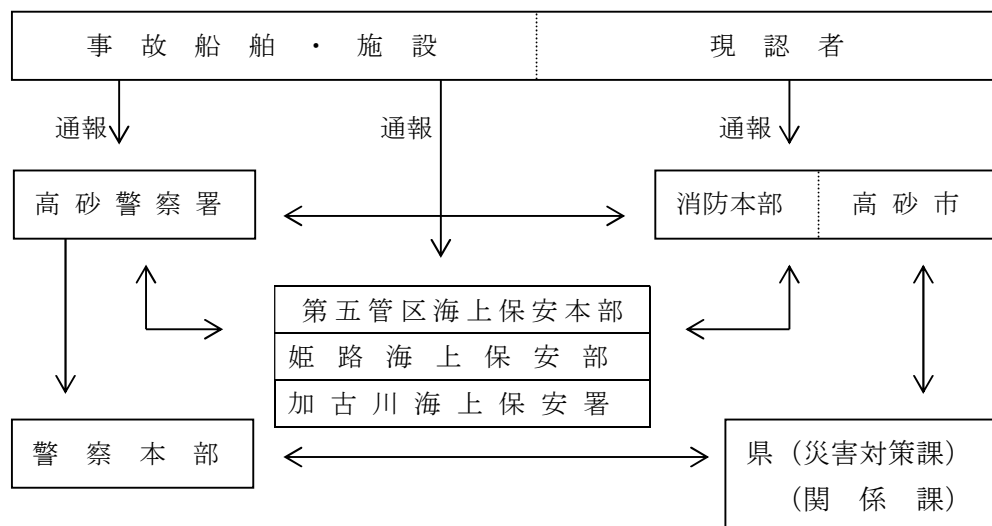
広域的及び総合的対策を迅速に進めるため東播磨県民局が設置する連絡協議会に参加し、応急活動の円滑な実施に努める。

(2) 情報の収集・伝達

海上災害が発生した場合は、関係機関からの情報収集を行うほか、沿岸陸上部のパトロールに努め、被災規模、人的被害等の情報を収集し、収集した情報を県に対しフェニックス防災システムを通じ報告する。また、関係機関や沿岸住民に対し防災無線等により必要な情報提供を行う。

収集した情報は整理をし、必要に応じ関係機関相互に情報を交換する。

◎ 防災関係機関の情報伝達図



(3) 災害対策本部の設置

市長は、本市の沿岸海域で海上災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、関係機関等からの情報収集の上、全庁的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

動員体制等については、災害規模等に基づき必要な体制をとるほか、原則として第2章第1節及び第2節に準じる。

(4) 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請

① 市長は必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、加古川海上保安署長に対して、応急対策の実施を文書で要請するものとする。

なお、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書により要請するものとする。

また、加古川海上保安署との連絡が困難である場合には、他の海上保安庁の事務所又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請することとする。(海上保安庁船艇・航空機は、防災相互通信波の送受信機を搭載)

ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由

イ 支援活動を要請する期間

ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容

エ その他参考となる事項

② 海上保安庁の支援活動の内容

ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援

(5) 広域応援体制

市長は、海上災害の規模によって、自衛隊その他の広域的な応援が必要であると認めるときは、各々の応援要請手続きに従って要請する(応援要請の方法は第2章第4節による)。

(6) 搜索、救助・救急、医療活動

① 搜索活動は、姫路海上保安部、県及び県警察本部が相互に連携しながら実施するが、本市陸岸で海難が発生した場合、市はこれらの機関と協力し活動する。

② 救助・救急活動は、事故が発生した船舶の船長、姫路海上保安部が行うが、本市陸岸の場合、市はこれらの機関と協力し活動するほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の各関係機関、非常災害対策本部、現地災害対策本部等に応援を要請する。

③ 必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

④ 市及び医師会は、姫路海上保安部等と連携しながら、負傷者等への医療、救護活動を迅速かつ的確に実施するため、医師を確保して救護班を編成し、派遣するとともに、消防本部に要請して迅速に患者搬送を行う。

⑤ 災害の規模等を勘案のうえ、必要と認めるときは、県に対し、県医師会、日本赤十字社、国立病院又は公的病院等への医師の派遣要請を求める。

⑥ 医薬品を確保するとともに、保健所、消防機関、地元医師会、その他関係機関との連絡を密にし、医療救護活動の円滑化に努める。

(7) 消火活動

- ① 消防本部は、船舶の火災につき、姫路海上保安部と相互に連携をとり、消火活動を行う。
- ② 応援協定に基づく応援の要請があったときは、迅速かつ円滑な応援出動を行う。

(8) 緊急輸送活動

- ① 交通規制にあたっては、海上保安部、警察機関、国、県あるいは関係市町の道路管理者、指定公共機関あるいは指定地方公共機関の交通関係機関は、相互に密接な連絡をとる。
- ② 必要に応じてヘリコプターの臨時着陸場及び緊急物資の搬入、搬出等に係る人員の確保を行う。
- ③ 被害の状況に応じて車両等の確保、配備を行う。確保が困難な場合は県に調達あっせんを依頼する。

(9) 重油等の防除対策

- ① 重油等の防除について防除措置義務者がその措置を講じず、又は防除措置義務者が講じる措置のみでは対応できないと認められる場合は、姫路海上保安部、県等関係機関と連携を図りながら、必要な防除措置を講じる。また、応援の要請があったときは、迅速かつ円滑な応援出動を行う。
- ② 国、沿岸の自治体、関係事業者等で構成されている大阪湾・播磨灘流出油等防除協議会が防除活動を実施する場合は、協議会に総合調整本部が設置されるが、市は総合調整本部と連携しながら、各会員と協力して、重油等が漂着する可能性がある初期の段階において、可能な範囲で有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効果的な処理に努める。

③ 防除対策

ア 重油等が陸岸に漂着するおそれのある場合又は漂着した場合、情報収集や関係機関への情報提供及び必要な油防除資機材の調達等を行い、防除・回収作業を実施する。

イ 回収作業にあたっては、県の作成した重油等回収方針に沿って作業計画を策定することとし、計画を策定したときは速やかに県に報告する。回収作業は作業計画に基づき行う。

ウ 回収作業のボランティアを確保するため、県に対し災害救援専門ボランティアの派遣要請を求めるとともに、ボランティア受入窓口を開設する。

エ 重油等の漂着状況、回収状況を常に把握し、計画的・効率的な回収処理がなされるよう努める。

オ 回収作業従事者の健康保持に努め、作業現場に仮設の救護所を設置し、保健婦、看護婦等から構成される健康相談チームを編成して、同所に派遣する。また、陸岸での除去に専門的な知識や経験のない地元住民やボランティアのために、健康管理上の注意事項を明らかにし、回収作業従事者に周知する。

カ 流出油等の保管、運搬、処理については、船舶の所有者等の防除義務者及び防除義務者から委託を受けた海上災害防止センターが主体となって行う。

運搬や処理が直ちに行うことができない場合、市は、姫路海上保安部等防災関係機関と協力して、利用可能な空き地等で一時保管を応急的に行う。その際、海上災害防止センター等を通じ、又はその指導を受け、事前に保険会社と協議する。

【調達資材】

長靴、ゴム手袋、防塵マスク、ひしゃく、雨ガッパ、防寒着、スコップ、ふるい、土のう袋、ビニールシート、油吸着材等

(10) 二次災害の防止活動

重油等が漂着した場合は、その性質、危険性等を広報し、必要に応じ、周辺海域での遊泳の禁止、漁業活動の自粛等と呼びかける。

5 災害復旧

(1) 復旧計画

復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

また、復旧にあたっては、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

(2) 住民生活等への対応

被災地において臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、早期解決に努める。

(3) 漁業・水産関係の復旧

安全な水産物の安定的供給を図るとともに、風評被害を防止するため、関係漁業、水産加工組合等に対して、油の付着の有無に関する検査の実施、油の付着した水産物の廃棄処分、安全であることの広報の実施等、必要な指導を行う。

(4) 海岸、港湾、漁港関係施設の復旧

回復宣言後も新たな油塊が漂着していないか継続してパトロールするとともに、漁業者、住民からの通報体制を確立する。